

瑞浪市一般廃棄物処理基本計画 (第 1 次中間見直し)

(案)

令和 7 年 3 月

瑞 浪 市

瑞浪市一般廃棄物処理基本計画 目次

第1章	計画策定の主旨	1
1.	計画の位置づけ	2
2.	計画の対象区域	3
3.	計画で扱う廃棄物の範囲	3
4.	計画の目標年次	3
第2章	本市の概況	4
1.	沿革	4
2.	位置	4
3.	自然環境	5
(1)	気象	5
4.	人口動態	6
(1)	人口及び世帯数	6
(2)	人口の年齢構成	7
5.	産業の動向	9
(1)	産業別就業人口	9
(2)	農業	12
(3)	商業	14
(4)	工業	16
6.	関連計画	17
(1)	瑞浪市総合計画	17
第3章	ごみ処理基本計画の進捗状況	18
1.	目標進捗状況	18
(1)	1人1日あたりごみ総排出量	18
(2)	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	19
(3)	事業系のごみ排出量	19
(4)	リサイクル率	20
(5)	埋立処分量	20
2.	施策の実施状況	21
第4章	ごみ処理の現状	23
1.	ごみ処理事業の沿革	23
2.	ごみの区分	25

3. ごみ処理体制	26
(1) ごみ処理フロー	26
(2) 分別区分	27
(3) 収集・運搬	28
(4) 中間処理	30
(5) 最終処分	30
4. ごみ処理の実績	32
(1) ごみ排出区分の定義	32
(2) ごみ総排出量の推移	33
(3) リサイクル率の推移	34
(4) 最終処分量の推移	35
5. ごみ処理の評価	36
(1) ごみ処理の評価	36
(2) 住民満足度	39
(3) ごみ処理の現状と課題	41
第5章 アンケート調査	42
1. アンケート調査の目的・概要	42
2. 調査結果	43
3. アンケート結果のまとめ	75
(1) 市民アンケート	75
(2) 事業所アンケート	75
第6章 ごみ処理基本計画	76
1. 基本の方針	76
2. 数値目標	77
(1) 1人1日あたりごみ総排出量	77
(2) 1人1日あたり家庭系ごみ排出量	77
(3) 事業系のごみ排出量	78
(4) リサイクル率	78
(5) 最終処分量	78
3. ごみの発生量及び処理量の見込み	79
(1) 人口の将来予測	80
(2) ごみ総排出量の将来予測	81
(3) 事業系ごみ排出量の将来予測	82
(4) リサイクル率の将来予測	83
(5) 最終処分量の将来予測	84

4. ごみ処理に関する基本的事項	85
(1) 分別区分	85
(2) 目標年次のごみ処理フロー	86
(3) 収集・運搬計画	87
(4) 排出禁止物	90
(5) 中間処理の計画	90
(6) 最終処分の計画	92
5. 目標達成のための施策	93
(1) 施策と取組内容	93
(2) 施策のスケジュール	96
6. ごみ処理施設の整備に関する事項	98
7. その他ごみ処理に関して必要な事項	98
(1) 瑞浪市廃棄物減量等推進審議会	98
(2) 災害対策	98
(3) 不適正排出及び不法投棄対策	98
第7章 生活排水処理基本計画の進捗状況	99
1. 目標進捗状況	99
2. 施策の実施状況	100
第8章 生活排水処理の現状	101
1. 生活排水処理の現状	101
(1) 生活排水処理の沿革	101
(2) 生活排水の処理主体	101
(3) 生活排水処理区域の概要	102
(4) 生活排水処理体系の現状	103
(5) 生活排水処理形態別人口の推移	104
(6) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	105
(7) 収集・運搬の現状	105
(8) 生活排水処理施設の現状	106
2. 生活排水処理事業の課題	110
(1) 接続率の向上	110
(2) 合併処理浄化槽の普及	110
(3) 下水道施設の老朽化対策	111

第9章 生活排水処理基本計画	112
1. 生活排水処理基本計画の経緯	112
2. 持続可能なまちづくり	112
3. 生活排水処理の数値目標	113
4. 目標達成のための取り組み	114
(1) 接続率の向上	114
(2) 合併処理浄化槽への転換	114
(3) 下水道施設の老朽化対策	114
5. 生活排水処理の将来予測	115
(1) 処理形態別人口の将来予測	115
(2) し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測	116
6. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	117
(1) 収集運搬計画	117
(2) 中間処理・再利用計画	117
7. 施設整備計画	117
8. 広報・支援活動	117
第10章 計画の推進	119
1. 瑞浪市廃棄物減量等推進審議会	119
2. 地球温暖化防止への配慮	119
3. 計画の推進と公表	119

資料編

資料1 ごみ量の将来予測	
資料2 生活排水処理の実績及び将来予測	
資料3 アンケート結果	
資料4 パブリックコメント	
資料5 瑞浪市廃棄物減量等推進協議会	

第 1 章 計画策定の主旨

我が国は、社会経済の発展と生活様式の変化に伴い、物質的豊かさや利便性を手に入れてきた一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムが、化石燃料などの天然資源の枯渇や環境負荷の増大といった社会問題を引き起こしてきました。そのため、我が国が今後も持続的に発展していくためには、これまでの社会経済システムを根本的に改め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した「循環型社会」に転換していく必要があります。

国は、循環型社会形成推進基本法をはじめとして、各種の廃棄物・リサイクル関連法を制定・改正するなど、循環型社会に向けた法整備を進めてきており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）においても、廃棄物の排出抑制、再生利用などを位置づけています。

市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければなりません。

瑞浪市（以下、「本市」という。）においても、平成 14 年 10 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「前計画」という。）を作成し、ごみの減量化を図ってきましたが、計画期間が満了し、廃棄物行政を取り巻く社会情勢に対応し、長期的・総合的な循環型社会システムの構築を目指すために、令和 2 年 3 月に「瑞浪市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を改定しました。本計画は、5 年ごともしくは社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合に見直すこととなっていることから、今回、本計画策定より 5 年が経過する令和 6 年度において見直しを行うものです。

なお、令和 2 年 3 月の改定より、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と生活排水処理基本計画を合わせて、本計画としています。

1. 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけを整理すると、図1-1に示すとおりであり、本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

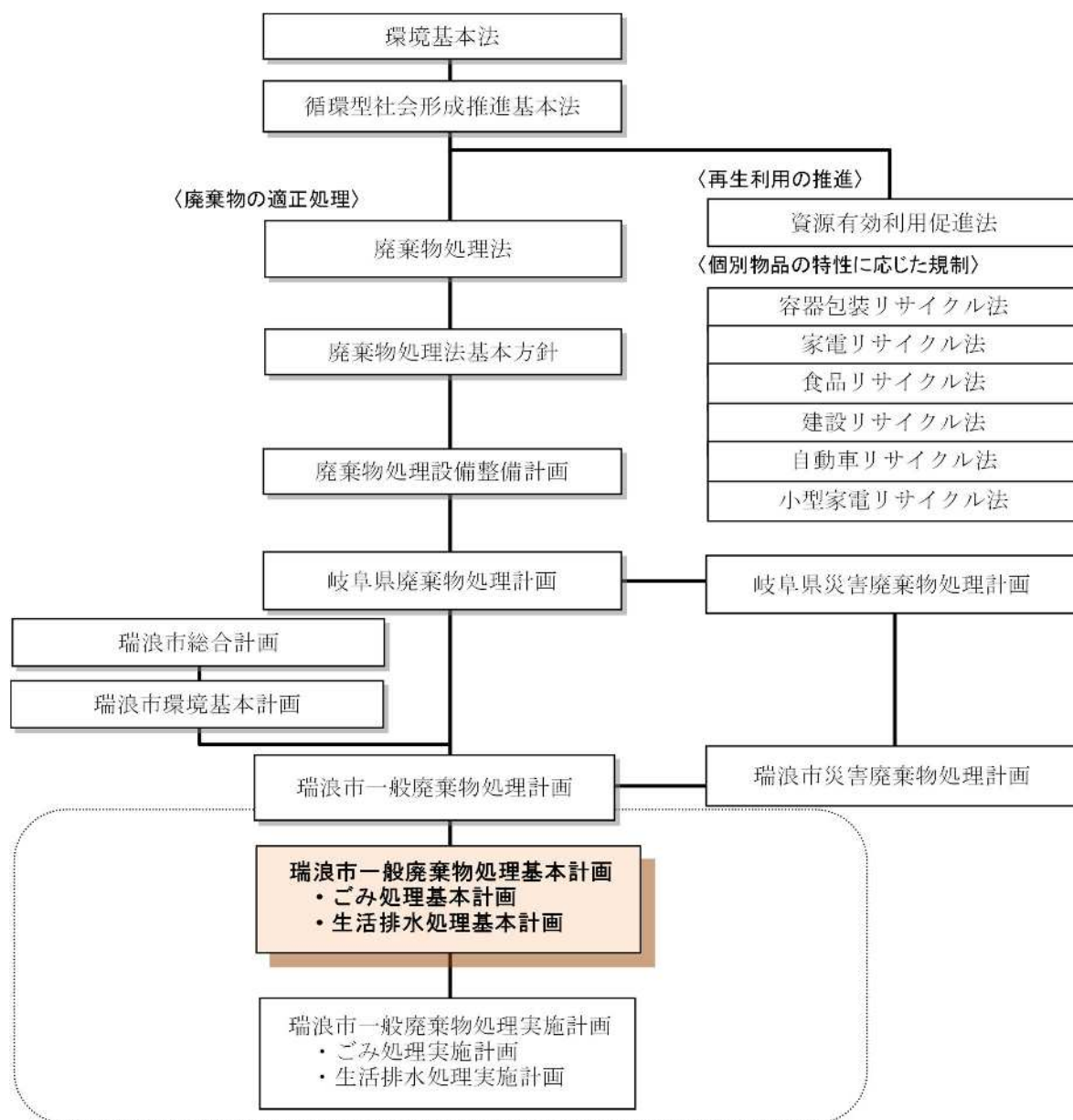


図1-1 計画の位置づけ

2. 計画の対象区域

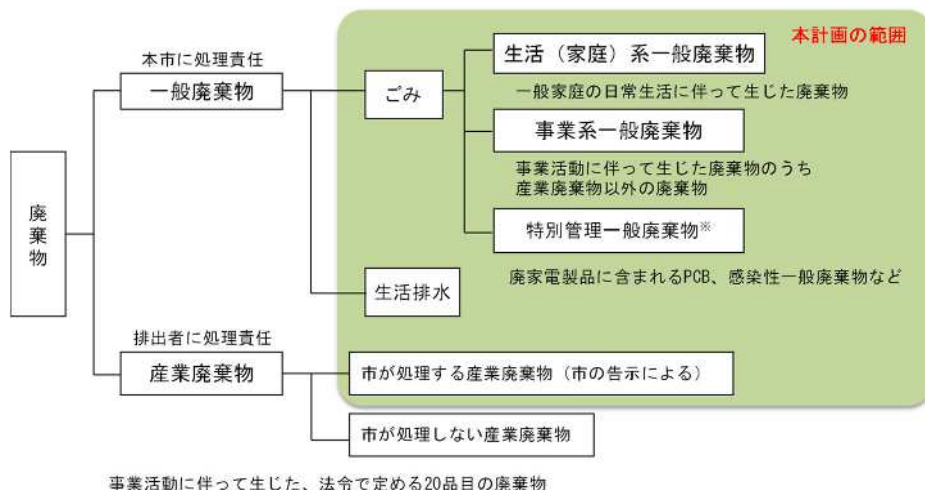
本計画の対象区域は、本市全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されますが、本市が統括的な処理責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

また、本市では、一部の産業廃棄物について条例の定めるところにより、一般廃棄物と併せて処理を行うため、この部分も本計画の範囲とします。



※：特別管理一般廃棄物は、本市では処理・処分をしておらず、民間業者において処理・処分が行われています。

図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の目標年次

本計画の目標年次は令和 2 年度より 15 年後の令和 16 年度であり、第 1 次中間目標年次を令和 6 年度、第 2 次中間目標年次を令和 11 年度に設定しています。

なお、計画は5年ごとに見直すこととしていますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

表 1-1 本計画の計画期間と目標年度

[illegible]

第2章 本市の概況

1. 沿革

歴史を遡ってみると、本市は室町時代の創業といわれる美濃焼を中心に発展し、中山道の宿場、化石で知られる歴史と文化のある街です。

明治30年に寺河戸村、山田村、小田村が合併し、瑞浪村となりました。

その後、大正9年に瑞浪町となり、昭和26年に瑞浪町と土岐町が合併し、瑞浪土岐町となりました。

昭和29年には、瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村、陶町の7町村が合併して瑞浪市となり、現在に至っています。

2. 位置

本市は、図2-1に示すとおり、岐阜県の南東部に位置し、東は恵那市、西は土岐市、南は愛知県豊田市、北は御嵩町、八百津町に接しています。

JR中央本線、中央自動車道、国道19号が走り、名古屋市へは直線で約40km、岐阜市へは直線で約45kmの位置にあります。

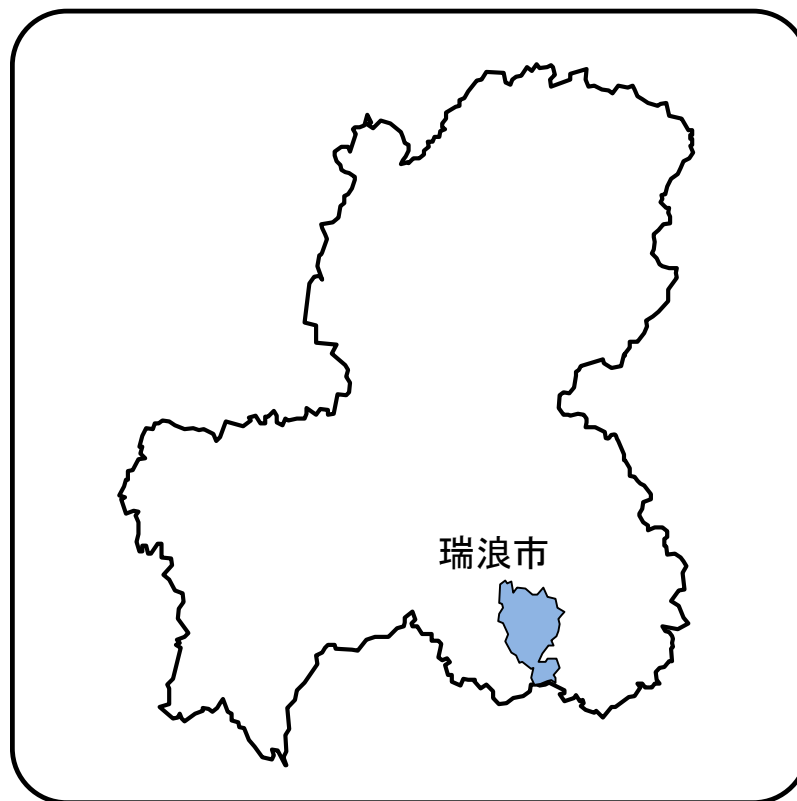


図2-1 位置図

3. 自然環境

(1) 気象

本市の気象は、表 2-1 及び図 2-2 に示すとおりです。

令和 5 年の本市は、最高気温 37.1 度、最低気温-8.1 度と季節の寒暖差がはっきりと
していますが、年間平均では 14.3 度と大変暮らしやすい気候となっています。

なお、本市には気象観測所がないため、データは近隣の恵那地域気象観測所の数値で
す。

表 2-1 気象の概要 (令和 5 年)

地点：恵那

月	降水量(mm)	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)
1 月	45.5	1.6	13.8	-8.1
2 月	70.5	3.4	17.2	-7.3
3 月	137.5	9.7	25.5	-4.0
4 月	171.5	13.1	27.9	-0.6
5 月	275.5	17.6	32.8	3.8
6 月	566.0	21.3	32.3	9.7
7 月	174.0	25.8	37.1	17.8
8 月	133.0	26.6	36.7	18.9
9 月	68.5	24.5	34.9	14.8
10 月	124.5	14.3	25.9	3.0
11 月	105.5	9.7	24.8	-1.1
12 月	96.0	4.4	18.8	-4.9
平均	164.0	14.3	27.3	3.5

出典：気象庁

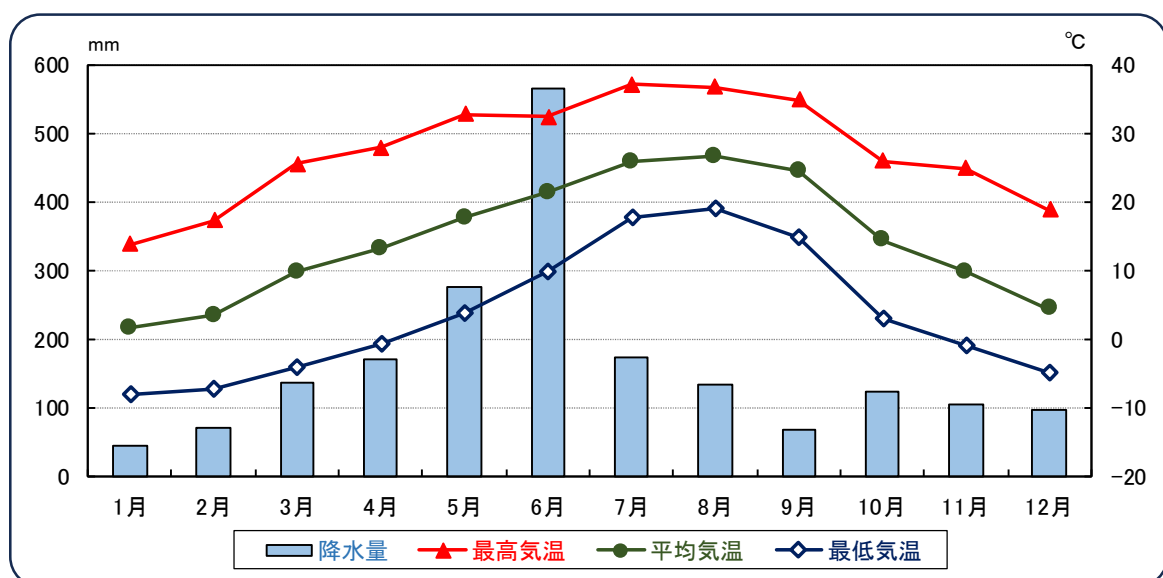


図 2-2 気象の概要 (令和 5 年)

地点：恵那

4. 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本市の過去 10 年間の人口及び世帯数の推移は、表 2-2 及び図 2-3 に示すとおりです。

人口は減少傾向にあります。世帯数は平成 29 年度に一時的に減少していますが、平成 30 年度以降は増加傾向となっています。そのため、1 世帯あたりの人数（平均世帯数）は、微減傾向が続いています。

表 2-2 人口及び世帯数の推移

年度		世帯数 (世帯)	人口			平均世帯数 (人/世帯)
和暦	西暦		総数	男性	女性	
平成25年度	2013	14,923	39,802	19,207	20,595	2.67
平成26年度	2014	15,036	39,408	19,066	20,342	2.62
平成27年度	2015	15,124	39,018	18,909	20,109	2.58
平成28年度	2016	15,287	38,812	18,799	20,013	2.54
平成29年度	2017	15,042	38,094	18,416	19,678	2.53
平成30年度	2018	15,166	37,711	18,238	19,473	2.49
令和元年度	2019	15,362	37,420	18,239	19,181	2.44
令和2年度	2020	15,410	37,018	18,052	18,966	2.40
令和3年度	2021	15,449	36,592	17,843	18,749	2.37
令和4年度	2022	15,576	36,256	17,686	18,570	2.33

各年 10 月 1 日現在

出典：瑞浪市統計書（令和 5 年版）

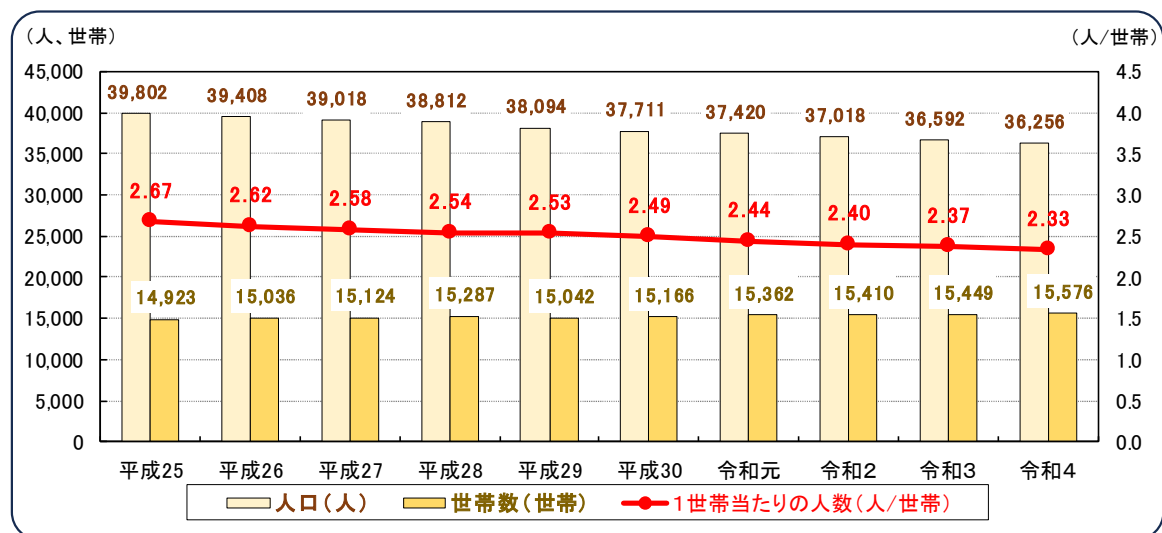


図 2-3 人口及び世帯数の推移

(2) 人口の年齢構成

本市の年齢構成は、表 2-3、図 2-4 及び図 2-5 に示すとおりです。

年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口（15～64 歳）は年々減少し、老年人口（65 歳以上）は令和 2 年まで増加していましたが、その後は減少に転じています。

団塊の世代と団塊ジュニア世代が多い人口構成となっており、今後、急速に高齢化が進むと考えられます。

表 2-3 年齢構成別人口の推移

年		人口	年齢構成別人口		
和暦	西暦		15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成30年	2018	37,711	4,370	21,800	11,541
令和元年	2019	37,420	4,271	21,597	11,552
令和2年	2020	37,018	4,205	21,225	11,588
令和3年	2021	36,592	4,075	20,934	11,583
令和4年	2022	36,256	4,009	20,711	11,536

出典：瑞浪市統計書（令和 5 年版）

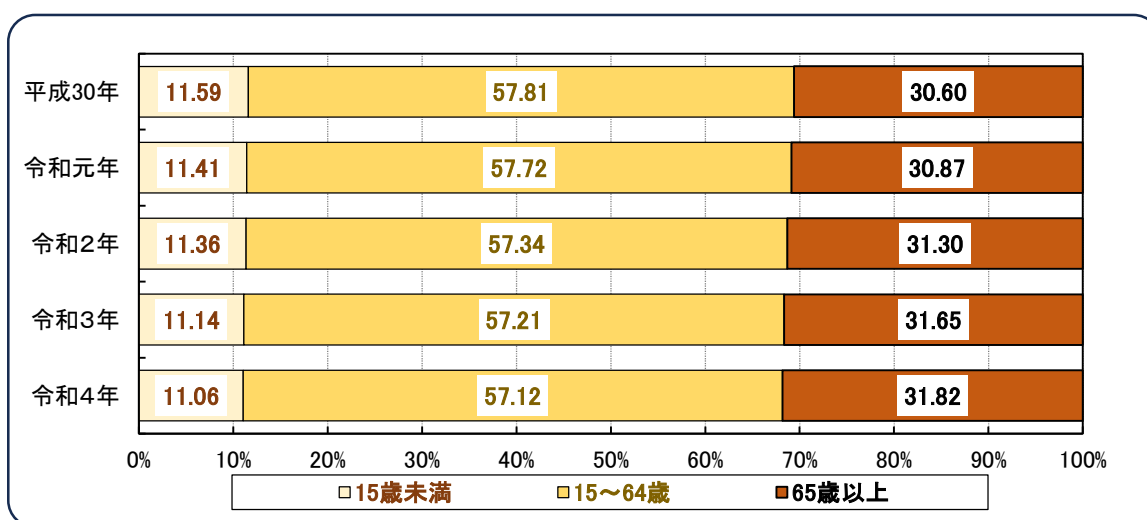
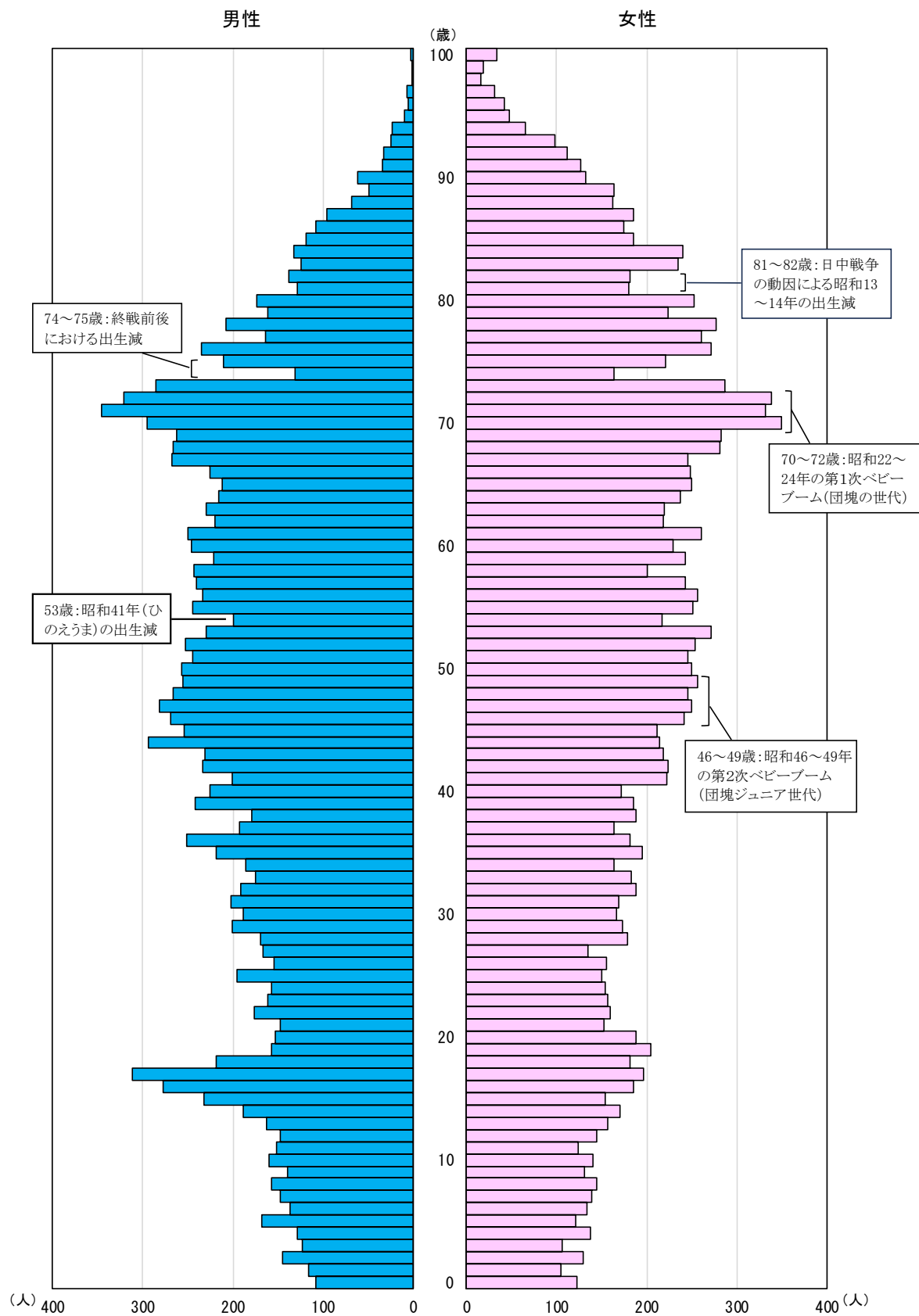


図 2-4 年齢構成別人口割合の推移



出典：瑞浪市統計書（令和5年版）

図2-5 人口ピラミッド（令和2年10月1日現在）

5. 産業の動向

(1) 産業別就業者数・従業者数

本市の産業別大分類就業者数の推移は、表 2-4 及び図 2-6 に示すとおりです。

また、産業別大分類の事業所数及び従業者数は、表 2-5、表 2-6 及び図 2-7 に示すとおりです。

令和 2 年における本市の就業者数は 18,206 人で、人口の減少に比例して就業者数も減少しています。

産業別にみると、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業の人口はいずれも、平成 22 年より減少傾向にあります。

表 2-4 産業別大分類就業者数の推移

年		就業者数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		分類不能	
和暦	西暦		人	%	人	%	人	%	人	%
平成22年	2010	19,139	424	2.2	5,946	31.1	12,313	64.3	456	2.4
平成27年	2015	18,975	461	2.4	5,894	31.1	12,267	64.6	353	1.9
令和 2 年	2020	18,206	400	2.2	5,813	31.9	11,534	63.4	459	2.5

出典：瑞浪市統計書（令和 5 年版）

注：端数処理のため合計が合わない場合があります。

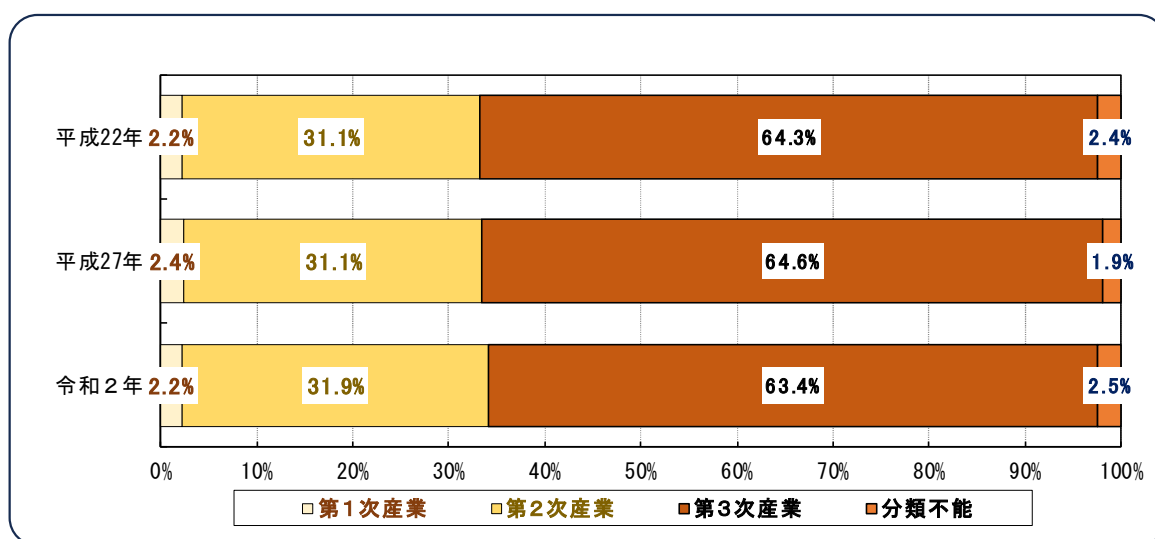


図 2-6 産業別大分類就業者数割合の推移

表 2-5 産業別大分類事業所数及びその比率

単位：事業所

産業別大分類	平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	比率(%)	事業所数	比率(%)	事業所数	比率(%)
第1次産業	15	0.8	16	0.9	31	1.7
農林漁業	15	0.8	16	0.9	31	1.7
第2次産業	505	25.4	471	25.7	437	24.2
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	4	0.2
建設業	191	9.6	182	9.9	183	10.1
製造業	314	15.8	289	15.8	250	13.9
第3次産業	1,443	72.5	1,345	73.4	1,336	74.1
電気・ガス・熱供給・水道業	4	0.2	－	－	7	0.4
情報通信業	8	0.4	6	0.3	7	0.4
運輸業、郵便業	29	1.5	23	1.3	22	1.2
卸売業、小売業	466	23.4	457	24.9	420	23.3
金融業、保険業	17	0.9	25	1.4	25	1.4
不動産業、物品賃貸業	55	2.8	50	2.7	58	3.2
学術研究、専門・技術サービス業	61	3.1	60	3.3	69	3.8
宿泊業、飲食サービス業	246	12.4	237	12.9	224	12.4
生活関連サービス業、娯楽業	173	8.7	171	9.3	155	8.6
教育、学習支援業	82	4.1	58	3.2	68	3.8
医療、福祉	159	8.0	145	7.9	156	8.6
複合サービス事業	19	1.0	13	0.7	10	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	110	5.5	100	5.5	101	5.6
公務(他に分類されるものを除く)	14	0.7	－	－	14	0.8
分類不能	27	1.4	－	－	－	－
合 計	1,990	100.0	1,832	100.0	1,804	100.0

平成 26 年 … 7 月 1 日現在

出典：総務省・経済産業省「経済センサス - 基礎調査」

平成 28 年及び令和 3 年 … 6 月 1 日現在

出典：総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」

注：端数処理のため合計が合わない場合があります。

表 2-6 産業別大分類従業者数及びその比率

単位：人

産業別大分類	平成26年		平成28年		令和3年	
	従業者数	比率(%)	従業者数	比率(%)	従業者数	比率(%)
第1次産業	198	1.3	203	1.4	442	2.8
農林漁業	198	1.3	203	1.4	442	2.8
第2次産業	4,219	27.5	4,088	28.6	4,604	29.5
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	4	0.0
建設業	887	5.8	840	5.9	894	5.7
製造業	3,332	21.8	3,248	22.7	3,706	23.7
第3次産業	10,899	71.2	10,016	70.0	10,579	67.7
電気・ガス・熱供給・水道業	53	0.3	-	-	76	0.5
情報通信業	36	0.2	14	0.1	13	0.1
運輸業、郵便業	255	1.7	267	1.9	236	1.5
卸売業、小売業	2,971	19.4	2,896	20.2	3,043	19.5
金融業、保険業	186	1.2	272	1.9	261	1.7
不動産業、物品賃貸業	144	0.9	156	1.1	221	1.4
学術研究、専門・技術サービス業	203	1.3	221	1.5	229	1.5
宿泊業、飲食サービス業	1,579	10.3	1,469	10.3	1,196	7.7
生活関連サービス業、娯楽業	1,316	8.6	1,248	8.7	1,063	6.8
教育、学習支援業	674	4.4	540	3.8	577	3.7
医療、福祉	2,368	15.5	2,318	16.2	2,561	16.4
複合サービス事業	151	1.0	75	0.5	48	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	628	4.1	540	3.8	714	4.6
公務(他に分類されるものを除く)	335	2.2	-	-	341	2.2
合 計	15,316	100.0	14,307	100.0	15,625	100.0

平成 26 年 … 7 月 1 日現在 出典：総務省・経済産業省「経済センサス - 基礎調査」
 平成 28 年及び令和 3 年 … 6 月 1 日現在

出典：総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」

注：端数処理のため合計が合わない場合があります。

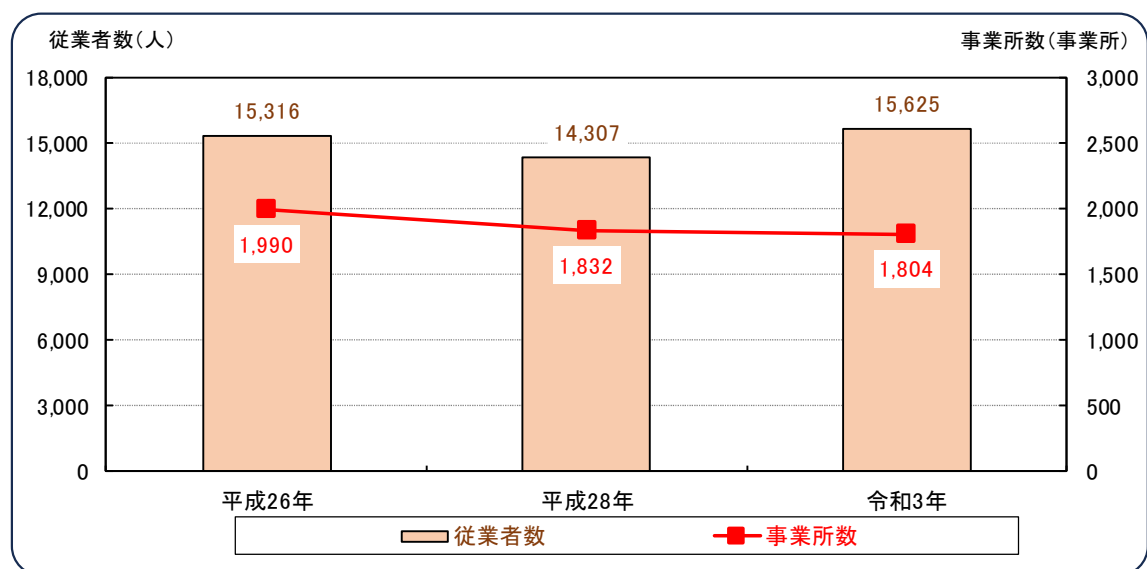


図 2-7 産業別大分類別従業者数、事業所数

(2) 農業

本市の農家数の推移は、表 2-7 及び図 2-8 に、平成 27 年における耕地面積は、表 2-8 及び図 2-9 に示すとおりです。

総農家数は減少傾向にあります。

表 2-7 農家数の推移

単位：戸

年		総農家数	販 売 農 家			自 給 的 農 家
			専業農家	兼業農家※		
和暦	西暦			第 1 種	第 2 種	
平成22年	2010	1, 399	80	22	275	1, 022
平成27年	2015	1, 220	88	13	230	889
令和 2 年	2020	1, 003	223			780

各年 2 月 1 日現在

出典：瑞浪市統計書（令和 5 年版）

※：兼業農家第 1 種は農業所得を主とする兼業農家

兼業農家第 2 種は農業所得を従とする兼業農家

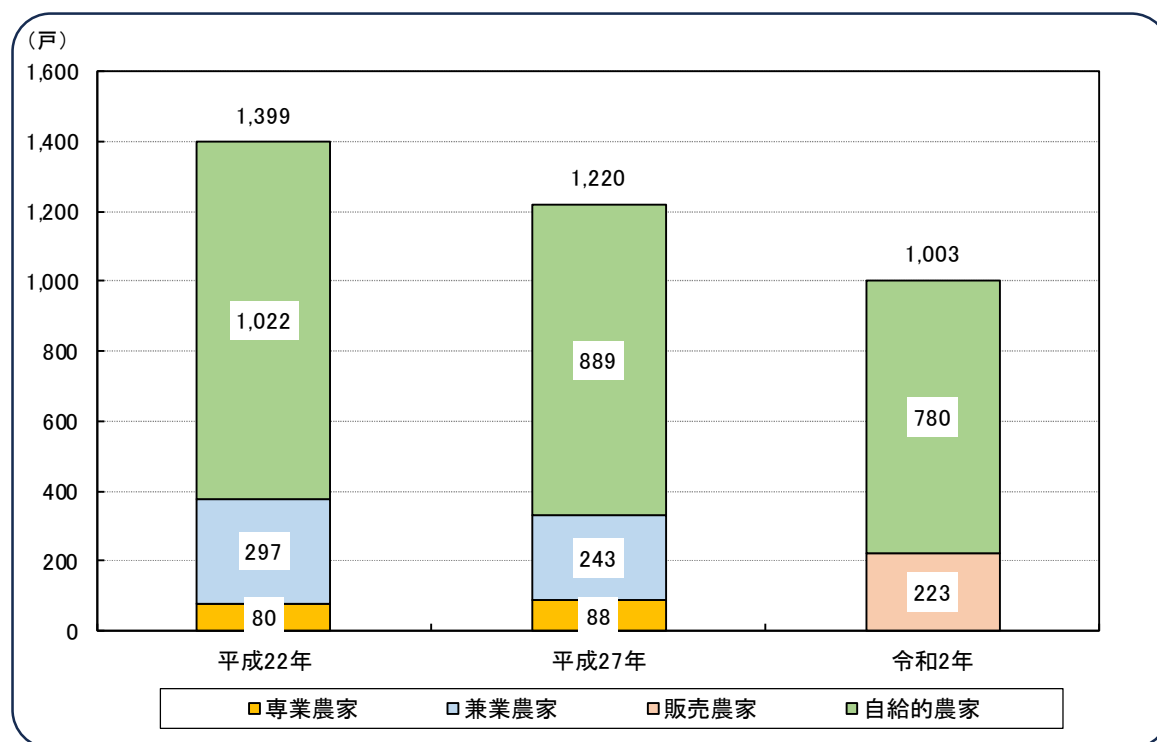


図 2-8 農家数の推移

表 2－8 耕地面積

単位：ha

年		合計	田	畑	樹園地
和暦	西暦				
平成22年	2010	281	192	82	6
平成27年	2015	249	181	61	6
令和 2 年	2020	176	176		

各年 2 月 1 日現在

出典：瑞浪市統計書（令和 5 年版）

注：端数処理のため合計が合わない場合があります。

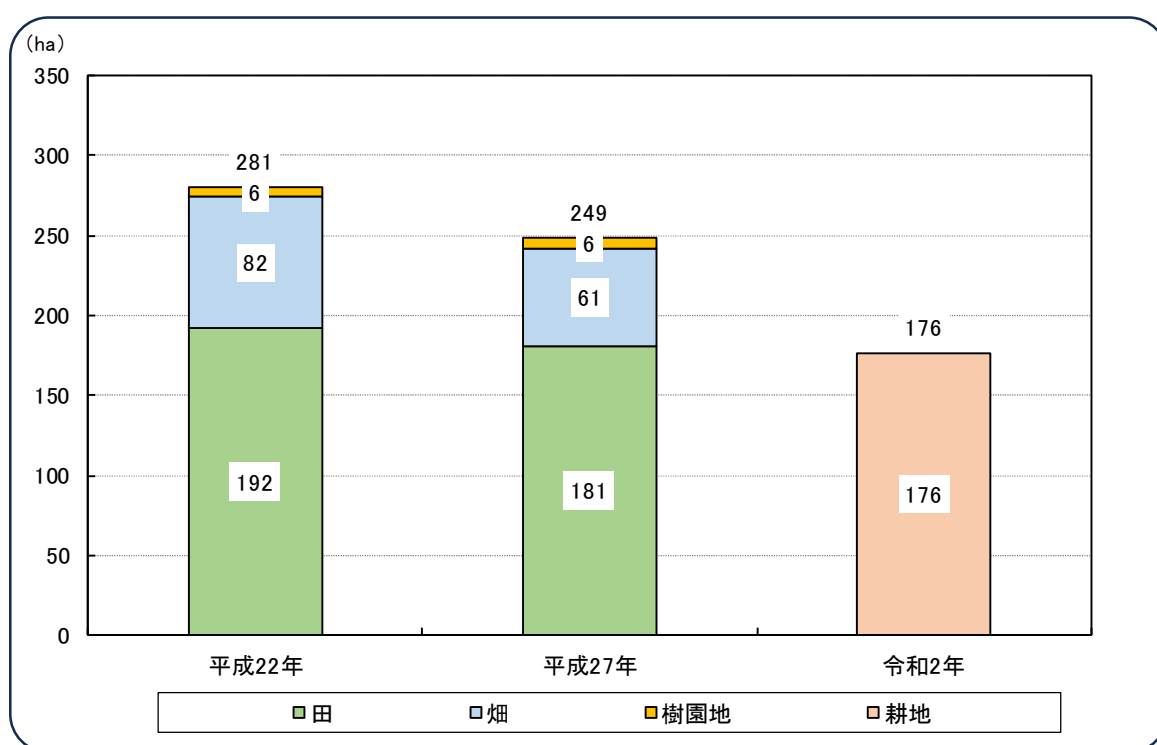


図 2－9 耕地面積割合

(3) 商業

本市の商業の概況は、表 2-9、図 2-10 及び表 2-10 に示すとおりです。

本市は、国道 19 号、JR 瑞浪駅周辺を中心に商業、サービス業が發展していますが、事業所数は減少傾向にあります。また、従業者数は平成 16 年から減少していましたが、令和 3 年には増加に転じています。

年間商品販売額は卸売業が平成 16 年をピークに減少傾向となっていました。平成 28 年に増加に転じた後、令和 3 年には再び減少しています。小売業は平成 26 年までは増加しており、平成 28 年に大きく減少したものの、令和 3 年には増加しています。

表 2-9 商業の概況

年		事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)		
和暦	西暦			計	卸売業	小売業
平成16年	2004	581	3,226	63,720	25,494	38,226
平成19年	2007	555	3,175	69,120	22,811	46,308
平成26年	2014	392	2,487	64,352	15,724	48,628
平成28年	2016	397	2,419	62,978	23,645	39,333
令和3年	2021	360	2,582	62,064	21,858	40,206

平成 16 年、平成 19 年、平成 28 年、令和 3 年 … 6 月 1 日現在

平成 26 年 … 7 月 1 日現在

出典：瑞浪市統計書（令和 5 年版）

注：端数処理のため合計が合わない場合があります。

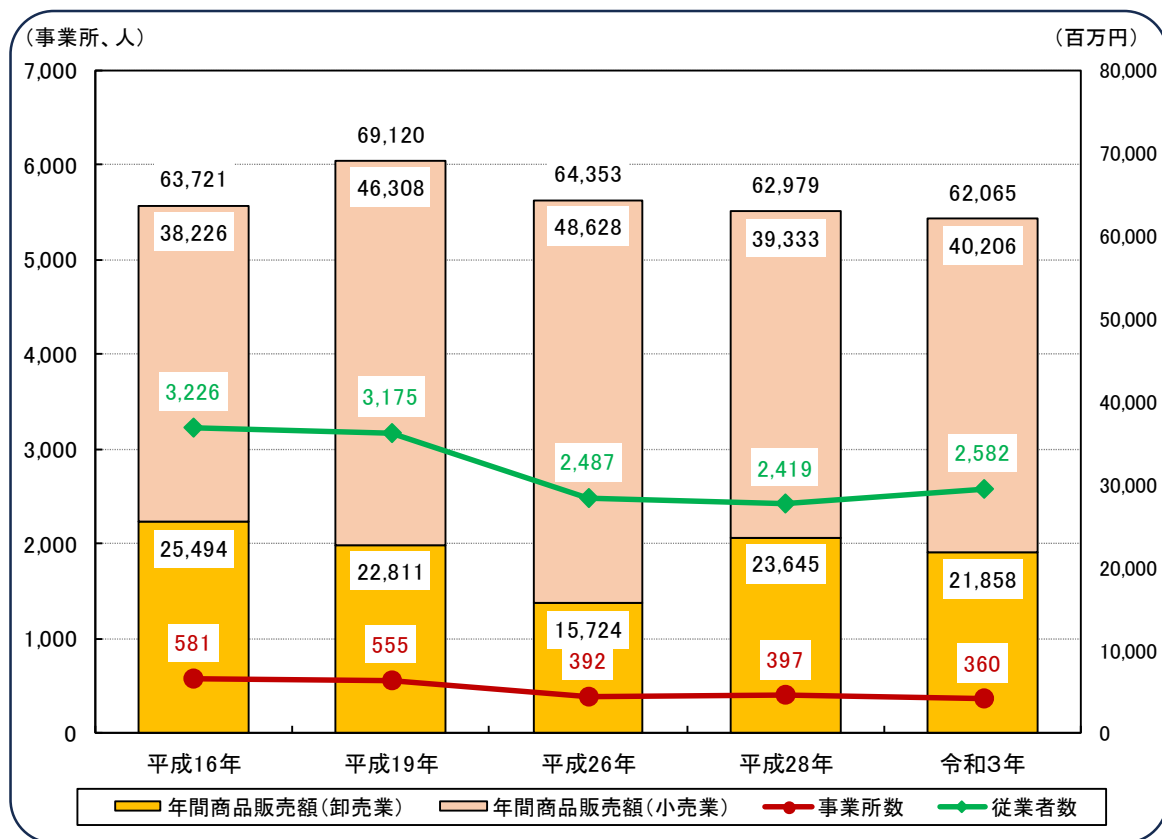


図 2-10 商業の概況

表 2-10 産業別中分類事業所数・従業者数・年間商品販売額

項 目		事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
卸売業計		89	546	21,858
	各種商品卸売業（一般卸売業）	89	546	21,858
小売業計		271	2,036	40,206
	織物・衣服・身の回り品小売業	24	73	793
	飲食料品小売業	81	979	19,568
	自動車・自転車小売業	46	249	5,716
	家具・じゅう器・機械器具小売業	112	673	13,329
	その他の小売業	8	62	800
合 計		360	2,582	62,064

令和 3 年 6 月 1 日現在

出典：瑞浪市統計書（令和 5 年版）

注：年間商品販売額は令和 3 年 1 月から 12 月までの 1 年間の数値。

注：端数処理のため合計が合わない場合があります。

(4) 工業

本市の工業の概況は、表 2-11 及び図 2-11 に示すとおりです。

事業所数は令和 2 年までは横ばい傾向で推移していましたが、令和 4 年は増加しています。製造品出荷額等は令和元年から令和 2 年にかけて倍増しています。

表 2-11 工業の概況

年		事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)
和暦	西暦			
平成29年	2017	127	2,579	48,513
平成30年	2018	116	2,444	49,719
令和元年	2019	120	3,563	57,442
令和2年	2020	121	3,704	128,857
令和4年	2022	146	3,767	147,415

出典：瑞浪市統計書（令和 5 年版）

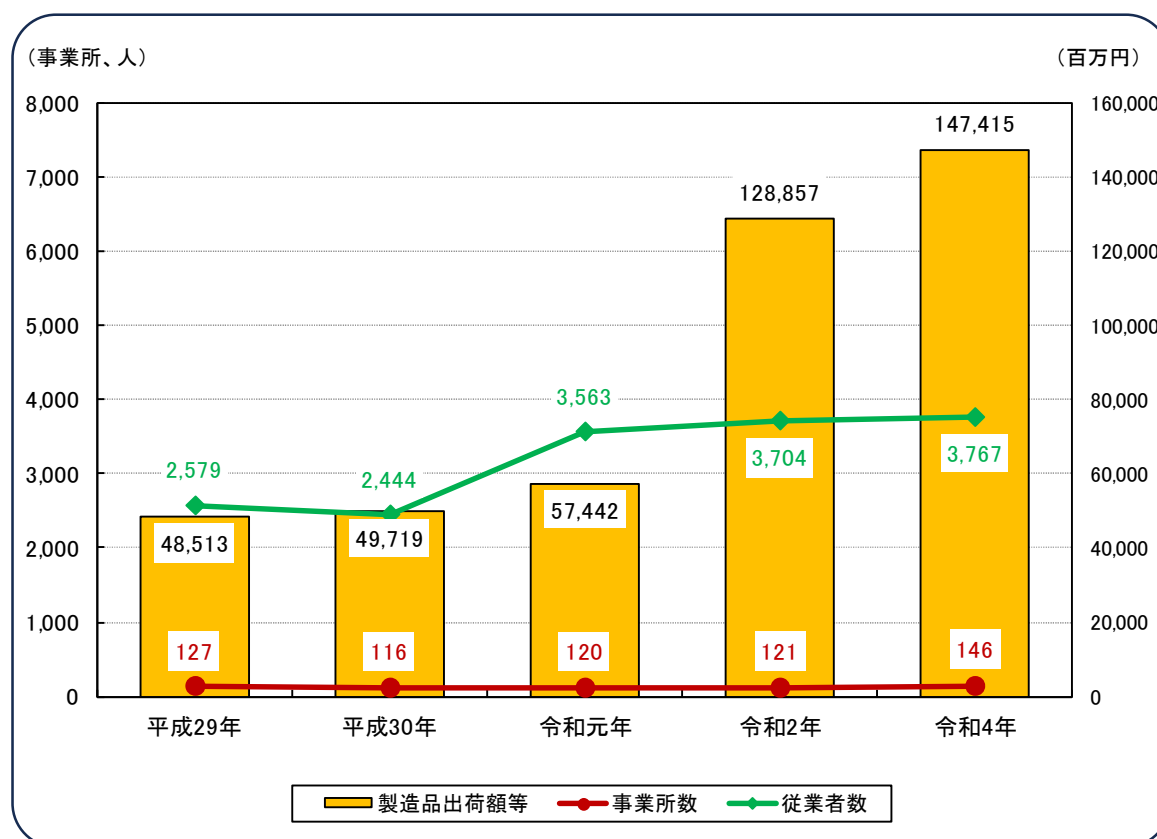


図 2-11 工業の概況

6. 関連計画

(1) 瑞浪市総合計画

令和5年3月に、本市は第7次瑞浪市総合計画（後期基本計画）を策定しました。

総合計画施策の基本的な考え方は、図2-12に示すとおりです。

総合計画においては、本市のめざす将来都市像を『幸せ実感都市みずなみ～いっしょに創ろう夢ある未来～』と掲げ、5つの横断的視点と、2つの重点施策及び5つのまちづくりの基本方針を掲げ、取り組んでいます。

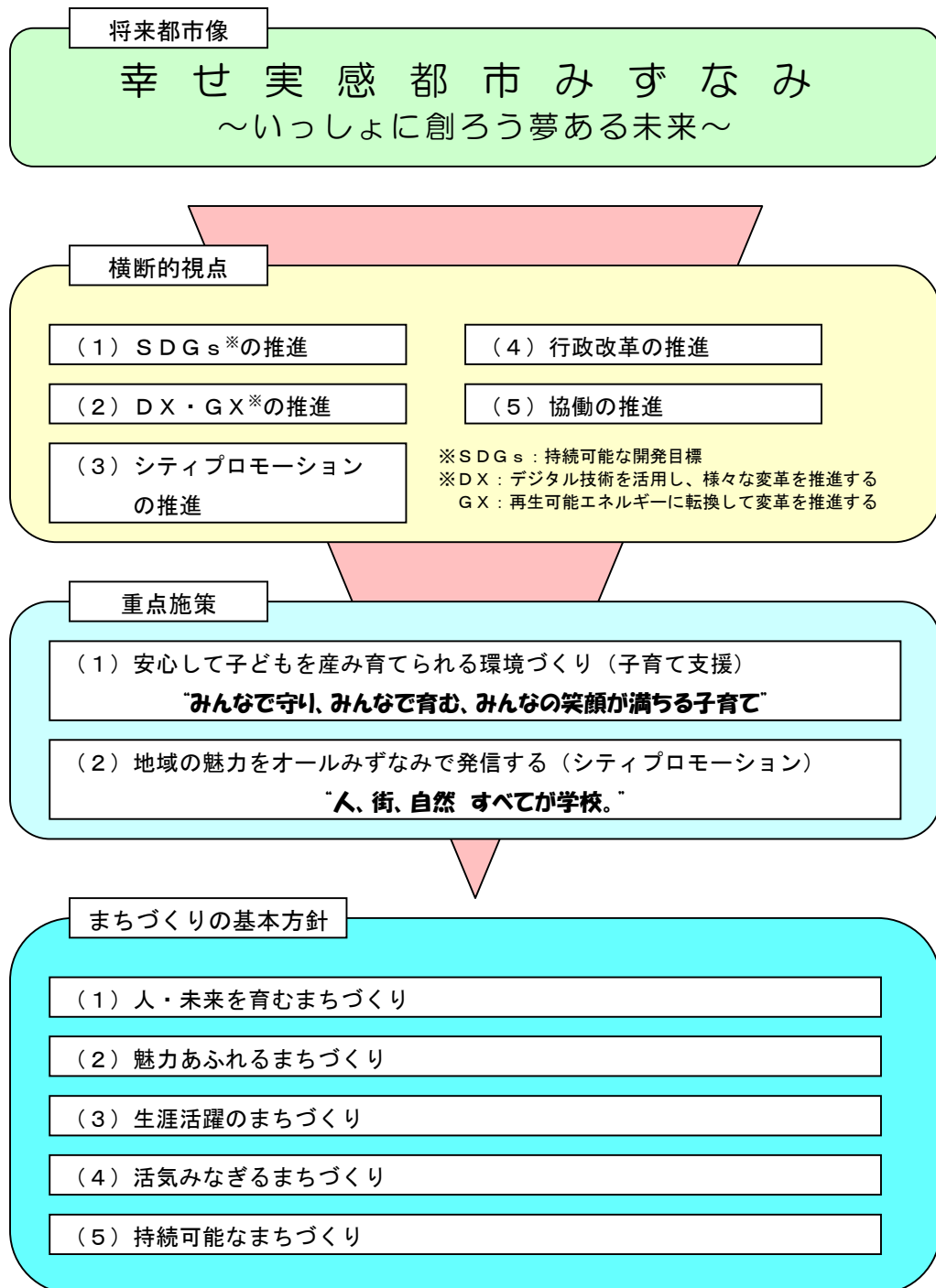


図2-12 総合計画施策の基本的な考え方

第3章 ごみ処理基本計画の進捗状況

1. 目標進捗状況

本計画（第1目標年度：令和6年度、第2目標年度：令和11年度、最終目標年度：令和16年度）で数値目標を定めた項目の目標達成状況は、以下に示すとおりです。

表3-1 本計画の目標値と実績値

項 目	単位	数値目標			実績値	R6目標 に対して
		R6	R11	R16	R5	
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	987	945	882	941	達成
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	515	481	438	535	未達
事業系のごみ排出量	t/年	3,710	3,334	2,939	3,700	達成
リサイクル率	%	25.1	26.5	28.0	18.7	未達
最終処分量	t/年	1,607	1,437	1,240	1,495	達成

(1) 1人1日あたりごみ総排出量

1人1日あたりごみ総排出量は、令和2年度をピークとして減少傾向にあります。

令和5年度において、第1目標年度（令和6年度）の目標値987g/人・日を達成しています。

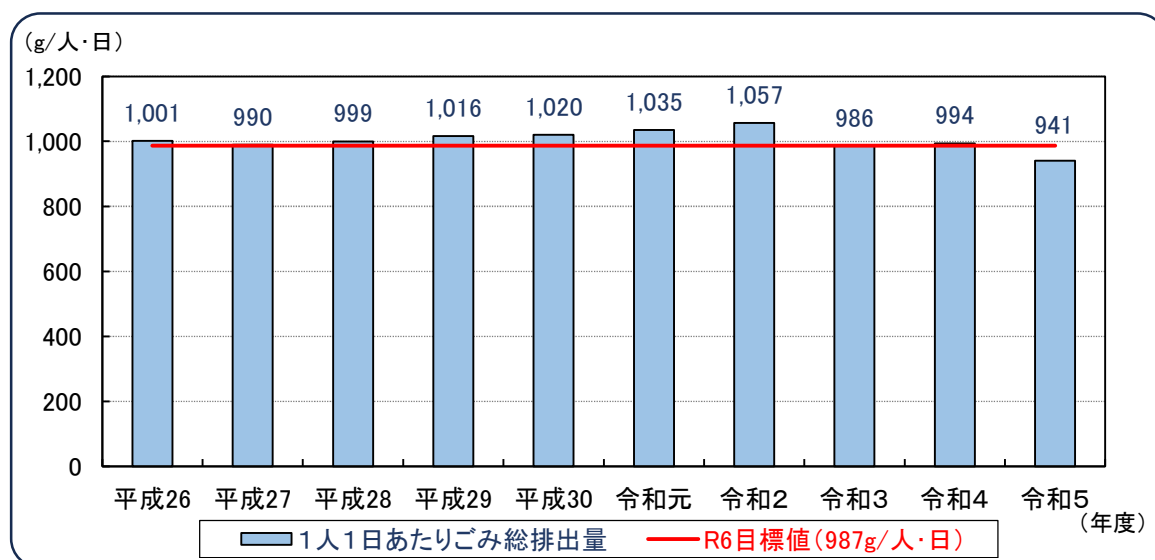


図3-1 1人1日あたりごみ総排出量の実績値と目標値

(2) 1人1日あたり家庭系ごみ排出量

ごみ総排出量のうち、資源ごみ及び事業系ごみを除く1人1日あたり家庭系ごみ排出量は、令和2年度をピークとして減少傾向にあります。

しかし、第1目標年度（令和6年度）の目標値515g/人・日は達成できていません。

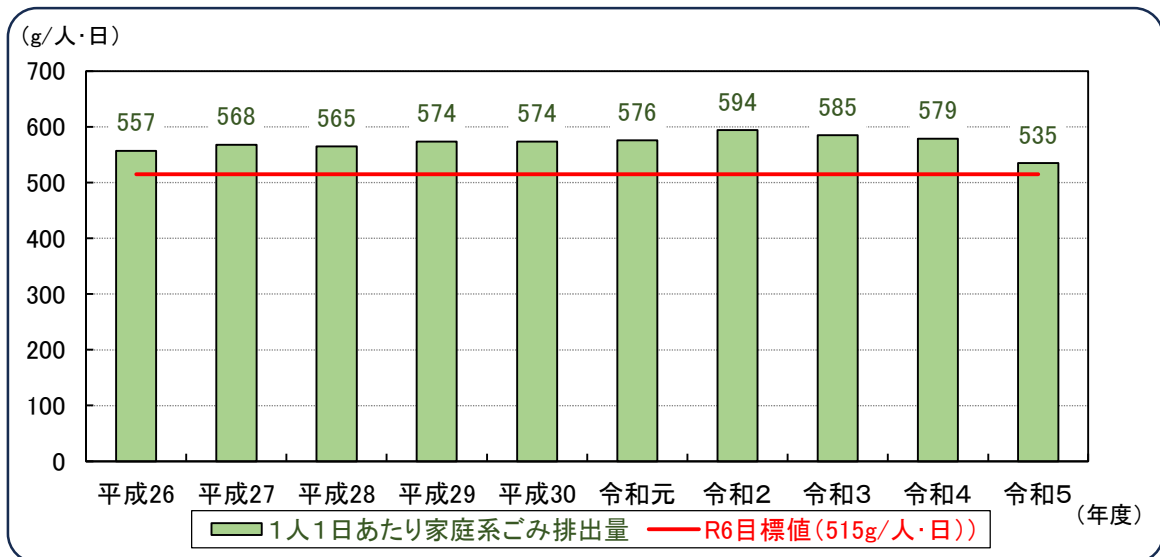


図3-2 1人1日あたり家庭系ごみ排出量の実績値と目標値

(3) 事業系のごみ排出量

事業系のごみ排出量は、令和2年度をピークに減少傾向にあります。

令和5年度において、第1目標年度（令和6年度）の目標値3,710t/年を達成しています。

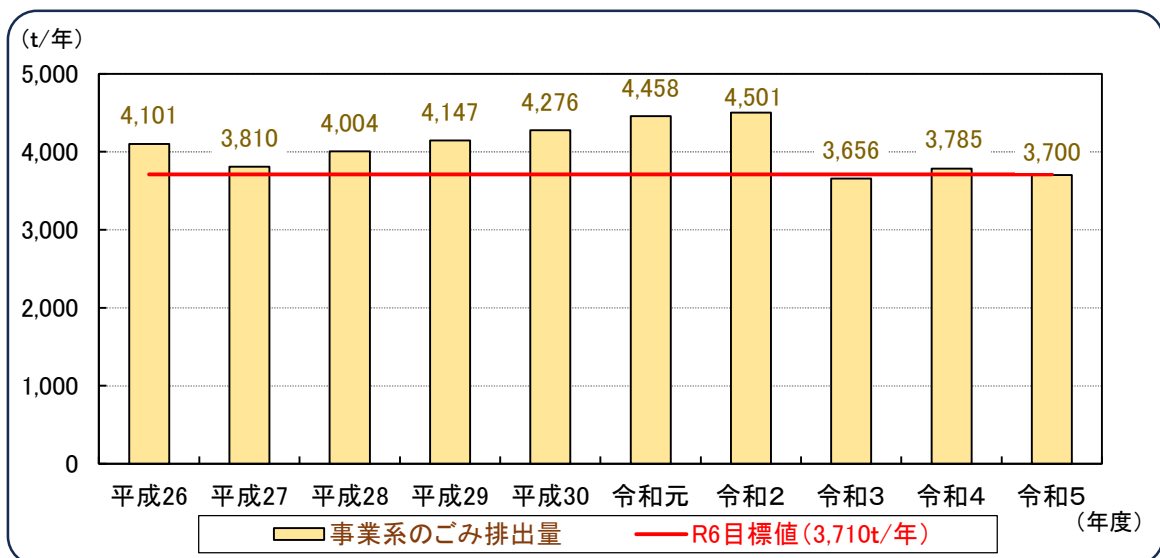


図3-3 事業系のごみ排出量の実績値と目標値

(4) リサイクル率

リサイクル率は、平成 27 年度をピークに減少傾向にあり、第 1 目標年度（令和 6 年度）の目標値 25.1%の達成は厳しい状況にあります。

その原因のひとつとして、民間事業者等による資源物の回収量が増加したことにより、行政回収によるリサイクル量が減少したことが考えられます。

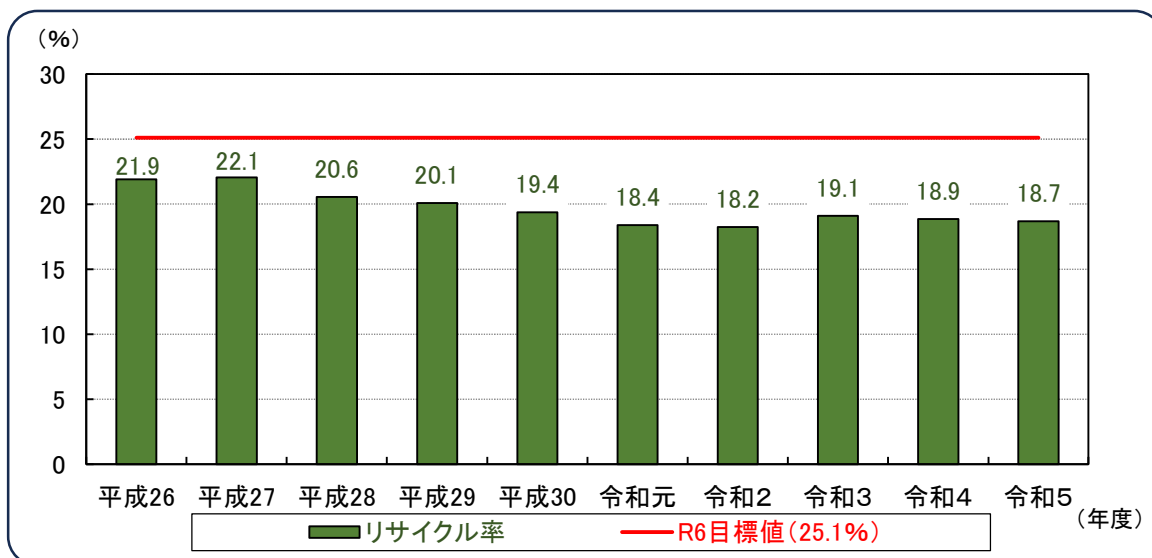


図 3-4 リサイクル率の実績値と目標値

(5) 埋立処分量

埋立処分量は、令和 2 年度をピークに減少傾向となっています。

令和 3 年度以降は第 1 目標年度（令和 6 年度）の目標値 1,607 t/年を下回っており、概ね良好です。

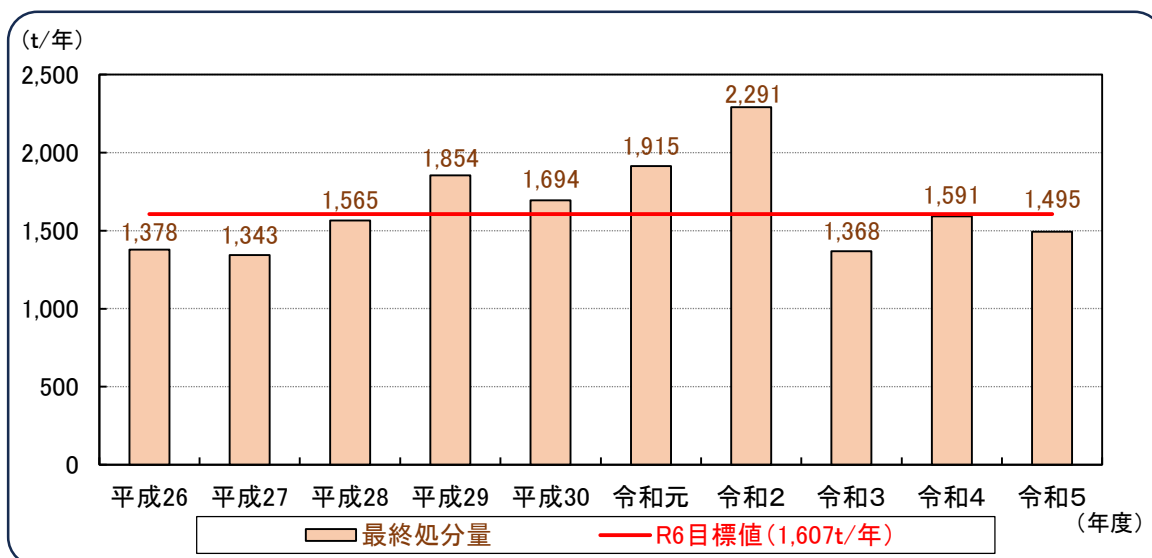


図 3-5 埋立処分量の実績値と目標値

2. 施策の実施状況

ごみの減量化・資源化施策の実施状況は、表 3-2 に示すとおりです。

表 3-2 (1) 施策の実施状況 (令和 5 年度まで)

基本方針	施策		令和 5 年度までの実施状況	評価
ごみの排出抑制	ごみ処理手数料の適正化	平成 19 年度の手数料改定以降における消費税の増税等の影響を考慮し、手数料の最適化を図ります。特に事業系ごみに対して見直しを行います。	生活系ごみ処理手数料手数料を令和 4 年 4 月より改定 不燃産業廃棄物の総量規制を令和 4 年 4 月より実施 事業系ごみ処理手数料の第 2 段階改正を令和 4 年 10 月より実施	○
	環境出前講座(ごみの分け方・出し方)の実施	自治会をはじめ、各種団体の要望に応じ、環境出前講座を実施します。	実施 2 件(90 人)(令和 5 年度)	△
	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進について広報誌・ホームページなどによりPRします。	関連記事を広報みずなみ令和 6 年 1 月号に掲載	△
	分かりやすいごみカレンダー、ごみ分別冊子の作成	毎年、ごみカレンダー、家庭ごみの分け方・出し方便利帳を作成し、ごみの減量化・資源化について啓発します。	令和 6 年 3 月号の広報みずなみと併せて令和 6 年度版を全戸配布及び市ホームページにて掲出	○
	市の処理する産業廃棄物の見直し	現在、市が処理している産業廃棄物の種類の見直しを行います。	令和 3 年 4 月より産業廃棄物の種類を見直し、医療廃棄物(非感染性)を削除 不燃産業廃棄物の総量規制を令和 4 年 4 月より実施	○
資源化の促進	資源集団回収の促進	小中学校 PTA 等が実施する資源集団回収について、促進を図るための検討を行います。	学校及び PTA と調整し、促進を図る	△
	資源ごみリサイクル率の向上	資源ごみの分別について、広報誌・ホームページ等により更なる啓発を行い、リサイクル率の向上を図ります。特に古紙類の資源化を積極的に推進します。	クリーンセンター内リサイクルステーションにて陶磁器食器の回収を開始 陶磁器食器リサイクルの記事を広報みずなみ令和 5 年 5 月号に掲載 関連記事を広報みずなみ令和 6 年 1 月号に掲載【再掲】	△

※「評価」…「○」：概ね実施できた、「△」：実施したが十分とはいえない、「×」：未実施

表 3-2 (2) 施策の実施状況 (令和 5 年度まで)

基本方針	施策		令和 5 年度までの実施状況	評価
資源化の促進	使用済小型家電回収品目の拡充	使用済小型家電の収集品目を増やし、再資源化を図るとともに、回収方法についても検討を行います。	小型家電ボックスにて無料回収された品目の中に資源売却できない品もあったため、拡充も含め品目の見直しを検討する	△
	刈草や樹木の剪定枝等の堆肥化による農業等への還元・利用	刈草や樹木の剪定枝等について、堆肥化による農業等への還元を行い、利用促進を図ります。	789 m ³ の堆肥化を実施し、市内外へ無料配布(令和 5 年度)	○
	再使用できる家具等の譲渡会の開催	再使用できる家具等の譲渡会を開催することでリユースの推進を図ります。	回収した陶磁器食器の一部について、譲渡会を試験的に実施	△
廃棄物の適正処理	ごみ処理施設の適切な運営	可燃物焼却施設から排出されるガスなどについて排出基準を遵守します。 エネルギーを効率的に利用し、適切に運転管理します。	引き続き排出基準を遵守し、適切に運転管理を実施 エネルギーの効率的な利用のため、エタノールの実証実験を実施	○
	ごみ処理施設の長寿命化	不燃物最終処分場の延命化を図ります。	総量規制及び陶磁器食器回収により、埋立量を削減	○
	廃棄物減量等推進審議会の継続	廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、ごみの減量化・資源化を推進します。	令和 5 年 5 月、令和 5 年 10 月、令和 6 年 7 月、令和 6 年 10 月に開催	○
	野焼きに対する指導	野焼きについて、違法行為であることを啓発するとともに、指導を行います。	野焼きの記事を広報みずなみ令和 5 年 5 月号、令和 5 年 9 月号に掲載 野焼きについての啓発チラシを広報みずなみ令和 5 年 9 月号と併せて回覧	△
	不法投棄防止のパトロールの実施と監視の強化	環境パトロールを実施し、不法投棄されやすい場所に啓発看板を設置するなど対策を検討します。 各自治会に、ポイ捨て禁止などの看板を配布します。 また、広報誌、ホームページなどによりポイ捨て、不法投棄防止について啓発を行います。	環境パトロールを週 4 日実施 不法投棄物の回収を月 2 回実施 啓発看板を支給 環境美化推進員 30 名を委嘱 (任期:令和 4 年度～令和 5 年度)	○

※「評価」…「○」:概ね実施できた、「△」:実施したが十分とはいえない、「×」:未実施

第4章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理事業の沿革

本市のごみ処理事業の沿革は、表4-1に示すとおりです。

表4-1 (1) ごみ処理事業の沿革

年度	事業の経緯
昭和31年度	(通称)市原塵芥焼却場完成(4t/日)
昭和43年度	不燃物埋立処分場完成
昭和45年度	瑞浪市ごみ焼却場完成(20t/日)
昭和52年度	市指定袋制を採用(大:295円/30枚、中:255円/30枚、小:240円/30枚)
昭和56年度	収集体制の変更(可燃ごみ:週2回)
昭和57年度	瑞浪市清掃センター完成(40t/日) 瑞浪市不燃物埋立処分場完成(埋立容量:61,350m ³)
昭和58年度	資源ごみ分別収集開始(びん) 瑞浪市リサイクル広場完成
昭和60年度	指定袋を大袋のみに変更(480円/30枚)
昭和61年度	事業者による資源分別搬入、資源回収業者による金属回収を開始
平成3年度	瑞浪市不燃物埋立処分場完成(第2期工事、埋立容量:84,550m ³) コンポスト容器購入費補助を開始
平成5年度	指定袋に消費税導入(494円/30枚)
平成6年度	資源集団回収事業補助制度を開始 発泡スチロールトレイの拠点回収を開始
平成8年度	瑞浪市清掃センターを瑞浪市クリーンセンターに名称変更
平成9年度	資源ごみ分別収集品目に缶を追加 瑞浪市リサイクル広場増設
平成10年度	資源ごみ分別収集品目にペットボトル、紙パックを追加
平成11年度	指定袋小を使用開始(426円/30枚)
平成12年度	有害ごみとして蛍光灯、電池の収集開始 資源ごみ分別収集品目に食品トレイを追加
平成13年度	資源ごみ分別収集品目に古紙類を追加
平成14年度	瑞浪市クリーンセンター完成(50t/日 全連続燃焼式焼却炉) 酸素式熱分解直接熔融施設
平成16年度	瑞浪市不燃物処分場完成(埋立容量:52,500m ³)
平成18年度	廃棄物処理手数料改定 (可燃:大740円/20枚、小450円/20枚、不燃:860円/20枚、 不燃シール:860円/10枚) 資源ごみ収集分別品目に古着・缶詰の缶類・自転車・石油ストーブを追加
平成19年度	旧ごみ袋の使用停止、新ごみ袋で収集開始 不燃ごみ収集袋(小)使用開始(10枚入258円) 高齢者世帯の粗大ごみ戸別収集を開始
平成21年度	ペットフード用缶詰を資源ごみとして収集
平成22年度	一部地域可燃ごみ収集業務委託開始 事業系廃棄物処理手数料の計量単位変更(100kg単位→50kg単位)
平成23年度	全地域可燃ごみ収集業務委託(収集日が祝日・休日でも収集)
平成25年度	使用済小型家電回収ボックスを公共施設(8箇所)に設置
平成29年度	小型家電としてパソコン・携帯電話の回収を開始
令和元年度	穴開けしないスプレー缶類の拠点回収(9箇所)を開始

表 4-1 (2) ごみ処理事業の沿革

年度	事業の経緯
令和2年度	資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」導入開始
令和3年度	持込処分に係る生活系廃棄物処理手数料の改定 (可燃・不燃：60円/10kg単位) 事業系廃棄物処理手数料の改定（第1段階） (一般可燃・一般不燃：100円/10kg単位) (産業可燃・産業不燃：110円/10kg単位)
令和4年度	廃棄物処理手数料改定 (可燃：大920円/20枚、中720円/20枚、小520円/20枚) (不燃：大460円/10枚、小260円/10枚、ｼｰﾙ460円/5枚) 不燃産業廃棄物の総量規制開始（承認率40～100%） 可燃旧ごみ袋の使用停止（7月以降） 事業系廃棄物処理手数料の改定（第2段階） (一般可燃・一般不燃：110円/10kg単位) (産業可燃・産業不燃：130円/10kg単位)
令和5年度	不燃旧ごみ袋の使用停止 資源ごみとして家庭用陶磁器の拠点回収（リサイクルステーション）を開始
令和6年度	草木の堆肥化処理土の持出しについて常時可へ拡充

2. ごみの区分

本市が受け入れているごみは、その排出源によって「生活系ごみ」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。

生活系ごみは、品目によって「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」の5つに区分され、そのうち、資源ごみを除くごみは「家庭系ごみ」に分けられます。

また、地域の各種団体により古紙などの資源集団回収、スーパーや家電量販店などの民間事業者により食品トレイ、インクカートリッジなどの店頭回収が行われるほか、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法などに基づく家電製品などのメーカー回収が行われています。

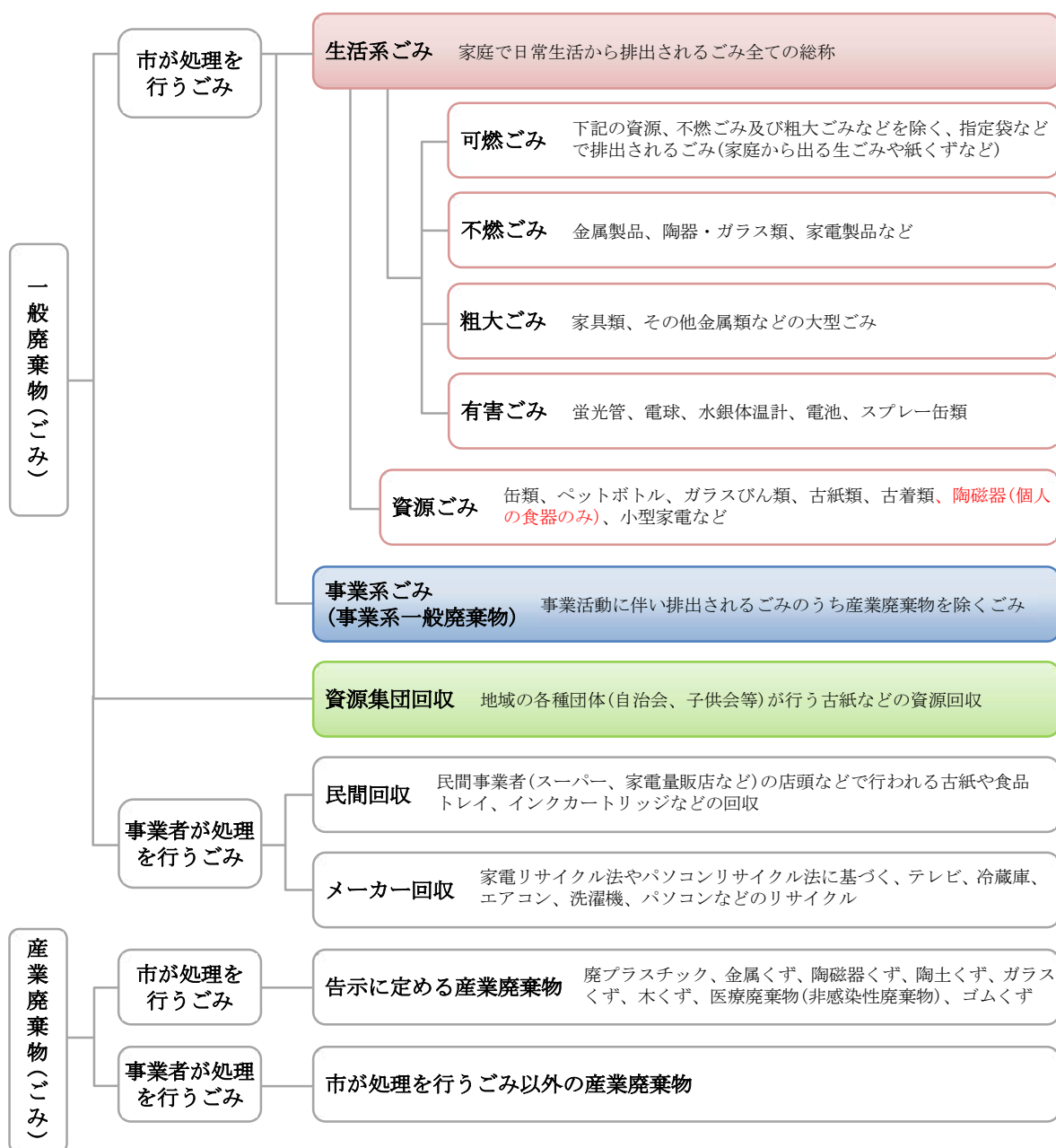


図 4-1 ごみの区分

3. ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

令和5年度における本市のごみ処理フローは、図4-2に示すとおりです。

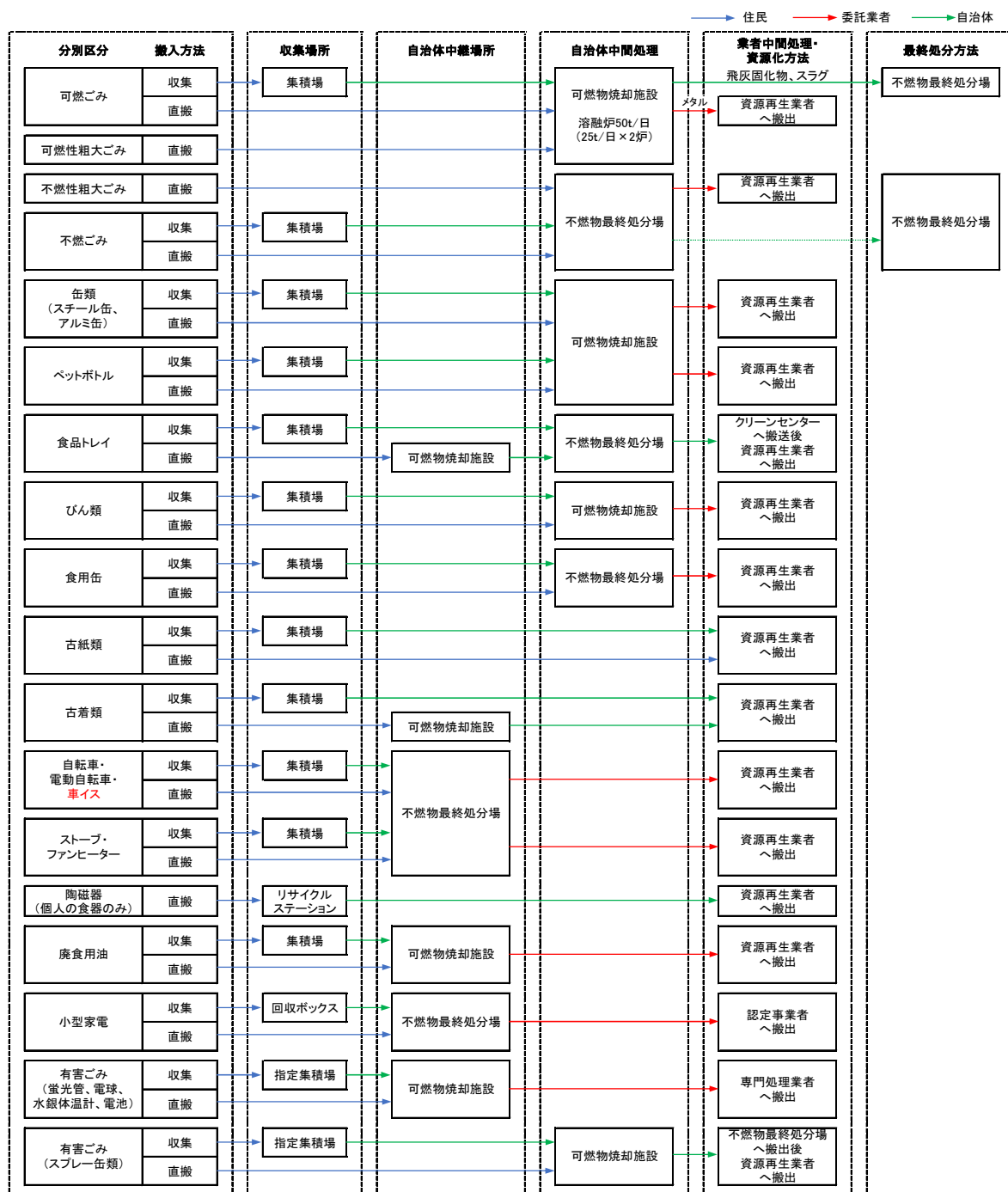


図4-2 瑞浪市のごみ処理フロー（令和5年度）

(2) 分別区分

本市の分別区分は、表 4-2 に示すとおりです。

表 4-2 瑞浪市の分別区分（令和 5 年度）

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		台所のごみ(食品くず、残飯など)、プラスチックビニール製品、発泡スチロール類、木くず、履き物・ゴム・皮革製品、剪定枝・葉・草、その他資源にならない衣類など(下着、くつ下、汚れた衣類など)など
不燃ごみ		金属製品、陶器・ガラス類、家電製品、ライター、その他収集シールを貼って出すもの(スーツケース、ゴルフバッグ、スキー板など)など
可燃性粗大ごみ		タンス、洋服ダンス、本棚、ソファ、こたつ(外枠)、ベッド(木製)、スプリングマットレス、テーブル、学習机、いす(木製)、ふとんなど
不燃性粗大ごみ		パイプベッド、マッサージチェア、物干し台、さお、ピアノ、エレクトーン、一輪車(荷物運搬用)、脚立など
資源(ごみ)	缶類	アルミ缶、スチール缶
	ペットボトル	ペットボトル(飲料、酒類、調味料の容器など) ※ふたをとって軽くすすぎ、つぶさずにラベルをつけたまま出す。
	食品トレイ	食品トレイ(無地で白色のみ) ※洗って乾かして、小さく割って出す。
	ガラスびん	無色透明、茶色、その他の色、リターナブルびん ※金属製のふた、汚れのひどいびん、コップ、化粧水や香水のびん、ほ乳びんなどは不燃物に出す。
	食用缶	菓子缶、缶詰、粉ミルクの缶、ペットフードの缶など
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等、その他の紙(雑紙)
	古着類	衣類(普段身に着けている衣類、セーター、着物、帯など)、シーツ、タオルケット、毛布
	自転車・電動自転車・車イス、ストーブ・ファンヒーター	自転車・電動自転車(壊れた自転車も出すことができる)・車イス、ストーブ・ファンヒーター(灯油、乾電池は抜いて出す)
	陶磁器(個人の食器のみ)	皿やマグカップ、湯飲みなど ※洗って紐などで縛らずにそのまま出す。割れていても可。
	廃食用油	廃食用油(植物性油のみ) ※ペットボトルに入れて出す。
有害ごみ		通信機械器具(電話機など)、パソコン、ラジオ、映像用機械器具(カメラ、ビデオデッキなど)、その他の電子機器(ワープロ、プリンターなど)、電気機械器具(ミシン、ドライヤーなど)など 蛍光管、電球、水銀体温計、電池(アルカリ、マンガン、ボタン電池など)、スプレー缶類(令和元年度からスプレー缶の穴開けは不要) ※処理後は資源化

(3) 収集・運搬

本市におけるごみの収集・運搬体制は、表 4-3 に示すとおりです。

表 4-3 (1) 収集・運搬体制 (令和 5 年度)

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
可燃ごみ		委託	集積場	週 2 回	指定ごみ袋	大 46 円/袋 中 36 円/袋 小 26 円/袋
			直接搬入	可燃物焼却施設開放日	—	直接搬入 60 円/10kg
不燃ごみ		直営	集積場	月 1 回	指定ごみ袋 指定シール	大 46 円/袋 小 26 円/袋 シール 92 円/枚
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	直接搬入 60 円/10kg
可燃性粗大ごみ		委託	戸別収集 (高齢者世帯のみ)	電話受付(8:30~17:15)	—	処理手数料 60 円/10kg 運搬料 2,000 円/350kg
			直接搬入	可燃物焼却施設開放日	—	直接搬入 60 円/10kg
不燃性粗大ごみ		委託	戸別収集 (高齢者世帯のみ)	電話受付(8:30~17:15)	—	処理手数料 60 円/10kg 運搬料 2,000 円/350kg
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	直接搬入 60 円/10kg
資源 ごみ	缶類 (アルミ、 スチール)	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	ペット ボトル	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	食品トレイ	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	ガラスびん (透明、茶、 その他)	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	食用缶	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	古紙類	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	古着類	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		

表 4-3 (2) 収集・運搬体制（令和 5 年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
資源 ごみ	自転車・ 電動自転車・ 車イス	直営	集積場	月 1 回	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
	ストーブ・ ファンヒーター	直営	集積場	月 1 回	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
	陶磁器（個人 の食器のみ）	直営	直接搬入 （リサイクルステーション）	随時	専用容器	無料
	廃食用油	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	小型家電	直営	回収 BOX	設置施設開放日	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
有害 ごみ	蛍光管・ 電球	直営	指定 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	水銀体温計	直営	指定 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	電池	直営	指定 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	スプレー缶	直営	指定 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	処分できないもの		爆発性・引火性のあるごみ（プロパンガスなどガスボンベ類、ガソリン、灯油、シンナー、ペンキなどの油類）、毒性・感染性のあるごみ（農薬、殺虫剤などの薬品類、特殊薬品などの容器、注射器）、処理が困難なごみ（自動車やバイクの部品、タイヤ、バッテリー、ホイール、バイク本体、農機具（草刈機、チェーンソーなど）、消火器など）、その他（耐火金庫、石、土、粉状のもの、建物の解体に伴って排出されたもの ^注 （瓦、断熱材、スレート、アスベスト含有材、コンクリート、タイルなど））			

注）事業系ごみの場合。

家庭系ごみについても、建設リサイクル法等により処分できない場合があります。

(4) 中間処理

本市の可燃ごみは、可燃物焼却施設において、焼却処理をしています。

資源ごみは、ステーションで回収し、缶類、ペットボトルは可燃物焼却施設にて減容化し、食品トレイは不燃物最終処分場にて減容化して業者にて資源化されています。

可燃物焼却施設の概要は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 可燃物焼却施設の概要

項目	内容
名 称	瑞浪市クリーンセンター
所 在 地	岐阜県瑞浪市日吉町 258-76
敷 地 面 積	11,118m ²
処 理 能 力	50t/日 (25 t / 日 × 2 炉、全連続燃焼式焼却炉)
処 理 品 目	可燃ごみ
処 理 方 式	酸素式熱分解直接溶融炉 (一体型シャフト式)
運 転 管 理	委託
設計・施工	株式会社 川崎技研
建 設 年 度	竣工：平成 14 年 6 月

(5) 最終処分

本市は、可燃ごみを焼却した焼却灰、不燃物を瑞浪市不燃物最終処分場にて処分しています。

表 4-5 最終処分場の概要

項目	内容
名 称	瑞浪市不燃物最終処分場
所 在 地	岐阜県瑞浪市稲津町小里 1538 番地の 1
処 理 品 目	焼却灰、不燃ごみ
敷 地 面 積	51,770m ²
埋 立 面 積	7,500 m ²
埋 立 容 量	52,500 m ³
埋 立 方 法	準好気性埋立方式
浸出水処理方法	接触曝気法＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭
運 転 管 理	直営
設計・施工	設計・施工監理：国際航業株式会社 施 工：日本国土・西尾特定建設工事共同企業体 (埋立処分場造成) 日本ガイシ株式会社(浸出水処理施設建設)
建 設 年 度	竣工：平成 16 年 12 月



図 4-3 中間処理施設及び最終処分場位置図

4. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 4-4 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者などによって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである市民による自家処理（生ごみの減量化など）や事業者独自の資源回収がなされているものについては、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

次に、「ごみ総排出量」から、本市のごみ処理施設などで処理を行わない、集団回収によって集められた資源を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ排出量」のうち、本市の家庭から排出され、資源ごみを除いたものを家庭系ごみ、事業所や公共施設から排出されたごみを事業系ごみとします。

また、ごみ総排出量から事業系ごみを除いたものを、生活系ごみとします。

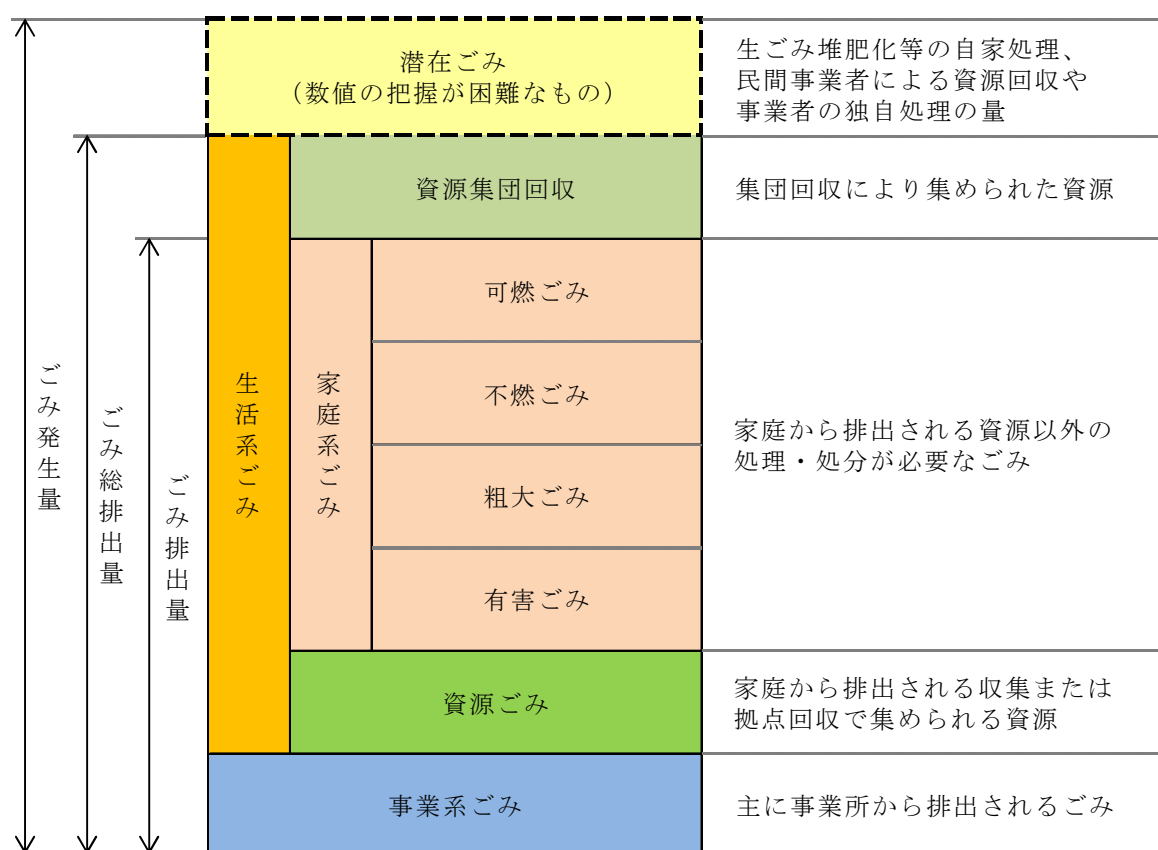


図 4-4 ごみ排出区分の定義

(2) ごみ総排出量の推移

本市における過去5年間のごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量の推移は、表4-6及び図4-5に示すとおりです。

表4-6 ごみ総排出量の推移

項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
人口（年度末人口）	人	37,036	36,817	36,355	35,928	35,519
ごみ総排出量	t/年	14,035	14,199	13,089	13,031	12,230
可燃ごみ（家庭系）	t/年	7,173	7,217	7,101	6,966	6,513
不燃ごみ（家庭系）	t/年	410	517	415	404	273
不燃ごみ（金属製品・家電製品）	t/年	213	234	235	211	161
資源ごみ（収集）、草・剪定枝	t/年	1,130	1,473	1,463	1,389	1,333
有害ごみ	t/年	14	15	13	8	7
資源集団回収	t/年	637	242	206	268	243
事業系（可燃、不燃ごみ）	t/年	4,458	4,501	3,656	3,785	3,700
1人1日あたりごみ総排出量 ^{注1}	g/人・日	1,035	1,057	986	994	941
1人1日あたり家庭系ごみ総排出量 ^{注2}	g/人・日	576	594	585	579	535
1人1日あたり生活系ごみ総排出量 ^{注3}	g/人・日	707	722	711	705	656

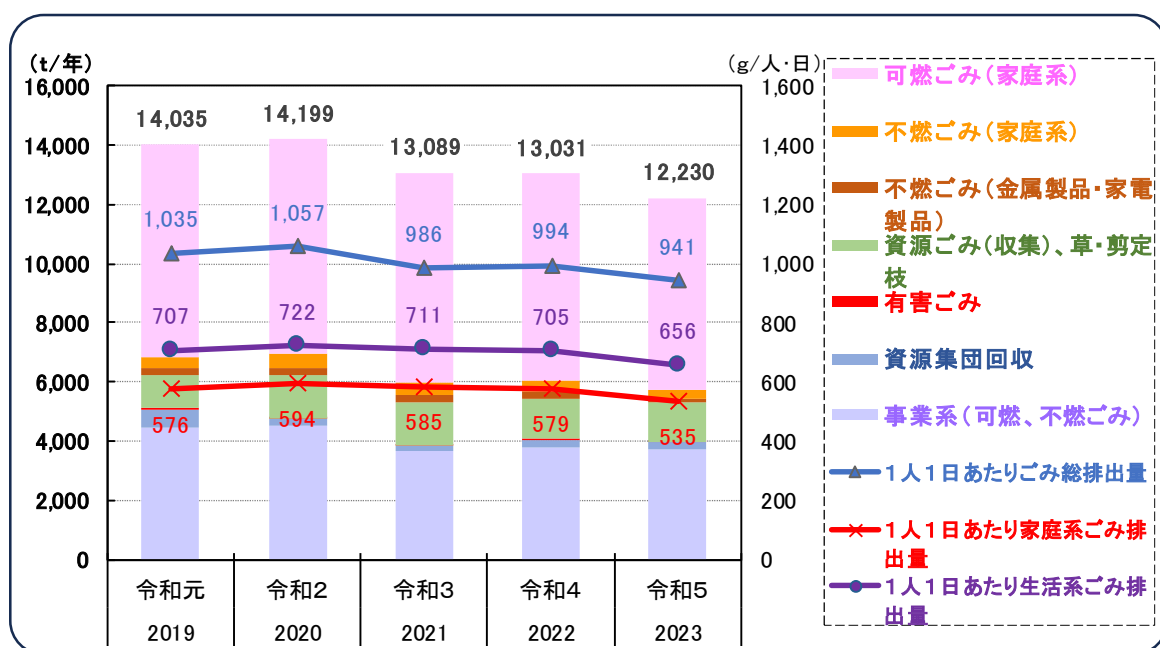


図4-5 ごみ総排出量の推移

注1：1人1日あたりごみ総排出量＝ごみ総排出量÷人口÷年間日数

注2：1人1日あたり家庭系ごみ排出量＝（可燃ごみ（家庭系）＋不燃ごみ（家庭系）＋不燃ごみ（金属製品・家電製品）＋有害ごみ）÷人口÷年間日数

注3：1人1日あたり生活系ごみ排出量＝（可燃ごみ（家庭系）＋不燃ごみ（家庭系）＋不燃ごみ（金属製品・家電製品）＋資源ごみ（収集）、草・剪定屑＋有害ごみ＋資源集団回収）÷人口÷年間日数

(3) リサイクル率の推移

本市における過去5年間の資源化量及びリサイクル率の推移は、表4-7及び図4-6に示すとおりです。岐阜県の「第3次岐阜県廃棄物処理計画」にて、民間事業者による資源物回収量（民間回収量）も含めたリサイクル量を算出していることから、本市も同様に、民間回収量を含めたリサイクル率を算出することとしました。

表4-7 資源化量及びリサイクル率の推移

項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
ごみ総排出量	t/年	14,035	14,199	13,089	13,031	12,230
総資源化量	t/年	3,392	3,403	3,311	3,268	3,099
資源化量（行政回収量）	t/年	2,580	2,590	2,499	2,458	2,287
不燃ごみ（金属製品・家電製品）	t/年	213	234	235	211	161
資源物（資源ごみから選別）	t/年	1,004	1,265	1,205	1,125	1,078
草・剪定枝	t/年	115	207	254	250	272
有害ごみ	t/年	14	15	13	8	7
焼却処理によるスラグ量	t/年	591	627	586	590	526
焼却処理によるメタル量	t/年	6	0	0	6	0
資源集団回収	t/年	637	242	206	268	243
民間回収量（民間回収ルートでの資源化量）	t/年	812	813	812	810	812
リサイクル率（行政回収のみ） ^{注1}	%	18.4	18.2	19.1	18.9	18.7
リサイクル率（民間回収含む） ^{注2}	%	22.8	22.7	23.8	23.6	23.8

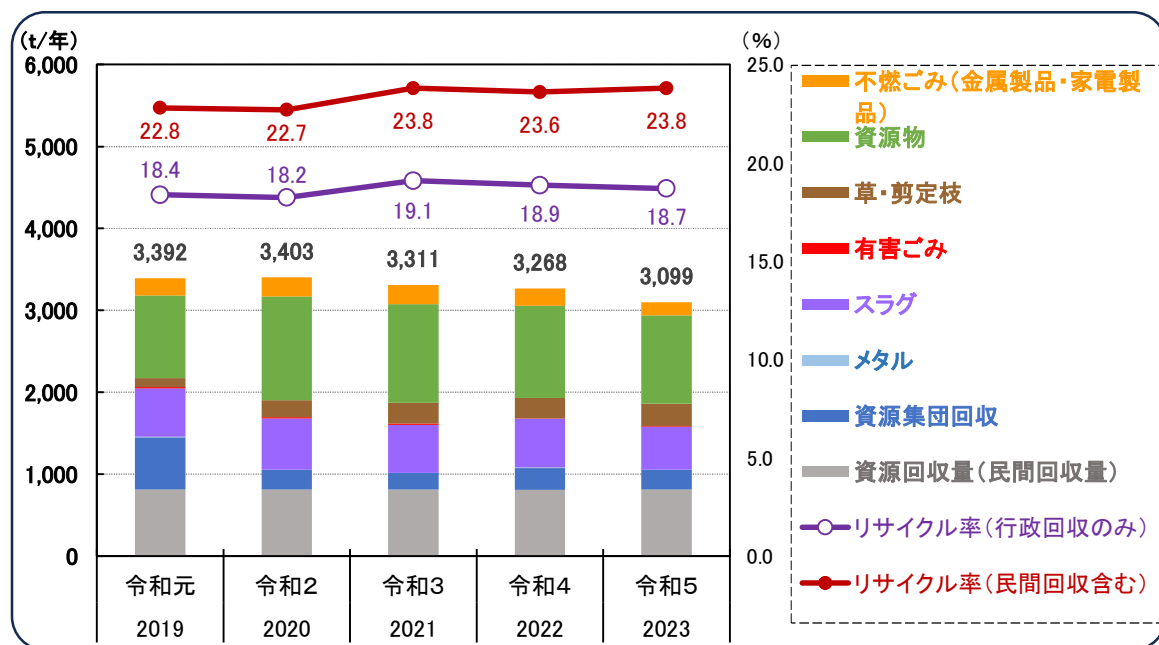


図4-6 資源化量及びリサイクル率の推移

注 1:リサイクル率(行政回収のみ) = 総資源化量(不燃ごみ(金属製品・家電製品) + 資源ごみ(収集) + 草・剪定屑 + 有害ごみ + スラグ + メタル + 資源集団回収) ÷ ごみ総排出量

注 2:リサイクル率(民間回収含む) = 総資源化量(不燃ごみ(金属製品・家電製品) + 資源ごみ(収集) + 草・剪定屑 + 有害ごみ + スラグ + メタル + 資源集団回収 + 民間資源回収量) ÷ (ごみ総排出量 + 民間資源回収量)

(4) 最終処分量の推移

本市における過去 5 年間の最終処分量及び最終処分率の推移は、表 4-8 及び図 4-7 に示すとおりです。

表 4-8 最終処分量の推移

項 目	単位	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
ごみ総排出量	t / 年	14,035	14,199	13,089	13,031	12,230
最終処分量	t / 年	1,915	2,291	1,368	1,591	1,495
飛灰（可燃物焼却施設）	t / 年	334	327	311	334	301
家庭系不燃ごみ	t / 年	410	517	415	404	273
事業系不燃ごみ	t / 年	1,171	1,447	642	853	921
最終処分率 ^{注1}	%	13.6	16.1	10.5	12.2	12.2

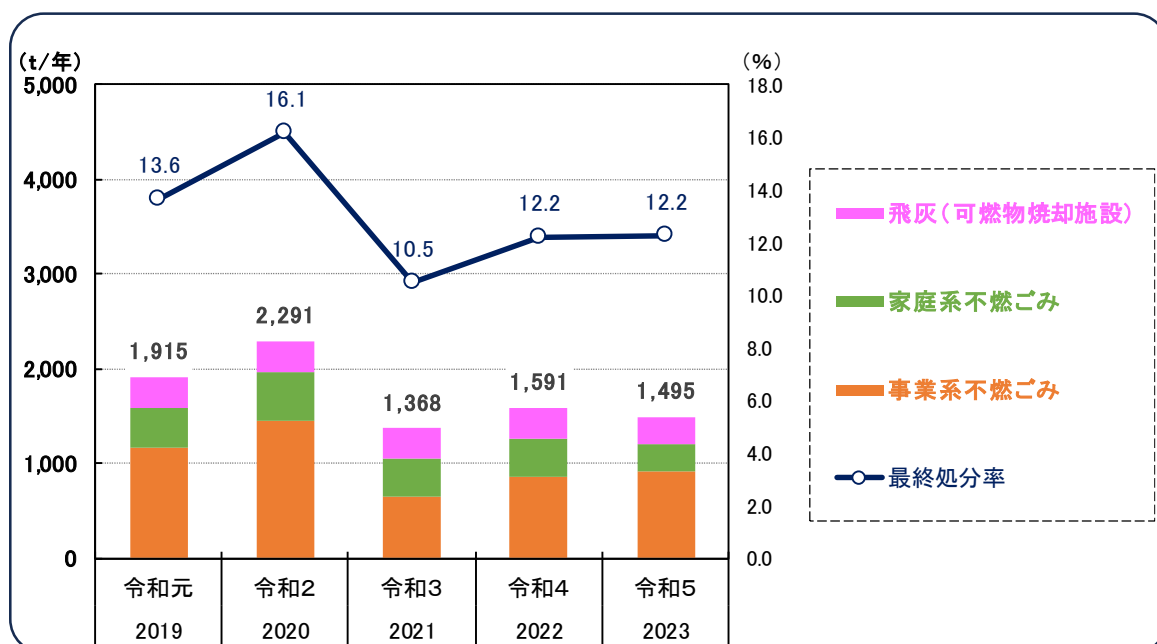


図 4-7 最終処分率の推移

注：最終処分率＝最終処分量(飛灰(可燃物焼却施設)＋家庭系不燃ごみ＋事業系不燃ごみ)÷ごみ総排出量

5. ごみ処理の評価

(1) ごみ処理の評価

①岐阜県との比較

本市のごみ処理の状況（令和4年度実績）を、表4-9に示す評価項目について岐阜県の平均値（令和4年度実績）と比較し、指数により評価しました。

図4-8は、岐阜県平均を100とした時の本市の評価値の比率を表しており、100より大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの六角形が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本市の評価値は、1人1日あたりごみ総排出量、1人1日あたり家庭系可燃ごみ排出量及び1人あたりごみ処理費用が100を下回り、低い評価となっています。特に、最終処分率は岐阜県の2倍以上となっており、評価不能となっています。

その他、1人1日あたり家庭系不燃・粗大ごみ排出量、1人1日あたり資源ごみ排出量及びリサイクル率の項目については100を上回っています。

なお、本市は家庭系可燃ごみに可燃性粗大ごみが、家庭系不燃ごみに不燃性粗大ごみを含めて計量しているため、家庭系可燃ごみ搬出量が多くなり、家庭系不燃・粗大ごみの搬出量が少なくなっています。

また、岐阜県の温室効果ガスの排出量は公表されていないため、1人1日あたり廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量は評価できません。

表4-9 評価項目及び評価値

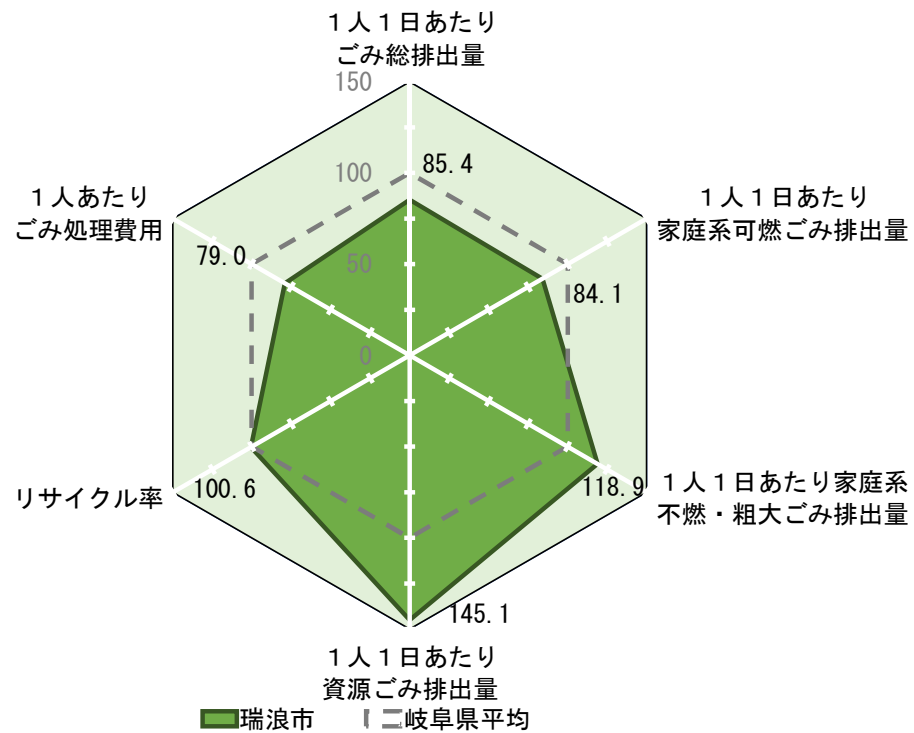
項 目	単位	瑞浪市	岐阜県	評価値
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	984	859	85.4 ^{注1}
1人1日あたり家庭系可燃ごみ排出量	g/人・日	531	458	84.1 ^{注1}
1人1日あたり家庭系不燃・粗大ごみ排出量	g/人・日	43	53	118.9 ^{注1}
1人1日あたり資源ごみ排出量	g/人・日	103	71	145.1 ^{注2}
リサイクル率	%	17.0	16.9	100.6 ^{注2}
最終処分率	%	18.0	7.6	— ^{注1}
1人あたりごみ処理費用	円/人・年	16,477	13,618	79.0 ^{注1}
1人1日あたり廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量	g/人・日	556	—	—

出典：1人1日あたり廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量以外は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（令和4年度実績）」より抜粋しました。

1人1日あたり廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量は、本市による推定値です。

注1：評価値 ＝ 〔1 － (瑞浪市 － 岐阜県) ÷ 岐阜県〕 × 100

注2：評価値 ＝ 瑞浪市 ÷ 岐阜県 × 100



注) 温室効果ガス排出量の項目については岐阜県の数値がないため図示しない。

図 4-8 本市のごみ処理の評価（岐阜県平均との比較）

②類似市町村との比較

本市の一般廃棄物（ごみ）処理システムについて、循環型社会形成及び経済性の観点から、類似都市との比較分析を行った結果（令和4年度実績による比較）は、表4-10及び図4-9に示すとおりです。

環境省が提供している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」は、人口規模や産業構造が同じ分類となる類似市町村の平均値を100とし、指数値が100を超えるほど優れていると評価するものです。

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、類似市町村平均より、やや減量化されており、平均値を100とした場合の指数値は100.6となっています。同様に廃棄物からの資源回収率は101.2となっており、類似市町村平均を上回っていますが、廃棄物のうち最終処分される割合は26.0と、非常に低い評価となっています。

人口1人あたり年間処理経費は109.7で経済性に優れていますが、最終処分減量に要する費用は98.4となっており、平均よりもやや低い評価となっています。

表4-10 一般廃棄物処理システム比較表による評価

区分	評価項目	1人1日あたりのごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口1人あたり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
瑞浪市		0.984	0.170	0.181	17,339	54,415
類似市町村(30市町村)	平均	0.990	0.168	0.104	19,201	53,545
	最大	1.675	0.315	0.519	55,981	109,006
	最小	0.611	0.069	0.000	10,588	17,375
	指数値	100.6	101.2	26.0	109.7	98.4

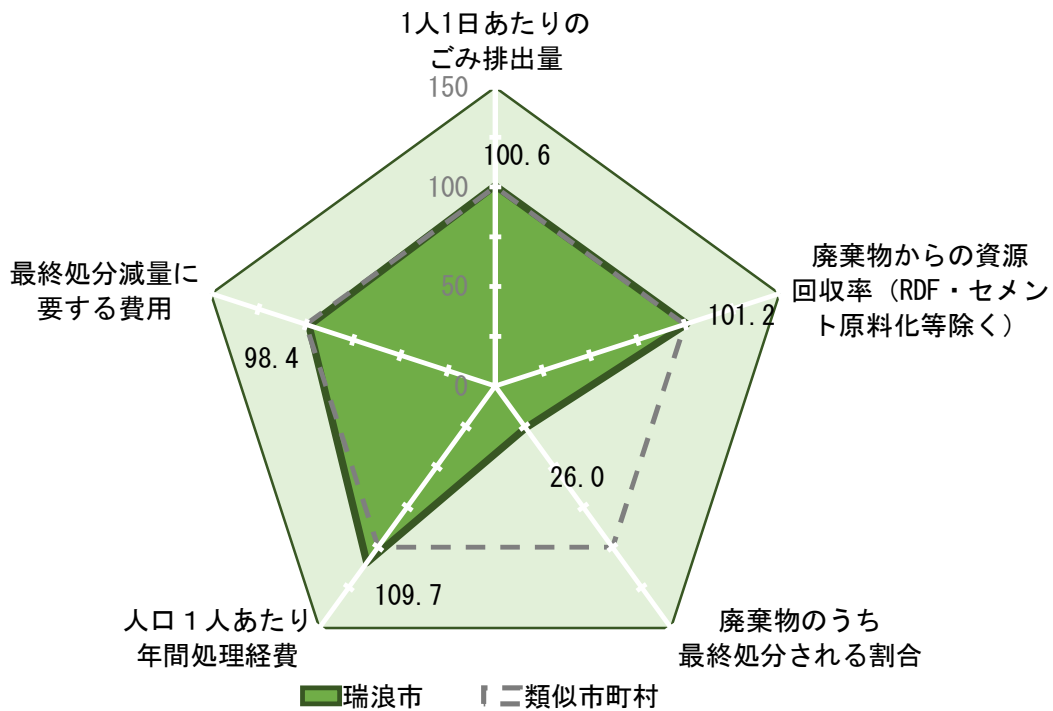


図4-9 一般廃棄物処理システム比較表による評価（類似市町村との比較）

（２）住民満足度

第５章に示すアンケート調査の結果から、回答の総合得点により住民満足度指数を算出して評価を行いました。また、現計画の評価結果と比較し、住民満足度の変化を調べました。

評価の結果は、表４－11 及び図４－10 に示すとおりです。

【設 問】

問１：ごみの収集（収集回数や分別区分など）について満足している。

問２：ごみの減量・再使用（くり返し使う）・再利用（リサイクル）への取り組みに満足している。

問３：住んでいるまちの清潔さに満足している。

問４：ごみの処理に関する情報の公開や提供に満足している。

問５：ごみの減量・再使用（くり返し使う）・再利用（リサイクル）に関する情報の公開や提供に満足している。

【集計方法】

（ア）「そう思う」５点、「どちらかといえばそう思う」４点、「どちらかといえばそう思わない」２点、「そう思わない」を１点として設問毎に平均得点を算出しました。「わからない」及び無回答は有効回答数に加えません（平均得点を算出する際の有効回答者数に加えない）。平均得点が３．０点以上となれば、「満足している」と判断できます。

（イ）設問毎に平均得点を算出します（得点の合計÷有効回答数）。なお、それぞれの平均得点が住民満足度に関する補足指標となります。

（ウ）設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とします。

（エ）「わからない」及び無回答は、回収数に対する割合を算出することにより、市民の認知度を測る指標として活用できます。

【集計結果】

アンケート調査の結果、５問の平均得点による総合評価は、現計画の総合評価３．８点を上回る４．０点となり、平均３点を上回る良好な結果でした。また、ごみ収集、３Ｒの取り組みや情報公開、まちの清潔さにおける平均得点は現計画と比べて高くなっており、ごみ処理の情報公開における平均得点は現計画と同じく３．９点となりました。ごみ収集における平均得点が４．４点となっており、全設間で満足度が最も高くなっています。３Ｒの情報公開における平均得点が３．７点となっており、全設間で満足度が最も低くなっています。

３Ｒの情報公開における「わからない」、「そう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」の総回答数に対する割合は、それぞれ１９．９％、５．３％、１１．７％となっており、他の設問と比べて認知度及び満足度が低くなっています。特に情報公開の認知度が低いことから、より一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があると考えます。

表 4-11 住民満足度指標

	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	総回答数	有効回答数	得点の合計	平均得点
問 1	217	147	23	4	10	412	391	1,723	4.4
問 2	153	173	28	13	36	412	367	1,526	4.2
問 3	143	194	37	15	14	412	389	1,580	4.1
問 4	84	180	30	22	65	412	316	1,222	3.9
問 5	62	167	48	22	82	412	299	1,096	3.7
総合評価									4.0

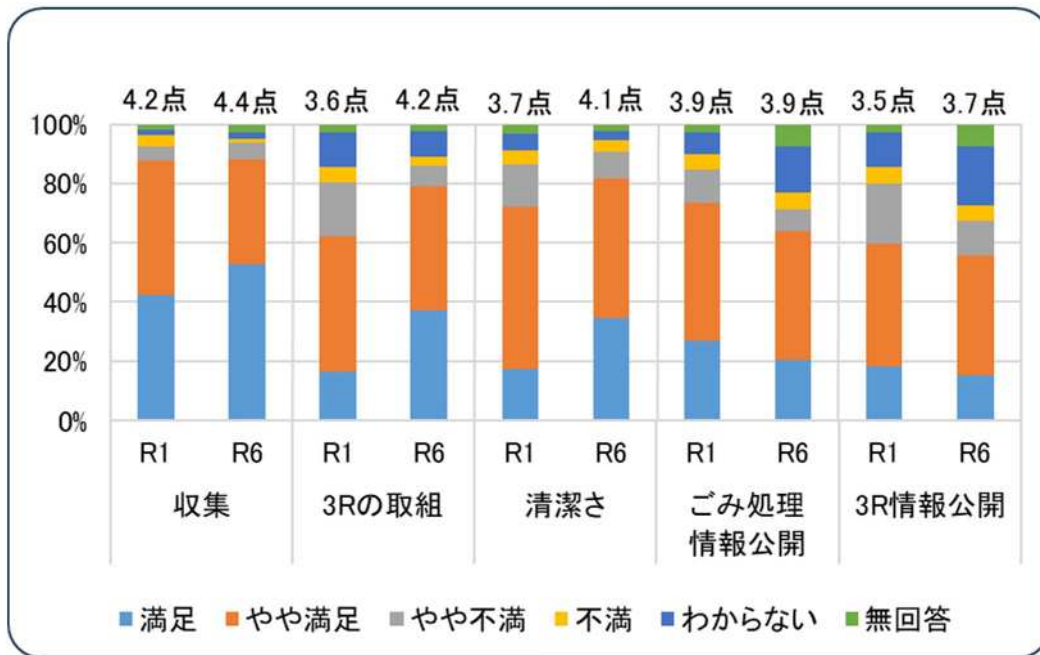


図 4-10 住民満足度指標の経年変化

(3) ごみ処理の現状と課題

本市におけるごみ処理の現状と課題は、以下に示すとおりです。

表 4-12 ごみ処理の現状と課題

項目	現状・課題
ごみ総排出量	1人1日あたりごみ総排出量が、岐阜県平均を上回っている。 また、家庭系可燃ごみも、岐阜県平均を上回っている。
	不燃ごみ・粗大ごみ排出量が、岐阜県平均を下回っており、良好である。
	資源ごみの排出量が岐阜県平均より上回っている。
	リサイクル率は岐阜県平均より僅かに上回っている。
	資源集団回収量が、令和5年度(243t/年)は平成30年度(692t/年)と比較して65%減少している。
	最終処分量が多く、最終処分率は岐阜県平均の2倍以上となっている。
満足度(アンケート)	住民満足度は平均を上回っている。(4.0点) ごみ収集、3Rの取り組みや情報公開、まちの清潔さ及びごみ処理の情報公開等も満足度は高く、特にごみ収集における満足度が最も高くなっている。 一方、3Rの情報公開に対する認知度・満足度はやや低くなっている。
ごみ処理	資源ごみを処理する施設は、可燃物焼却施設と不燃物最終処分場の2箇所にある。
	プラスチック容器包装は、ペットボトルと食品トレイしか資源ごみとして収集していない。
	可燃物焼却施設は平成14年に竣工して22年が経過しており、老朽化が進行している。
	老朽化した旧ごみ処理施設が、残存している。

第5章 アンケート調査

1. アンケート調査の目的・概要

一般廃棄物処理基本計画の改定にあたり、市民及び事業所におけるごみの分別や減量・リサイクルに関する満足度や取り組み等を把握し、計画策定のための資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

表 5-1 市民アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	住民基本台帳から、市内在住者を対象に無作為に抽出した 800 人
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	令和 6 年 8 月 6 日（発送日）～令和 6 年 8 月 30 日（投函期限）
回収状況	有効回答：412 通、回収率：51.5%

表 5-2 事業所アンケート調査の概要

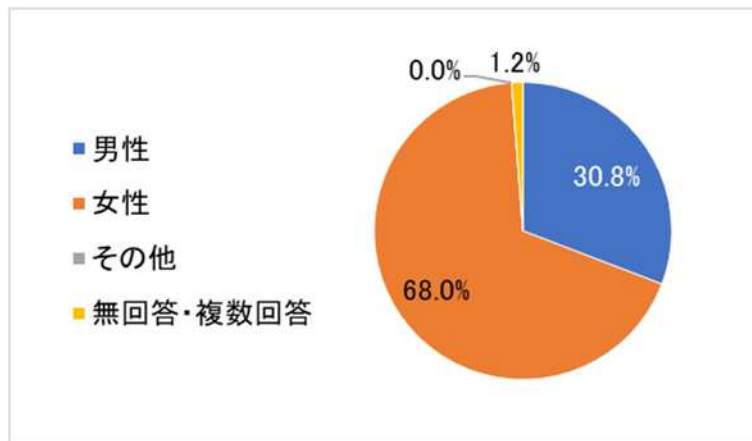
項目	内容
調査対象	市内を対象に無作為に抽出した 200 事業所
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	令和 6 年 8 月 6 日（発送日）～令和 6 年 8 月 30 日（投函期限）
回収状況	有効回答：132 通、回収率：66.0%

2. 調査結果

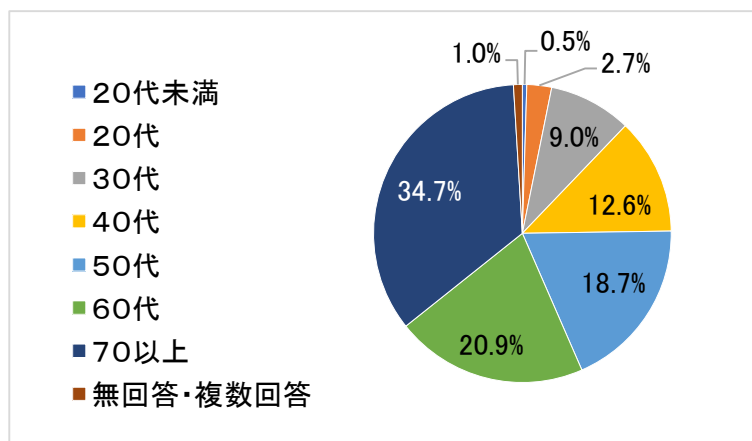
(1) 市民アンケート

Q1: あなた(回答者)ご自身について

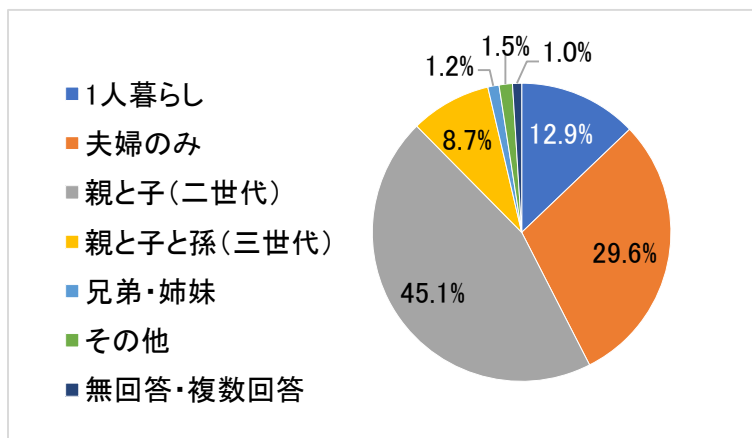
【問 1. あなたの性別は？】



【問 2. あなたの年齢は？】



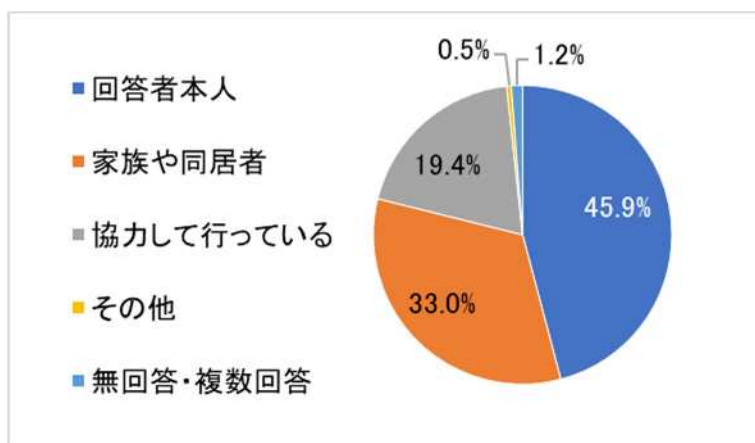
【問 3. ご家族の構成は？】



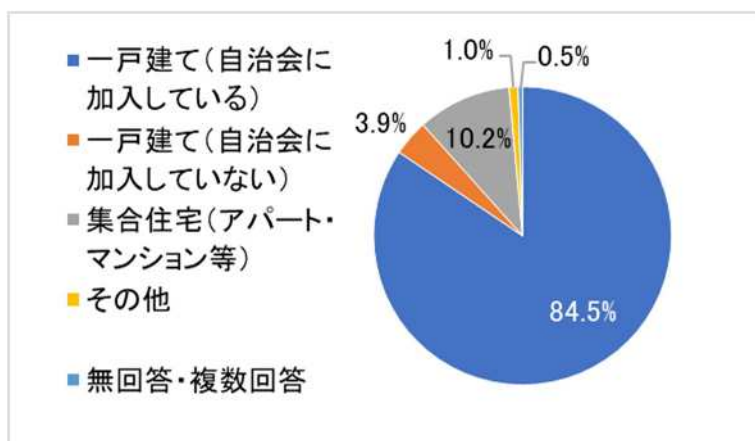
【問 4. あなたのお住まいの地区は？】



【問 5. あなたのご家庭のごみ出し当番は？】



【問 6. あなたの居住形態は？】



**Q2: 瑞浪市のごみ処理について
あなたは、瑞浪市が行っているごみ処理について、どの程度満足していますか？**

【問 1. ごみの収集（収集回数や分別区分など）について満足している】

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が 88.4%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計は 6.6%です。

年齢別集計結果をみると、30 代の不満等の割合が高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
217	52.7%	1. そう思う	52.7%
147	35.7%	2. どちらかといえばそう思う	35.7%
23	5.6%	3. どちらかといえばそう思わない	5.6%
4	1.0%	4. そう思わない	1.0%
10	2.4%	5. わからない	2.4%
11	2.7%	無回答・複数回答	2.7%
412	100.0%	計	

図 5-1 集計結果

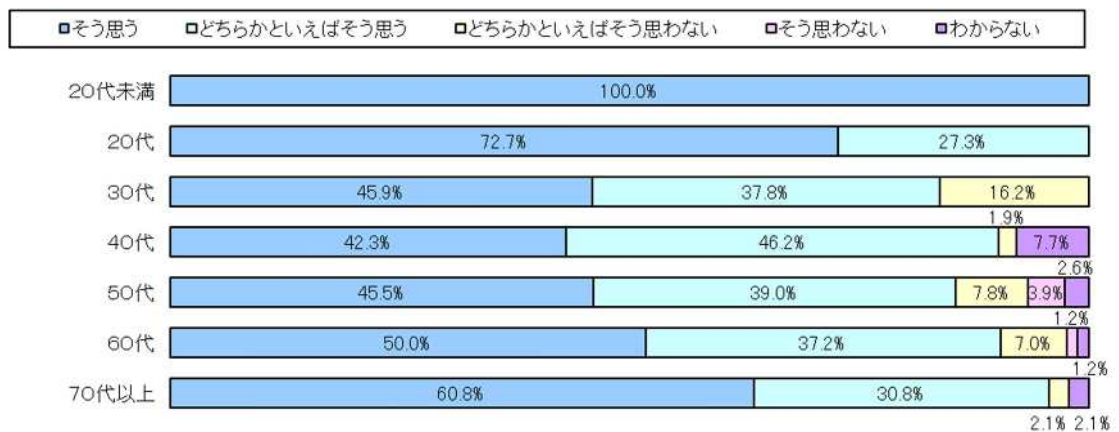


図 5-2 年齢別クロス集計結果

【問 2. ごみの減量・リユース・リサイクルへの取り組みについて満足している】

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が 79.1%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計は 10.0%です。

年齢別集計結果をみると、20 代の不満等の割合が高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
153	37.1%	1. そう思う	37.1%
173	42.0%	2. どちらかといえばそう思う	42.0%
28	6.8%	3. どちらかといえばそう思わない	6.8%
13	3.2%	4. そう思わない	3.2%
36	8.7%	5. わからない	8.7%
9	2.2%	無回答・複数回答	2.2%
412	100.0%	計	

図 5-3 集計結果

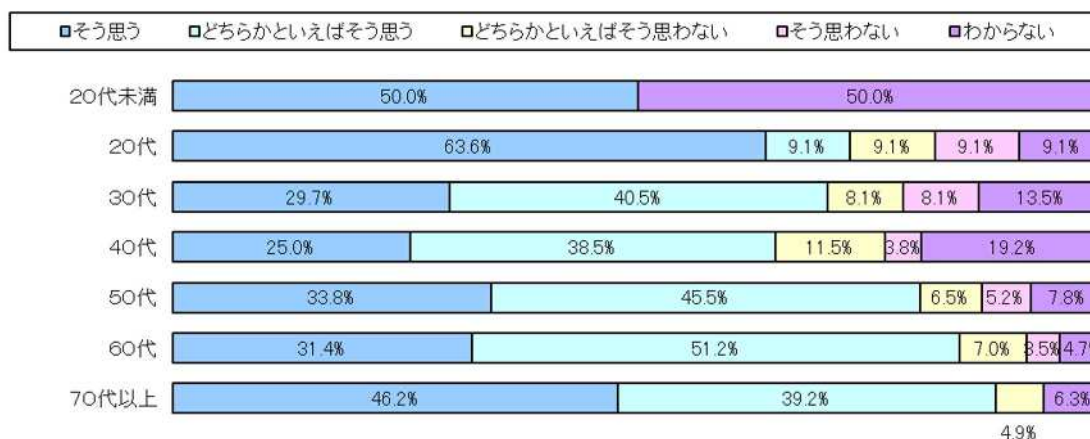


図 5-4 年齢別クロス集計結果

【問3. 住んでいるまちの清潔さに満足している】

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が81.8%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計は12.6%です。

年齢別集計結果をみると、30代の不満等の割合が高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
143	34.7%	1. そう思う	34.7%
194	47.1%	2. どちらかといえばそう思う	47.1%
37	9.0%	3. どちらかといえばそう思わない	9.0%
15	3.6%	4. そう思わない	3.6%
14	3.4%	5. わからない	3.4%
9	2.2%	無回答・複数回答	2.2%
412	100.0%	計	

図5-5 集計結果

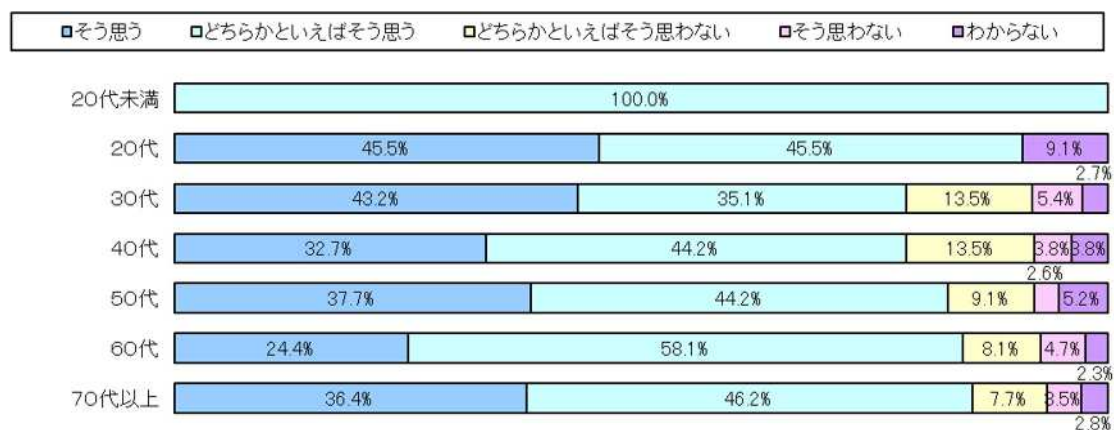


図5-6 年齢別クロス集計結果

Q3: ごみの分別・収集について

【問 1. あなたはごみの出し方で困ったことはありますか？＜最大 3 つまで＞】

「困ったことはない」が 35.9%と最も多く、続いて「分別方法」が 30.8%、「施設への搬入」が 21.6%となっています。

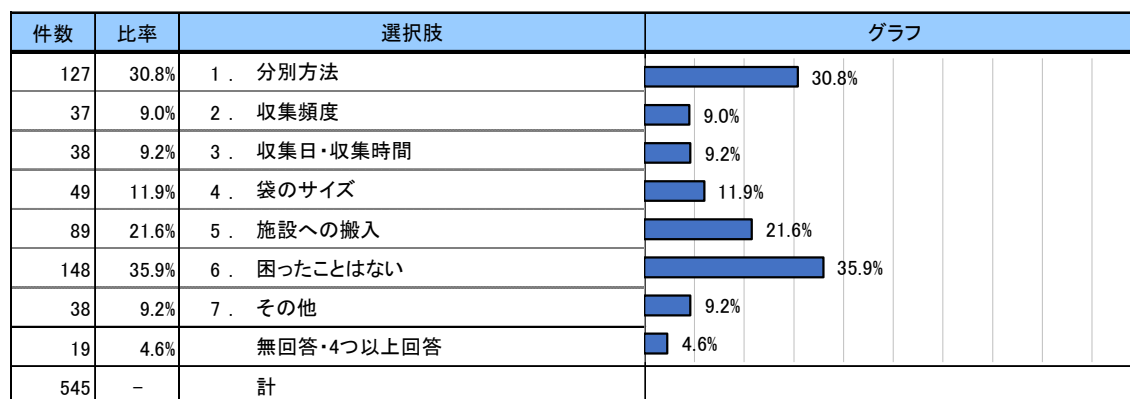


図 5-7 集計結果

【問 2. あなたのごみの分別状況は？】

「すべてきちんと分別している」と「だいたい分別している」の合計は 97.8%、「あまり分別していない」と「分別していない」の合計は 1.2%となっています。

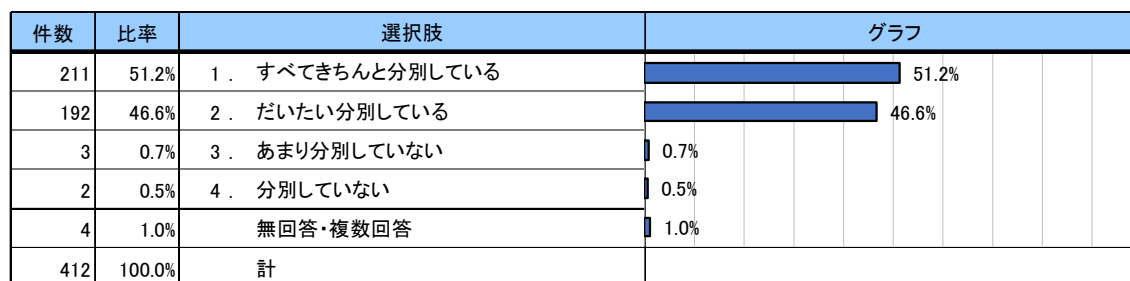


図 5-8 集計結果

【問 3. 問 2 で「3. あまり分別していない」「4. 分別していない」と回答した方にお聞きします。あなたがごみを分別していない理由は何ですか？＜最大 3 つまで＞】

「分別ルールが複雑でわからないから」(0.5%)、「混ぜていても問題ないと思うから」(0.2%)と回答されています。

件数	比率	選択肢	グラフ
0	0.0%	1. 分別に手間がかかり面倒だから	0.0%
2	0.5%	2. 分別ルールが複雑でわからないから	0.5%
0	0.0%	3. 家の中で分別しておく場所がないから	0.0%
0	0.0%	4. 他の人も分別していないから	0.0%
1	0.2%	5. 混ぜていても問題ないと思うから	0.2%
0	0.0%	6. その他	0.0%
0	0.0%	無回答・4つ以上回答	0.0%
3	-	計	

図 5-9 集計結果

【問 4. あなたのご家庭での資源物の処理方法はどれですか？＜最大 3 つまで＞】

「集積場に出す」が 86.2%と最も多く、続いて「スーパー、ドラッグストアなどの回収ボックスを利用する」が 46.6%、「クリーンセンターに持ち込む」が 35.9%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
355	86.2%	1. 集積場に出す	86.2%
148	35.9%	2. クリーンセンターに持ち込む	35.9%
125	30.3%	3. PTAなどの集団回収を利用する	30.3%
16	3.9%	4. 民間の業者を利用する	3.9%
192	46.6%	5. スーパー、ドラッグストアなどの回収ボックスを利用する	46.6%
4	1.0%	6. その他	1.0%
5	1.2%	無回答・複数回答	1.2%
845	-	計	

図 5-10 集計結果

【問 5. 瑞浪市の現在のごみ分別項目数についてどう思いますか】

「ちょうどよい」が 73.3%と最も多く、「少し多い」と「多い」の合計は 8.5%、「少し少ない」と「少ない」の合計は 5.9%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ									
12	2.9%	1. 多い	■ 2.9%									
23	5.6%	2. 少し多い	■ 5.6%									
302	73.3%	3. ちょうどよい	■ 73.3%									
20	4.9%	4. 少し少ない	■ 4.9%									
4	1.0%	5. 少ない	■ 1.0%									
46	11.2%	6. わからない	■ 11.2%									
5	1.2%	無回答・複数回答	■ 1.2%									
412	100.0%	計										

図 5-11 集計結果

【問 6. 現在、食品トレイ以外のプラスチック製品は可燃ごみとして収集していますが、これを資源ごみとして収集するとしたらどう思いますか？】

「可燃ごみのままのほうがよい」が 56.3%と最も多く、「資源ごみとして分別したほうがよい」が 36.2%となっています。

年齢別集計結果をみると、「可燃ごみのままのほうがよい」と回答した割合は 20 代が最も高く、「資源ごみとして分別したほうがよい」と回答した割合は 70 代以上が最も高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
149	36.2%	1. 資源ごみとして分別したほうがよい	36.2%
232	56.3%	2. 可燃ごみのままのほうがよい	56.3%
21	5.1%	3. なんとも思わない	5.1%
10	2.4%	無回答・複数回答	2.4%
412	100.0%	計	

図 5-12 集計結果

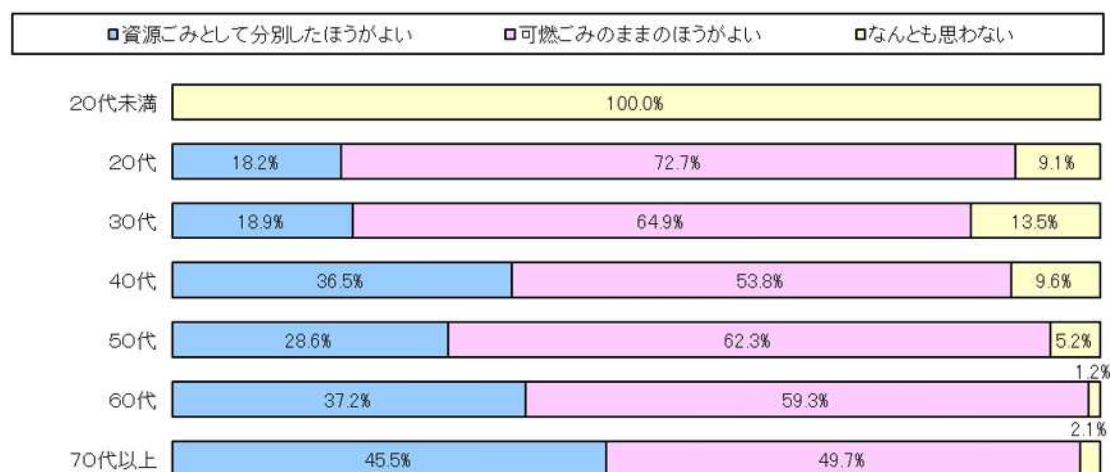


図 5-13 年齢別クロス集計結果

【問 7. 問 6 で「1. 資源ごみとして分別したほうがよい」と回答した方にお聞きします。その理由は何ですか？＜最大 3 つまで＞】

「ごみを減量できるから」が 24.5%と最も多く、続いて「資源としてきちんとリサイクルすべきだから」が 20.9%、「燃焼による二酸化炭素の排出量を削減できるから」が 18.4%となっています。

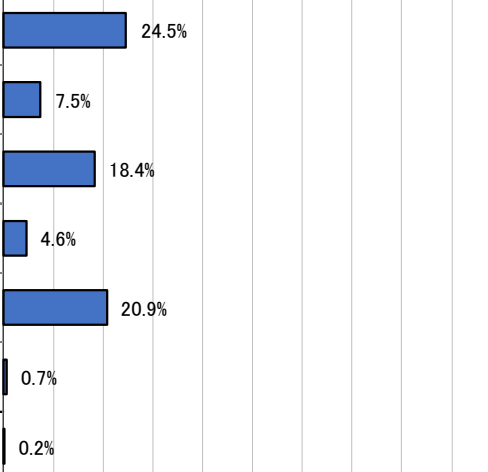
件数	比率	選択肢	グラフ							
101	24.5%	1. ごみを減量できるから								
31	7.5%	2. 「資源ごみ」としての回収が無料だから								
76	18.4%	3. 燃焼による二酸化炭素の排出量を削減できるから								
19	4.6%	4. 他の自治体が「資源ごみ」として回収しているから								
86	20.9%	5. 資源としてきちんとリサイクルすべきだから								
3	0.7%	6. その他								
1	0.2%	無回答・4つ以上回答								
317	-	計								

図 5-14 集計結果

【問 8. 問 6 で「2. 可燃ごみのままのほうがよい」と回答した方にお聞きします。その理由は
何ですか？＜最大 3 つまで＞】

「プラスチック製品」の定義がわかりにくいから」が 36.9%と最も多く、続いて「分別する
のが面倒だから」が 26.2%、「家の中で分別しておく場所がないから」が 18.9%となっています。

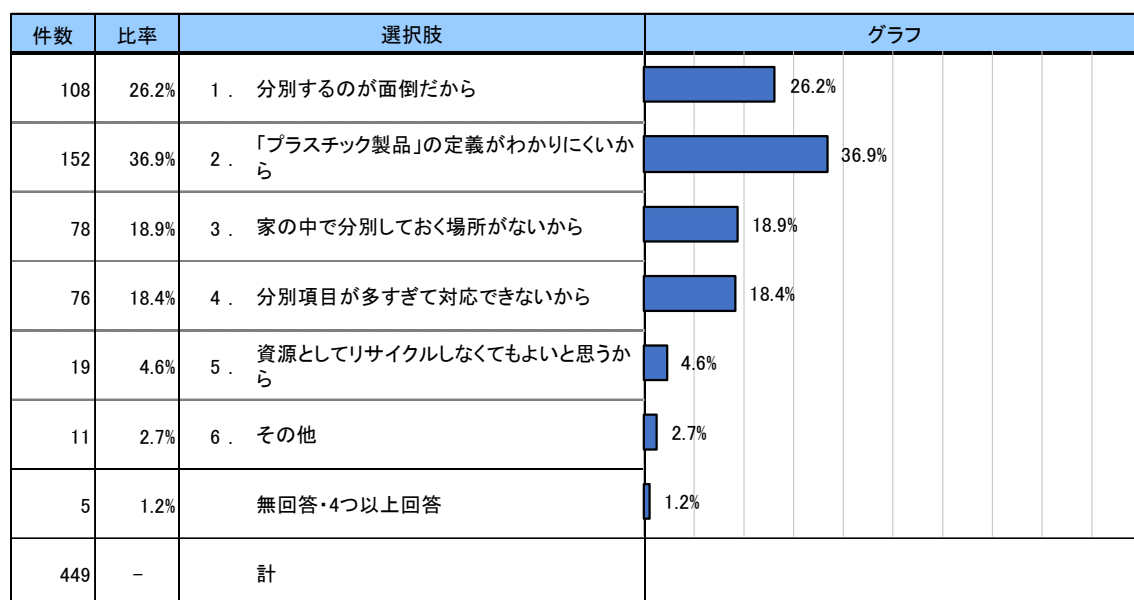


図 5-15 集計結果

【問 9. 現在、小型家電は資源ごみとして収集していますが、これを不燃ごみとして収集する
としたらどう思いますか？】

「資源ごみのままのほうがよい」が 60.7%と最も多く、「不燃ごみとして分別したほうがよい」
が 21.1%となっています。

年齢別集計結果をみると、「不燃ごみとして分別したほうがよい」と回答した割合は 20 代が
最も高く、「資源ごみのままのほうがよい」と回答した割合は 60 代が最も高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
87	21.1%	1. 不燃ごみとして分別したほうがよい	21.1%
250	60.7%	2. 資源ごみのままのほうがよい	60.7%
63	15.3%	3. なんとも思わない	15.3%
12	2.9%	無回答・複数回答	2.9%
412	100.0%	計	

図 5-16 集計結果

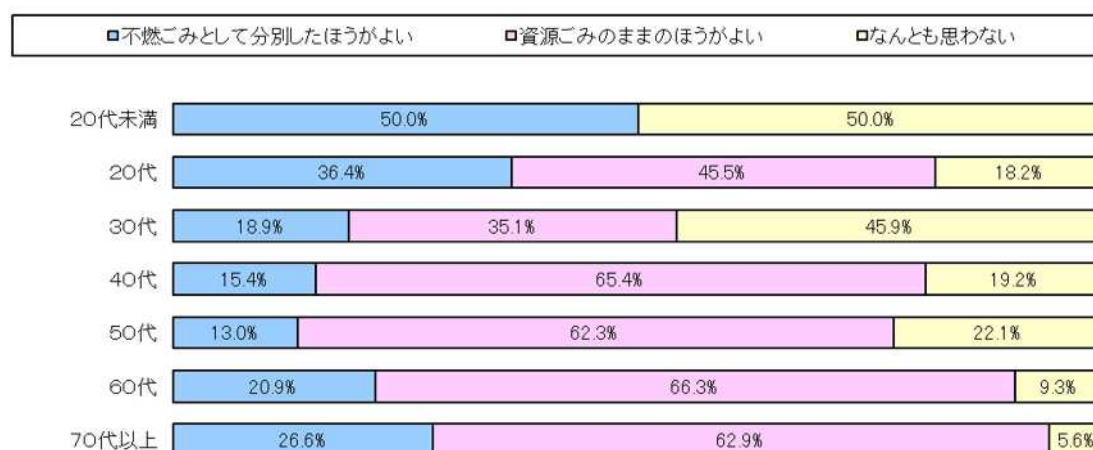


図 5-17 年齢別クロス集計結果

【問 10. 問 9 で「1. 不燃ごみとして分別したほうがよい」と回答した方にお聞きします。その理由は何ですか？＜最大 3 つまで＞】

「回収ボックスの利用や施設への直接搬入が面倒だから」が 12.9%と最も多く、続いて「分別項目が減って楽になるから」が 9.5%、「その他」が 1.9%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
53	12.9%	1. 回収ボックスの利用や施設への直接搬入が面倒だから	12.9%
39	9.5%	2. 分別項目が減って楽になるから	9.5%
8	1.9%	3. その他	1.9%
2	0.5%	無回答・4つ以上回答	0.5%
102	-	計	

図 5-18 集計結果

【問 11. 問 9 で「2. 資源ごみのままのほうがよい」と回答した方にお聞きします。その理由は何ですか？＜最大 3 つまで＞】

「資源としてきちんとリサイクルすべきだから」が 41.3%と最も多く、続いて「ごみを減量できるから」が 32.3%、「資源ごみ」としての回収が無料だから」が 23.8%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
133	32.3%	1. ごみを減量できるから	32.3%
98	23.8%	2. 「資源ごみ」としての回収が無料だから	23.8%
14	3.4%	3. 他の自治体が「資源ごみ」として回収しているから	3.4%
170	41.3%	4. 資源としてきちんとリサイクルすべきだから	41.3%
10	2.4%	5. その他	2.4%
2	0.5%	無回答・4つ以上回答	0.5%
427	-	計	

図 5-19 集計結果

Q4: ごみ減量・リサイクルについて

【問 1. あなたは、ごみ減量・リサイクルについて、何らかの取り組みを行っていますか？】

「いつも取り組んでいる」と「ときどき取り組んでいる」の合計が 80.3%、「取り組んでいない」は 11.7%になっています。

年齢別集計結果をみると、「取り組んでいない」と回答した割合は 20 代が最も高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
150	36.4%	1. いつも取り組んでいる	36.4%
181	43.9%	2. ときどき取り組んでいる	43.9%
48	11.7%	3. 取り組んでいない	11.7%
33	8.0%	無回答・複数回答	8.0%
412	100.0%	計	

図 5-20 集計結果

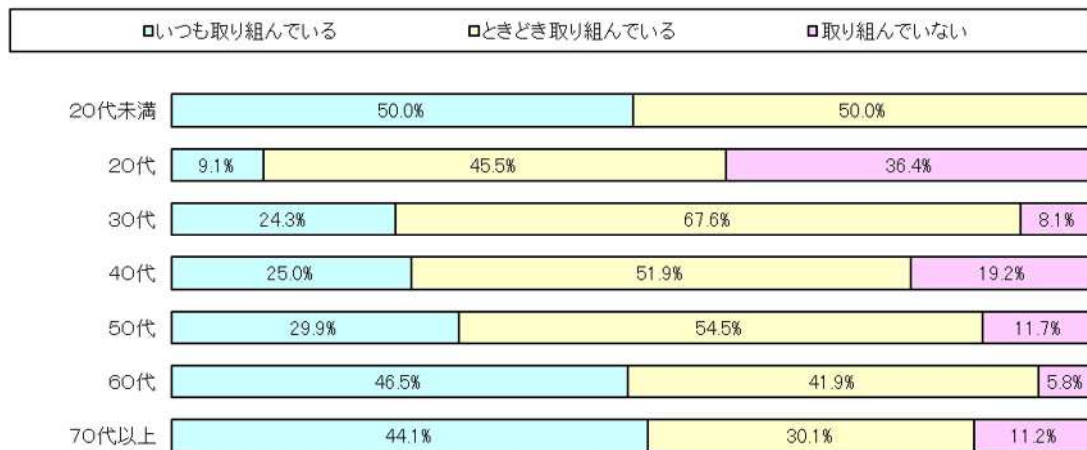


図 5-21 年齢別クロス集計結果

【問 2. あなたは、「食品ロス」という言葉を知っていますか？】

「意味を知っており、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」が 64.6%と最も多く、続いて「言葉や意味は知っているが、あまり関心はない」が 25.7%、「聞いたことはあるが、意味は知らなかった」が 3.9%となっています。

年齢別集計結果をみると、「全く知らなかった」と回答した割合は 20 代が最も高く、「意味を知っており、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」と回答した割合は 60 代が最も高くなっています。

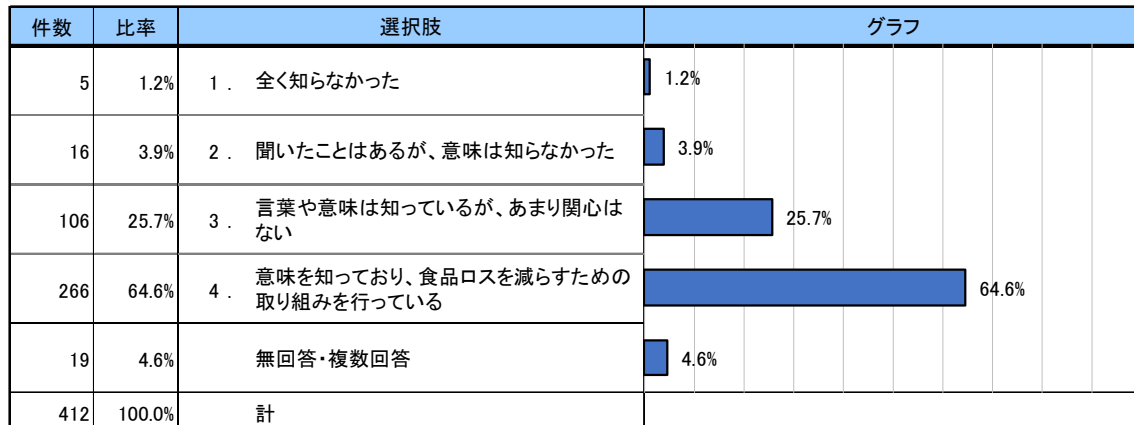


図 5-22 集計結果

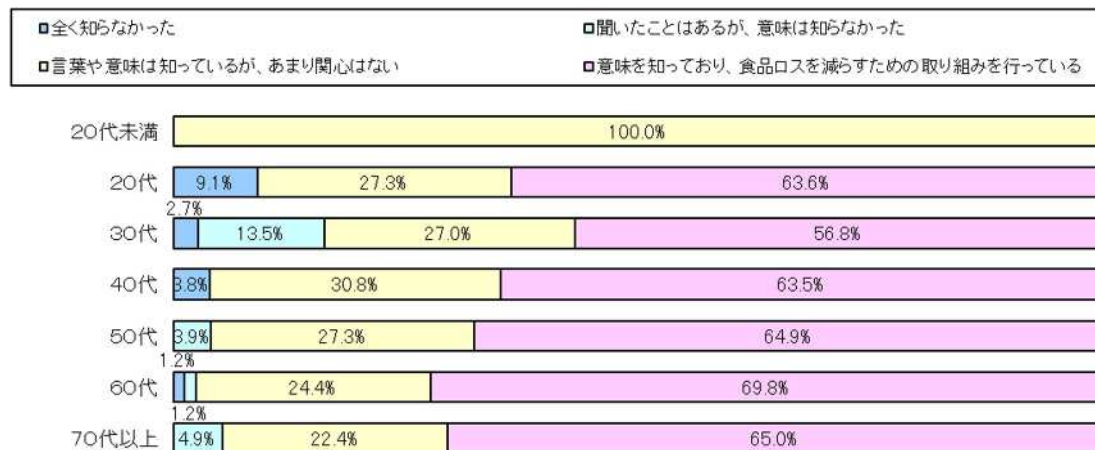


図 5-23 年齢別クロス集計結果

【問 3. あなたのご家庭では、どの程度の食品ロスが発生していますか？】

「少し発生している」が 51.2%と最も多く、続いて「ほとんど発生していない」が 37.6%、「全く発生していない」が 4.9%となっています。

年齢別集計結果をみると、「たくさん発生している」と回答した割合は 30 代が最も高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
20	4.9%	1. 全く発生していない	4.9%
155	37.6%	2. ほとんど発生していない	37.6%
211	51.2%	3. 少し発生している	51.2%
8	1.9%	4. たくさん発生している	1.9%
18	4.4%	無回答・複数回答	4.4%
412	100.0%	計	

図 5-24 集計結果

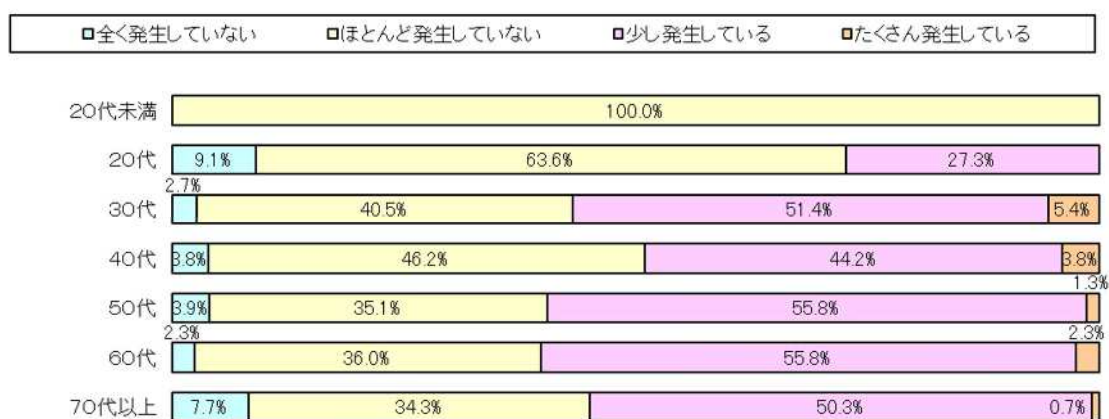


図 5-25 年齢別クロス集計結果

【問 4. 問 2 で「4. 意味を知っており、食品ロスを減らすための取り組みを行っている」と回答した方にお聞きします。あなたはどのような取り組みを行っていますか？＜最大 3 つまで＞】

「冷凍保存を活用する」が 41.0%と最も多く、続いて「食べ物は残さずに食べる」が 39.3%、「冷蔵庫の中身を確認してから買い物をする」が 37.4%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
162	39.3%	1. 食べ物は残さずに食べる	39.3%
154	37.4%	2. 冷蔵庫の中身を確認してから買い物をする	37.4%
169	41.0%	3. 冷凍保存を活用する	41.0%
127	30.8%	4. 賞味期限間近の値引商品を購入する	30.8%
13	3.2%	5. その他	3.2%
13	3.2%	無回答・4つ以上回答	3.2%
638	-	計	

図 5-26 集計結果

【問 5. 生ごみ処理機の購入等に対して瑞浪市から補助が行われた場合、あなたは利用しますか？】

「検討する」が 44.4%と最も多く、続いて「わからない」が 23.5%、「ぜひ利用したい」が 14.8%となっています。

年齢別集計結果をみると、「ぜひ利用したい」と回答した割合は 20 代が最も高く、「利用したくない」と回答した割合は 60 代と 70 代以上が最も高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
61	14.8%	1. ぜひ利用したい	14.8%
183	44.4%	2. 検討する	44.4%
54	13.1%	3. 利用したくない	13.1%
97	23.5%	4. わからない	23.5%
17	4.1%	無回答・複数回答	4.1%
412	100.0%	計	

図 5-27 集計結果

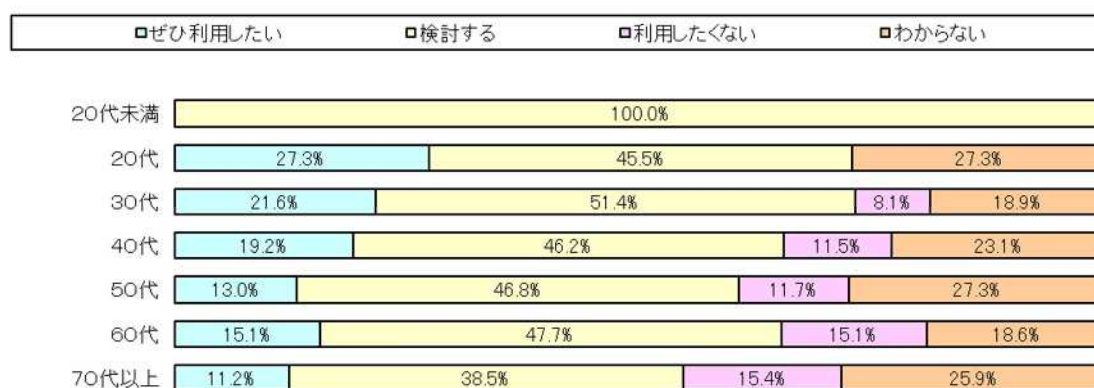


図 5-28 年齢別クロス集計結果

「生ごみ処理機を購入する予定がないから」が7.5%と最も多く、続いて「その他」が3.6%、「申請手続きが大変だから」が2.2%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ							
9	2.2%	1. 申請手続きが大変だから	■ 2.2%							
6	1.5%	2. 特に補助金が要らないから	■ 1.5%							
6	1.5%	3. すでに生ごみ処理機を持っているから	■ 1.5%							
31	7.5%	4. 生ごみ処理機を購入する予定がないから	■ 7.5%							
15	3.6%	5. その他	■ 3.6%							
0	0.0%	無回答・4つ以上回答	0.0%							
67	-	計								

図 5-29 集計結果

Q5: ごみ処理に関する情報の提供について

【問 1. ごみの処理に関する情報の公開や提供について満足している】

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が 64.1%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計は 12.6%です。

年齢別集計結果をみると、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の割合は 50 代が高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
84	20.4%	1. そう思う	20.4%
180	43.7%	2. どちらかといえばそう思う	43.7%
30	7.3%	3. どちらかといえばそう思わない	7.3%
22	5.3%	4. そう思わない	5.3%
65	15.8%	5. わからない	15.8%
31	7.5%	無回答・複数回答	7.5%
412	100.0%	計	

図 5-30 集計結果

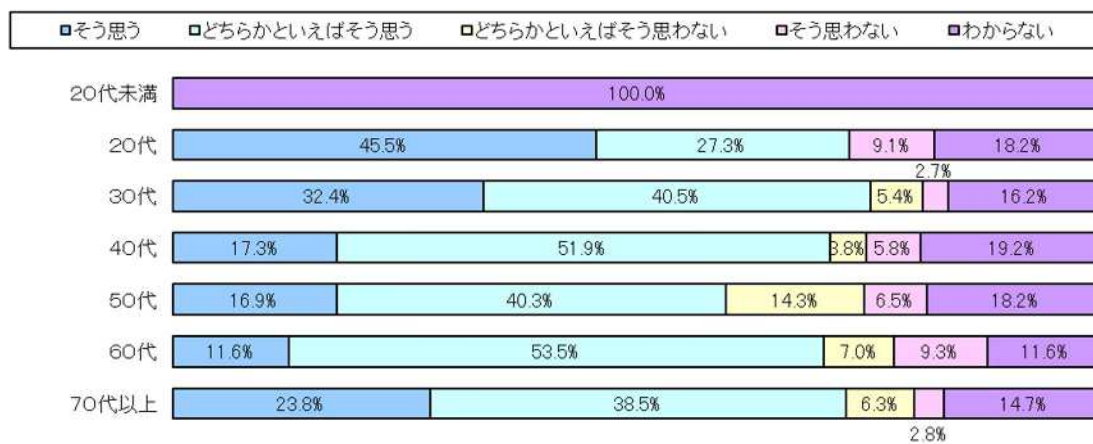


図 5-31 年齢別クロス集計結果

【問 2. ごみの減量・リユース・リサイクルに関する情報の公開や提供について満足している】

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が 55.5%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計は 17.0%です。

年齢別集計結果をみると、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の割合は 20 代が高くなっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
62	15.0%	1. そう思う	15.0%
167	40.5%	2. どちらかといえばそう思う	40.5%
48	11.7%	3. どちらかといえばそう思わない	11.7%
22	5.3%	4. そう思わない	5.3%
82	19.9%	5. わからない	19.9%
31	7.5%	無回答・複数回答	7.5%
412	100.0%	計	

図 5-32 集計結果

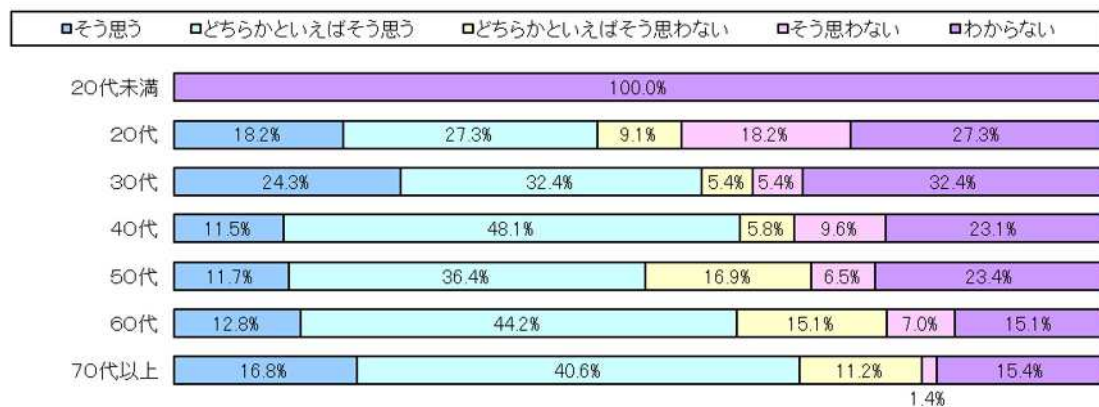


図 5-33 年齢別クロス集計結果

【問 3. あなたが主にごみ処理に関する情報を得ている情報源は何ですか？＜最大3つまで＞】

「ごみカレンダーまたは家庭ごみの分け方・出し方便利帳」が 72.6%と最も多く、続いて「広報誌またはポスター」が 27.7%、「瑞浪市ホームページ」が 25.2%となっています。

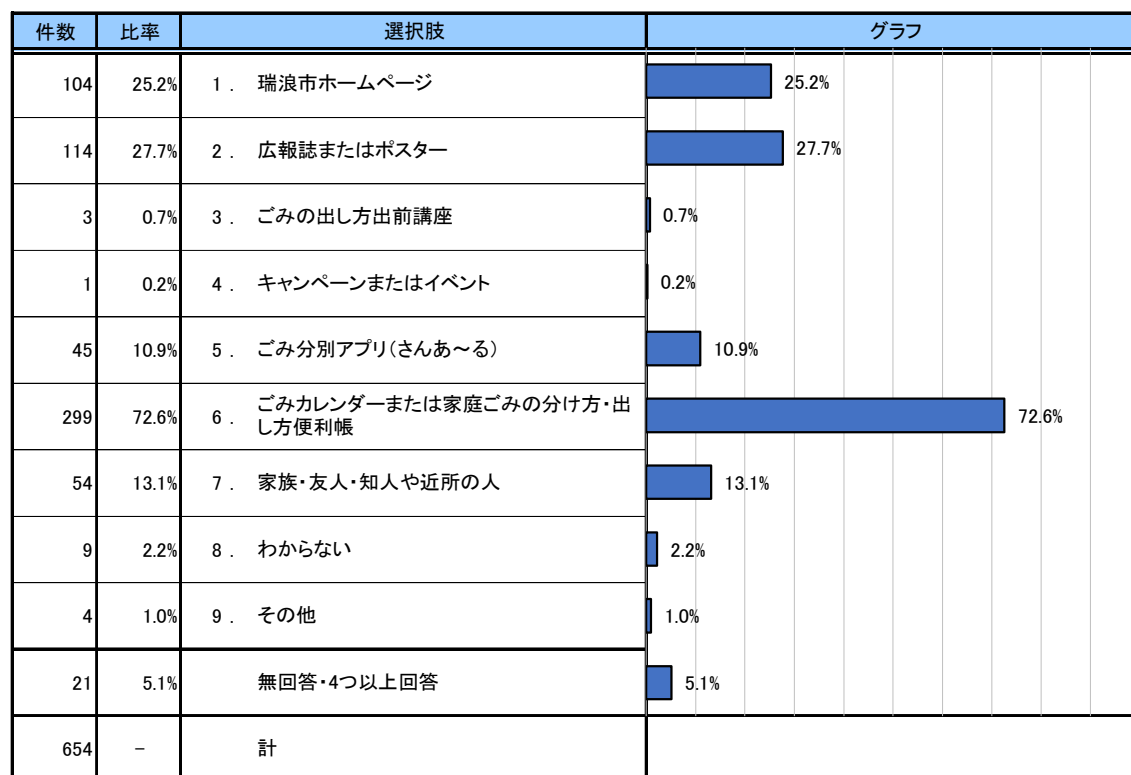


図 5-34 集計結果

【問 4. 問 3 で「5. ごみ分別アプリ（さんあ〜る）」と回答した方にお聞きします。今後はどのような機能や情報を充実してほしいですか？＜最大 3 つまで＞】

「「ごみ品目一覧」内容の充実」が 6.1%と最も多く、続いて「ごみ分別・収集方法の案内」が 5.1%、「ごみ処理施設の案内」が 3.2%となっています。

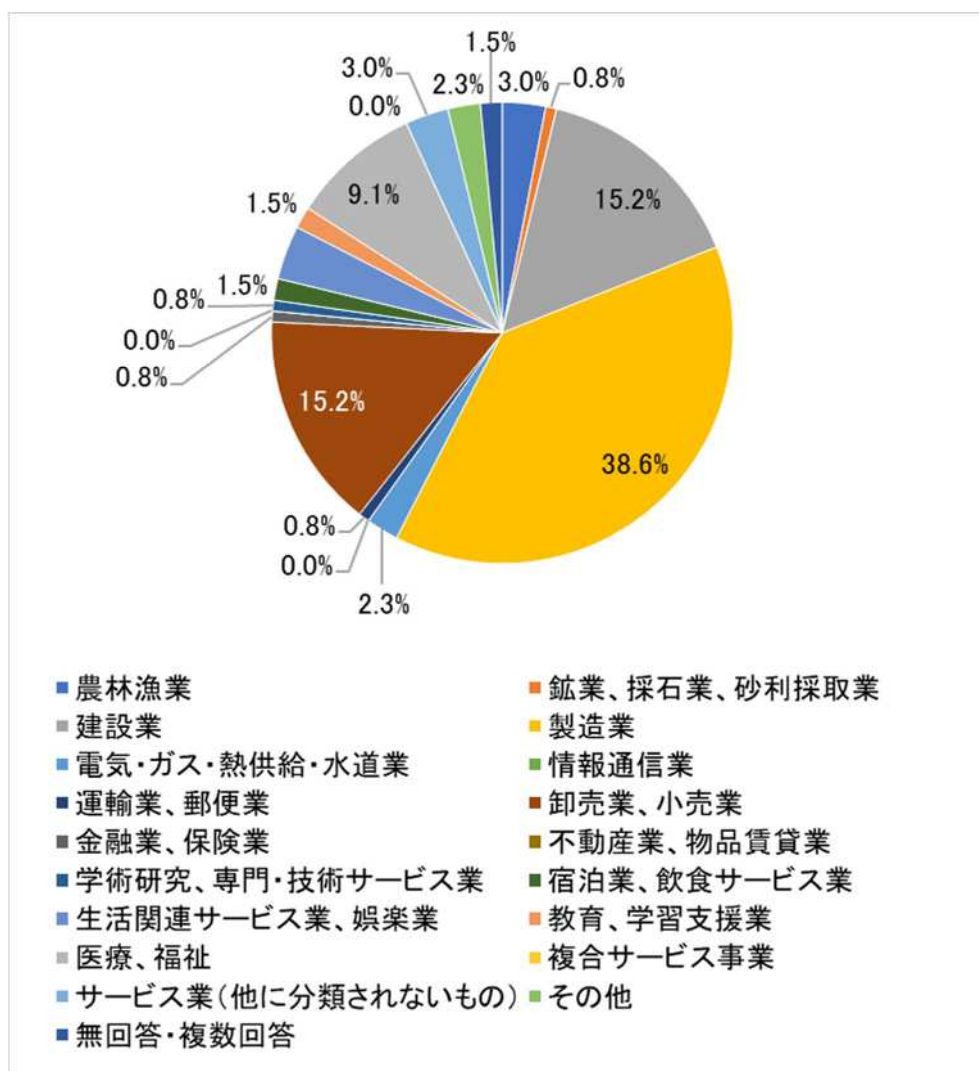
件数	比率	選択肢	グラフ
25	6.1%	1. 「ごみ品目一覧」内容の充実	■ 6.1%
10	2.4%	2. ごみ収集日・時間のアラーム	■ 2.4%
21	5.1%	3. ごみ分別・収集方法の案内	■ 5.1%
13	3.2%	4. ごみ処理施設の案内	■ 3.2%
5	1.2%	5. 市の政策やお知らせ	■ 1.2%
6	1.5%	6. ごみ処理の現状(処理量等)	■ 1.5%
0	0.0%	7. 4Rに関する情報	■ 0.0%
7	1.7%	8. 特になし	■ 1.7%
1	0.2%	9. その他	■ 0.2%
2	0.5%	無回答・4つ以上回答	■ 0.5%
90	-	計	

図 5-35 集計結果

(2) 事業所アンケート

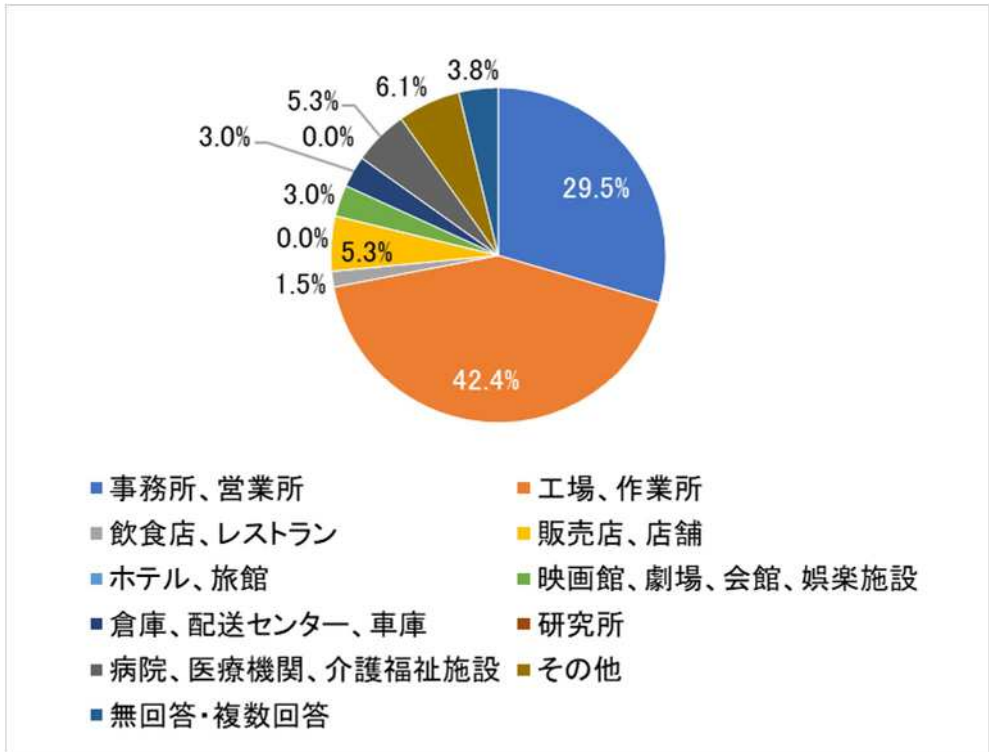
Q1: あなた(回答者)の事業所について

【問 1. 事業所の業種】



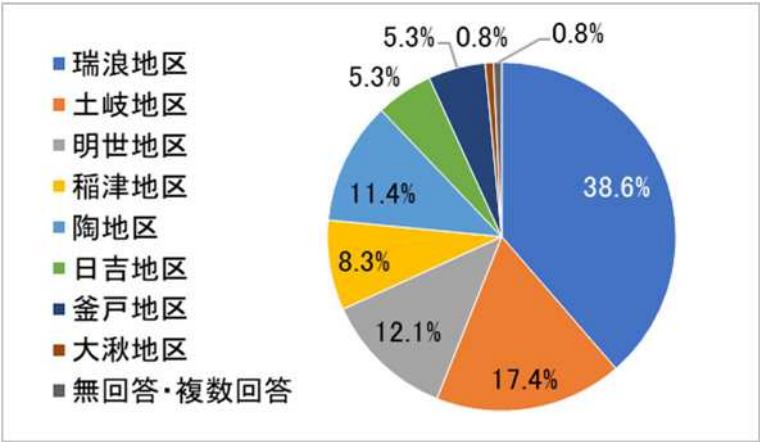
その他	犬のブリーダー、空調設備、タイル等の加工絵付業
-----	-------------------------

【問 2. 事業所の形態】

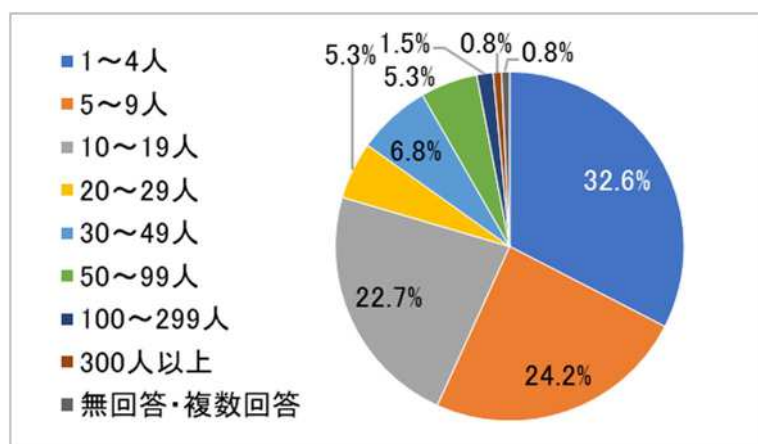


その他	犬の繁殖所、建設現場、高等学校、障がい福祉施設、牧場、自宅事務所、学校（中・高）
-----	--

【問 3. 事業所の所在地】



【問 4. 事業所の従業員数（非正規従業員含む）】



Q2: ごみの排出について

【問 1. 事業ごみは「廃棄物の処理および清掃に関する法律」及び「瑞浪市廃棄物の処理および清掃に関する条例」により自らの責任において適正に処理しなければならない「自己処理責任」が義務付けられています。このことについてご存知ですか？】

「法律、条例ともに知っている」が 65.9%と最も多く、続いて「条例は知っている」が 12.1%、「法律は知っている」が 10.6%、「知らない」が 7.6%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
87	65.9%	1. 法律、条例ともに知っている	65.9%
14	10.6%	2. 法律は知っている	10.6%
16	12.1%	3. 条例は知っている	12.1%
10	7.6%	4. 知らない	7.6%
5	3.8%	無回答・複数回答	3.8%
132	100.0%	計	

図 5-36 集計結果

【問 2. 一般廃棄物と産業廃棄物の区分及び処理方法の違いをご存知ですか？】

「知っている」と「ある程度知っている」の合計が 92.4%、「あまり知らない」と「知らない」の合計が 6.0%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
72	54.5%	1. 知っている	54.5%
50	37.9%	2. ある程度知っている	37.9%
6	4.5%	3. あまり知らない	4.5%
2	1.5%	4. 知らない	1.5%
2	1.5%	無回答・複数回答	1.5%
132	100.0%	計	

図 5-37 集計結果

【問 3. あなたの事業所ではごみの排出量を把握していますか？】

「正確な量はわからないが、概ね把握している」が 53.0%と最も多く、続いて「重量の計量や袋数を数えて把握している」が 28.0%、「収集業者に聞くなどして把握している」が 11.4%、「把握していない」が 6.1%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
37	28.0%	1. 重量の計量や袋数を数えて把握している	28.0%
15	11.4%	2. 収集業者に聞くなどして把握している	11.4%
70	53.0%	3. 正確な量はわからないが、概ね把握している	53.0%
8	6.1%	4. 把握していない	6.1%
2	1.5%	無回答・複数回答	1.5%
132	100.0%	計	

図 5-38 集計結果

【問 4. あなたの事業所で排出量の多いごみは何ですか＜最大 3 つまで＞】

「可燃ごみ（紙類）」が 62.9%と最も多く、続いて「不燃ごみ」が 32.6%、「可燃ごみ（その他）」が 22.0%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
83	62.9%	1. 可燃ごみ(紙類)	62.9%
18	13.6%	2. 可燃ごみ(木くず、剪定枝等)	13.6%
13	9.8%	3. 可燃ごみ(生ごみ、食べ残し等)	9.8%
29	22.0%	4. 可燃ごみ(その他)	22.0%
43	32.6%	5. 不燃ごみ	32.6%
13	9.8%	6. その他	9.8%
0	0.0%	無回答・4つ以上回答	0.0%
199	-	計	

図 5-39 集計結果

Q3: ごみ減量・リサイクルについて

【問 1. あなたの事業所では、ごみ減量・リサイクルにどの程度取り組んでいますか？】

「積極的に取り組んでいる」と「ある程度取り組んでいる」の合計が 83.4%、「意識的に取り組んでいない」が 12.1%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
29	22.0%	1. 積極的に取り組んでいる	22.0%
81	61.4%	2. ある程度取り組んでいる	61.4%
16	12.1%	3. 意識的には取り組んでいない	12.1%
4	3.0%	4. わからない	3.0%
2	1.5%	無回答・複数回答	1.5%
132	100.0%	計	

図 5-40 集計結果

【問 2. あなたの事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取り組みを行っていますか？<いくつでも>】

「金属類や古紙類等のリサイクル」が 50.0%と最も多く、続いて「書類・資料のペーパーレス化」が 41.7%、「再生品・再生紙の利用促進」が 34.1%となっています。

件数	比率	選択肢	グラフ
55	41.7%	1. 書類・資料のペーパーレス化	41.7%
3	2.3%	2. ごみ減量・リサイクル等の計画・マニュアル等の作成	2.3%
9	6.8%	3. ごみ減量・リサイクルに関する社内教育・研修の実施	6.8%
25	18.9%	4. 包装廃棄物の抑制(過剰包装の自粛、簡易包装の推奨、納入業者への依頼)	18.9%
45	34.1%	5. 再生品・再生紙の利用促進	34.1%
66	50.0%	6. 金属類や古紙類等のリサイクル	50.0%
6	4.5%	7. リースやレンタルの活用	4.5%
14	10.6%	8. 特に何も取り組んでいない	10.6%
7	5.3%	9. その他	5.3%
1	0.8%	無回答	0.8%
231	-	計	

図 5-41 集計結果

【問 3. あなたの事業所で、ごみ減量・リサイクルを進めるうえで、課題と感じていることは何ですか？<いくつでも>】

「減量できるものがほとんどない」が 32.6%と最も多く、続いて「手間や時間がかかる」が 31.8%、「特にない」が 16.7%となっています。

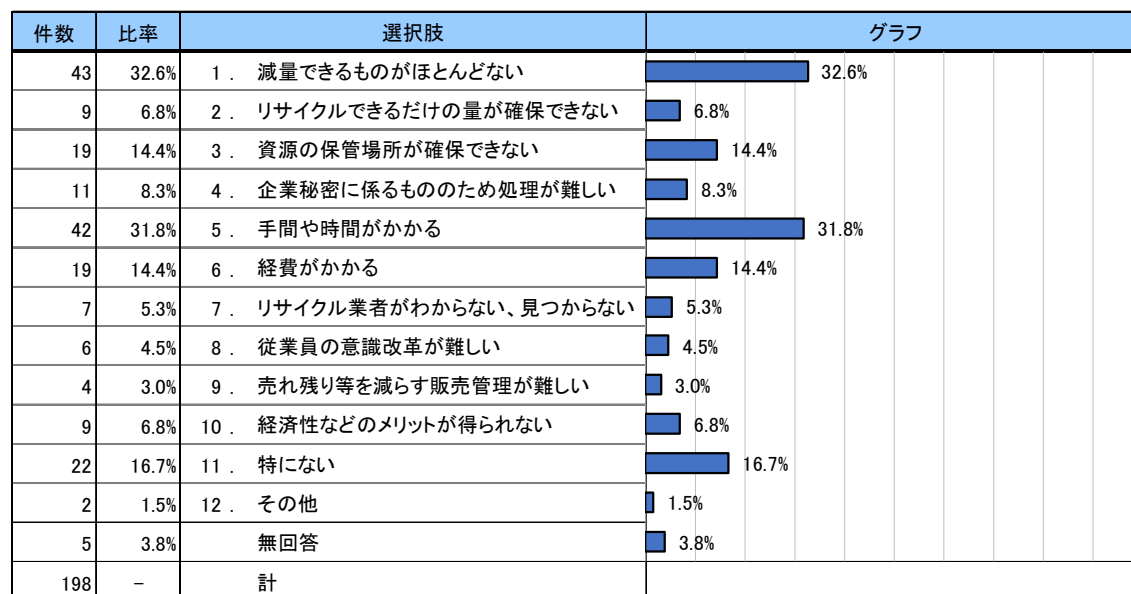


図 5-42 集計結果

Q4: ごみ処理に関する情報の提供について

【問 1. ごみ処理に関する情報を得ている主な情報源は何ですか？】

「瑞浪市ホームページ」が 50.0%と最も多く、続いて「ごみ収集業者に問い合わせる」が 34.8%、「広報誌またはポスター」が 23.5%となっています。

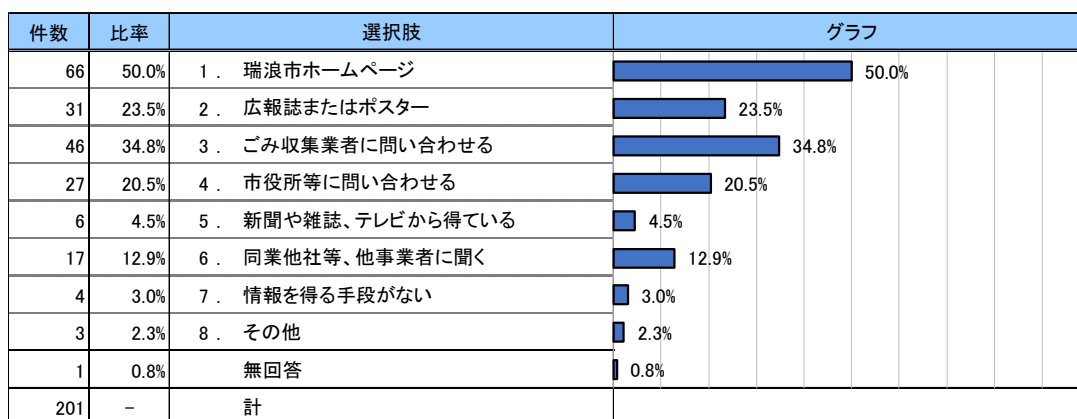


図 5-43 集計結果

【問 2. 市からどのような情報を提供してほしいですか？＜最大 3 つまで＞】

「資源物を無償引き取りまたは買い取ってくれる業者」が 35.6%と最も多く、続いて「業種別のごみ減量化・リサイクルの方法」が 29.5%、「他の事業所の取り組み事例」が 23.5%となっています。

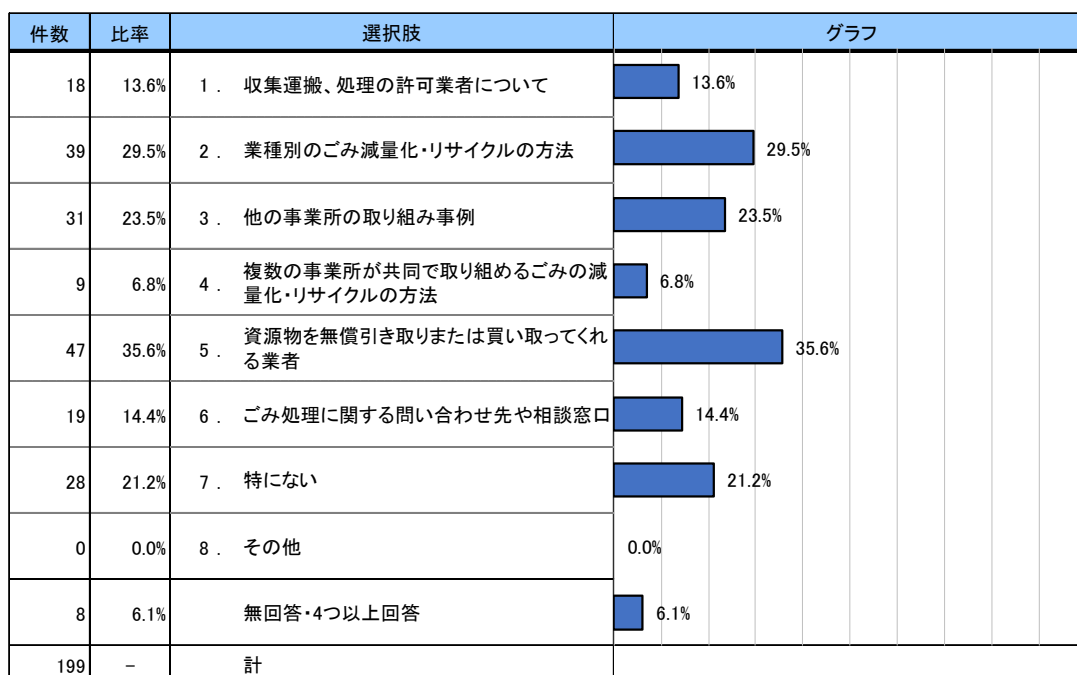


図 5-44 集計結果

【問 3. ごみ減量・リサイクルを推進するにあたり、市に期待することは何ですか？＜最大 3 つまで＞】

「ごみ処理業者やリサイクルを行う業者等の紹介」が 36.4%と最も多く、続いて「業種別のごみ減量化・リサイクルの方法を示したマニュアルの作成・配布」が 34.1%、ごみ減量・リサイクルに関する経済的メリットが得られる仕組みの構築」が 28.0%となっています。

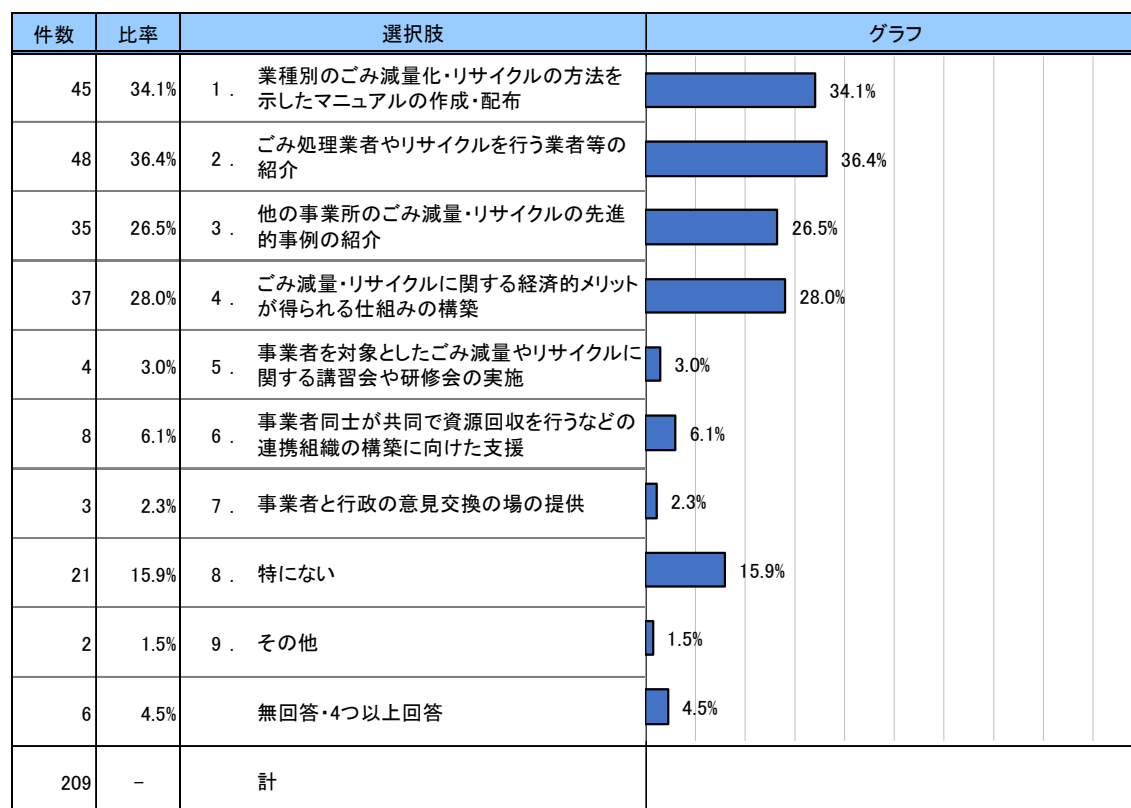


図 5-45 集計結果

3. アンケート結果のまとめ

(1) 市民アンケート

アンケート結果により、大多数の市民がごみ収集、3R に関する市の取り組みや情報提供に満足しています。しかしながら、市の取り組みに不満を感じている割合は 20 代～30 代で高く、情報提供に不満を感じている割合は 50 代～60 代で高くなっています。

ごみの出し方について、約 1/3 の方が「困ったことはない」と回答しましたが、同程度の方が「分別方法」や「施設への搬入」に関して困っており、特に 20 代～40 代で、困っている方が多くなっています。

3R について、大多数の市民は意味を知っており、何らかの取り組みを行っています。しかしながら、20 代～30 代で、3R の意味を知らず、取り組みもしていない方の割合が高くなっています。

以上のことから、特に若い世代に向けて、分かりやすい情報の提供方法や 3R に関する普及活動等の取り組みを検討する必要があると考えられます。

(2) 事業所アンケート

アンケート結果により、ほとんどの事業所は廃棄物処理に関する法律・条例、及び一般廃棄物と産業廃棄物の区分及び処理方法の違いを把握しています。

また、ほとんどの事業所は排出量を概ね把握しています。排出量の多いごみは、「可燃ごみ（紙類）」と回答した事業所が多くなっています。

大多数の事業所で 3R の取り組みを行っていますが、取り組みを進めるうえで、「減量できるものがほとんどない」、「手間や時間がかかる」、「経費がかかる」や「資源の保管場所が確保できない」等の課題があります。

ごみ処理の業者の紹介、3R に関する先進事例や取り組み事例の紹介、意見交換の場や相談窓口の設置等を検討する必要があると考えられます。

第6章 ごみ処理基本計画

1. 基本的方針

我が国においては、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月施行）に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。この計画では、①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現、④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行、⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進等の方向性が掲げられ、循環経済への移行が国家戦略として位置付けられています。

本計画においても、総合計画に示される「幸せ実感都市みずなみ～いっしょに創ろう夢ある未来～」を基本理念に掲げ、「ごみの排出抑制」「資源化の促進」「廃棄物の適正処理」の3つの基本方針により、17の施策を実施していきます。

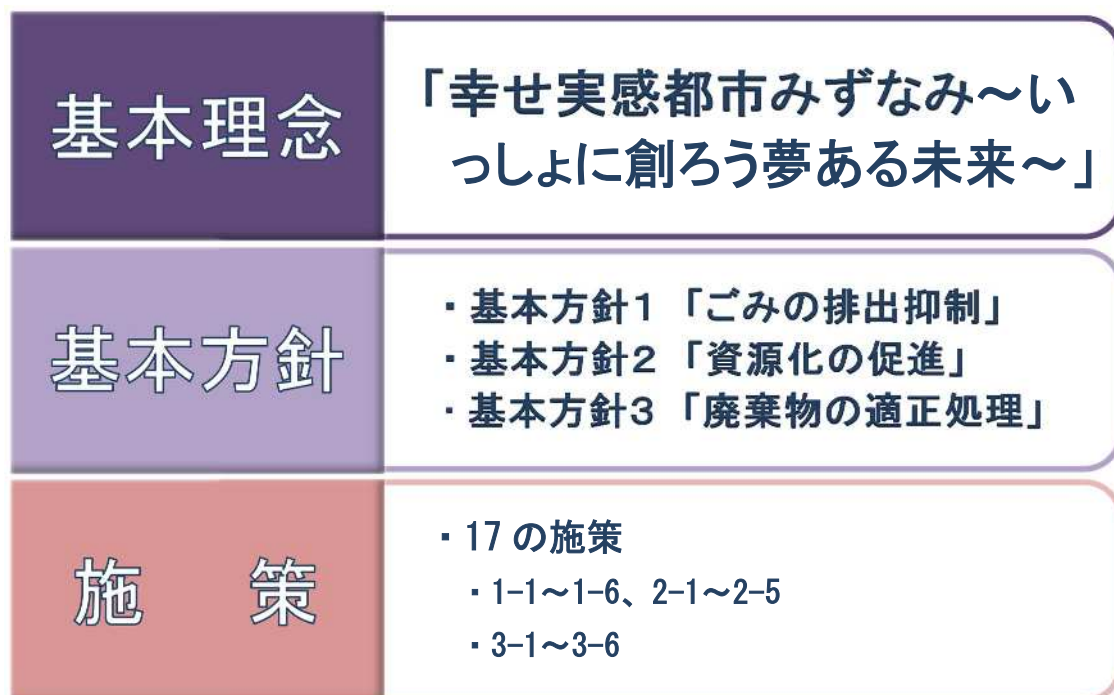


図6-1 施策の体系

2. 数値目標

令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、より大きな循環型社会に関する全体像の指標のみが設定されており、「1 人 1 日当たりのごみ排出量」「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」等の数値目標は設定されていないため、令和 16 年度における数値目標は、これまで通り「1 人 1 日あたりごみ総排出量」、「1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」、「事業系のごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の 5 項目とします。

(1) 1 人 1 日あたりごみ総排出量

本市の令和 5 年度における 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 941g/人・日であり、将来のごみ量は微減傾向で推移していく予測ですが、排出抑制の施策を進めることにより、令和 11 年度の目標値を 942g/人・日以下（対 30 年度比 8%削減）、令和 16 年度の目標値を 882g/人・日以下（対 30 年度比 14%削減）とします。

1 人 1 日あたりごみ総排出量を、

令和 11 年度に 942 g/人・日 以下

令和 16 年度に 882 g/人・日 以下とします。

(2) 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量

本市の令和 5 年度における 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量は 535g/人・日であり、将来のごみ量は微減傾向で推移していく予測ですが、排出抑制の施策を進めることにより、令和 11 年度の目標値を 481g/人・日以下（対 30 年度比 16%削減）、令和 16 年度の目標値を 438g/人・日以下（対 30 年度比 24%削減）とします。

1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量を、

令和 11 年度に 481 g/人・日 以下

令和 16 年度に 438 g/人・日 以下とします。

(3) 事業系のごみ排出量

本市の令和 5 年度における事業系ごみ排出量は 3,700t です。事業系ごみについても排出抑制の施策を進めることにより、令和 11 年度の目標値を 3,334t 以下（対 30 年度比 22%削減）、令和 16 年度の目標値を 2,939t 以下（対 30 年度比 31%削減）とします。

事業系ごみ排出量を、

令和 11 年度に 3,334t

令和 16 年度に 2,939t とします。

(4) リサイクル率

岐阜県が「第 3 次岐阜県廃棄物処理計画」にて、民間事業者による資源物回収量（民間回収量）も含めたリサイクル量を把握することになったことに伴い、本市も同様に、民間回収量も含めたリサイクル率を把握するものとします。

本市の令和 5 年度における民間回収量も含めたリサイクル率は 19.7%です。

リサイクル品目の見直しを実施するなどして、令和 11 年度におけるリサイクル率の目標値を 26.5%以上、令和 16 年度の目標値を 28.0%以上とします。

リサイクル率を、

令和 11 年度に 26.5% 以上

令和 16 年度に 28.0% 以上とします。

(5) 最終処分量

令和 11 年度の目標値は、平成 30 年度の最終処分 1,694t/年から、1,437t/年（平成 30 年度比 15%削減）、令和 16 年度の目標値は、1,240t/年（平成 30 年度比 27%削減）とします。

最終処分量を、

令和 11 年度に 1,437 t /年 以下

令和 16 年度に 1,240 t /年 以下とします。

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

将来ごみ発生量の予測方法は、図 6-2 に示すとおりです。

将来ごみ量の予測は、人口の将来予測値及び過去 5 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法です。

生活系ごみ及び集団回収量については、ごみ種別の発生原単位推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみ種別の発生原単位推計結果×年間日数で算出しました。

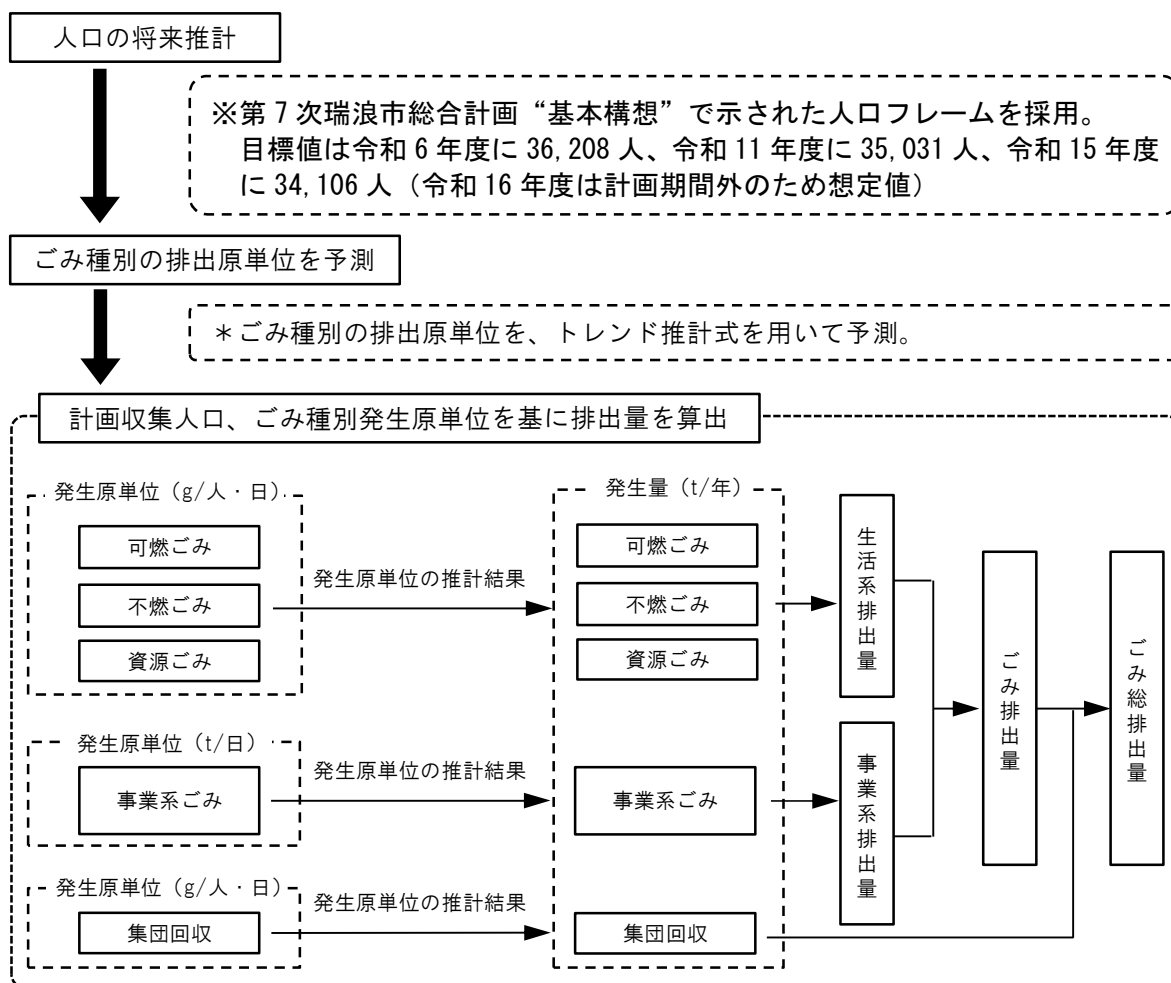


図 6-2 将来ごみ量の予測フロー

(1) 人口の将来予測

本計画で使用する推計人口は、第7次瑞浪市総合計画“基本構想”ビジョンブックに示される目標人口を採用しました。ただし、計画期間外である令和16年度は想定値を示しています。

使用する将来人口は、表6-1及び図6-3に以下に示すとおりです。

表6-1 人口の将来予測

項 目	単位	実 績										
		平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
人 口	人	39,414	39,022	38,785	38,231	37,717	37,440	37,036	36,817	36,355	35,928	35,519
項 目	単位	予 測										
		令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
人 口	人	36,208	35,973	35,737	35,502	35,266	35,031	34,812	34,577	34,341	34,106	33,871

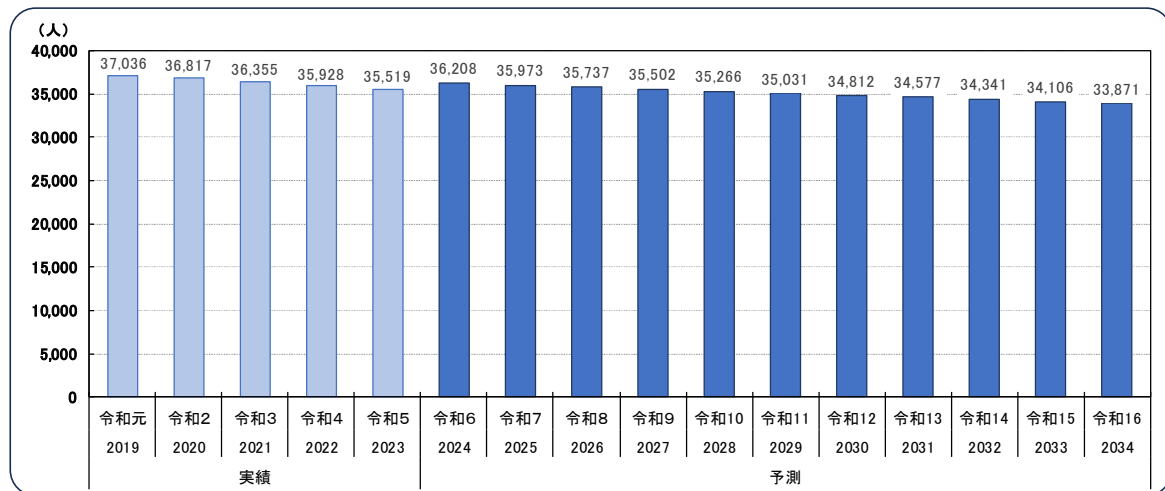


図6-3 人口の将来予測

(2) ごみ総排出量の将来予測

ごみ総排出量及び1人1日あたりごみ総排出量の将来予測は、表6-2及び図6-4に示すとおりです。

表6-2 ごみ総排出量と1人1日あたり総排出量の将来予測

項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和11	令和16
人口(年度末人口)	人	37,036	36,817	36,355	35,928	35,519	36,208	35,031	33,871
ごみ総排出量(対策後)	t/年	14,035	14,199	13,089	13,031	12,230	12,630	11,706	10,776
可燃ごみ(家庭系)	t/年	7,173	7,217	7,101	6,966	6,513	6,607	5,589	4,904
不燃ごみ(家庭系)	t/年	410	517	415	404	273	384	358	324
不燃ごみ(金属製品・家電製品)	t/年	213	234	235	211	161	195	178	166
資源ごみ(収集)、草・剪定枝	t/年	1,130	1,473	1,463	1,389	1,333	1,406	2,103	2,308
有害ごみ	t/年	14	15	13	8	7	10	10	9
資源集団回収	t/年	637	242	206	268	243	247	239	231
事業系(可燃、不燃ごみ)	t/年	4,458	4,501	3,656	3,785	3,700	3,781	3,229	2,834
1人1日あたりごみ総排出量(対策前)	g/人・日	1,035	1,057	986	994	941	956	945	943
1人1日あたりごみ総排出量(対策後)	g/人・日	—	—	—	—	—	956	916	872
平成30年度比	%	—	—	—	—	—	94	90	85
1人1日あたり家庭系ごみ総排出量(対策前)	g/人・日	576	594	585	579	535	544	536	530
1人1日あたり家庭系ごみ総排出量(対策後)	g/人・日	—	—	—	—	—	544	480	437
1人1日あたり生活系ごみ総排出量(対策前)	g/人・日	707	722	711	705	656	670	663	659
1人1日あたり生活系ごみ総排出量(対策後)	g/人・日	—	—	—	—	—	670	663	642

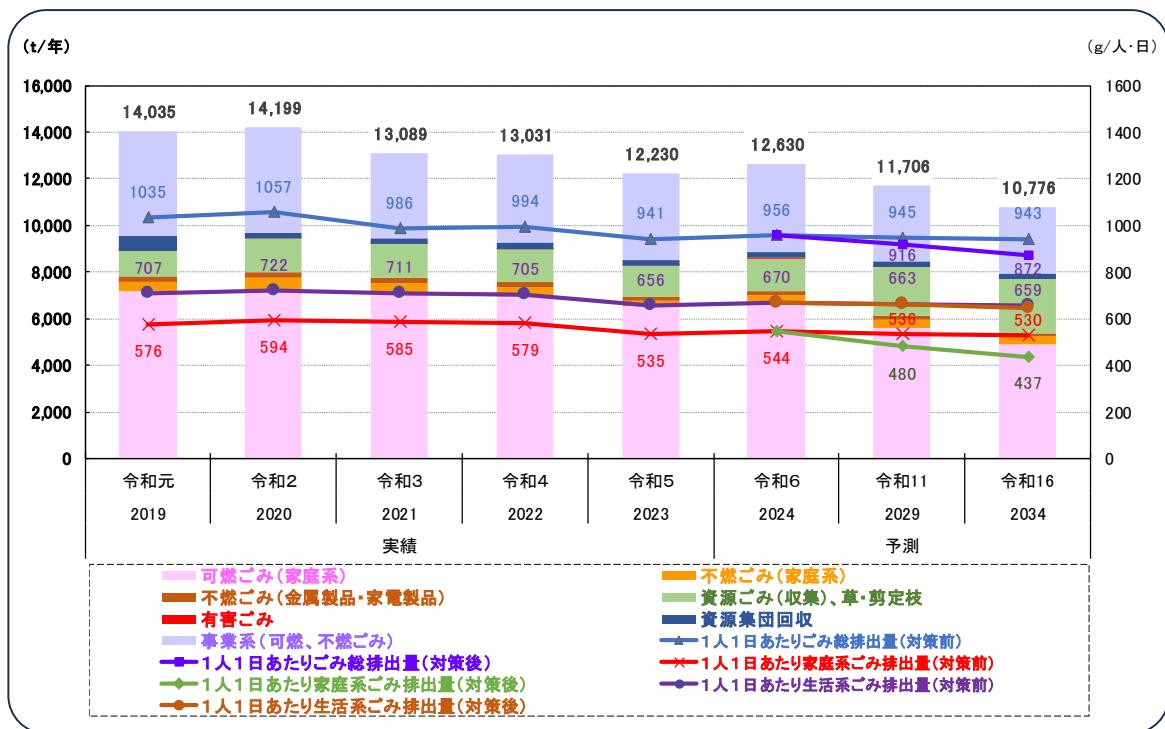


図6-4 ごみ総排出量と1人1日あたり総排出量の将来予測

(3) 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量の将来予測は、表 6-3 及び図 6-5 に示すとおりです。

本市では、不燃物最終処分場の延命化及び廃棄物の減量化を図るため、事業者が排出する産業廃棄物について、搬入量の一部を制限する総量規制を実施する予定です。

表 6-3 事業系ごみ排出量の将来予測

項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和11	令和16
事業系ごみ排出量（対策後）	t / 年	4,458	4,501	3,656	3,785	3,700	3,781	3,229	2,834
可燃ごみ（事業系）	t / 年	3,269	3,045	2,993	2,915	2,772	2,763	2,595	2,349
可燃ごみ（汚泥）	t / 年	18	9	21	17	7	12	10	9
不燃ごみ（事業系）	t / 年	1,171	1,447	642	853	921	1,006	624	476
平成30年度比	%	104	105	86	89	87	88	76	66

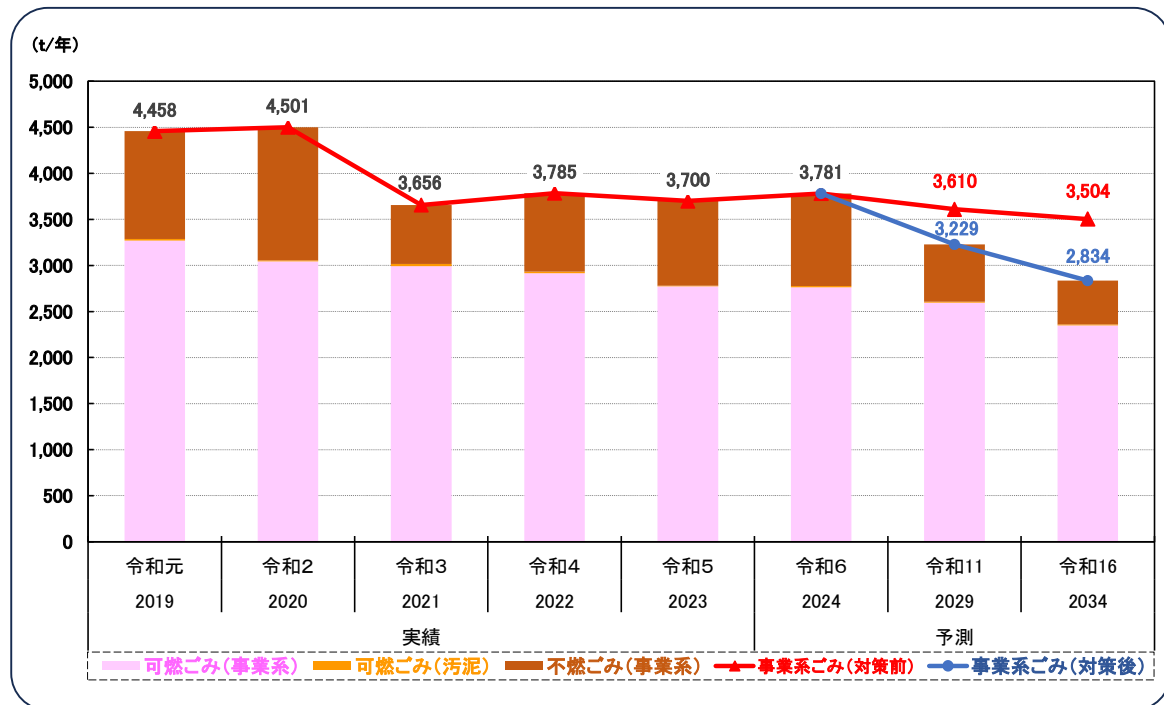


図 6-5 事業系ごみ排出量の将来予測

(4) リサイクル率の将来予測

リサイクル率の将来予測は、表 6-4 及び図 6-6 に示すとおりです。

なお、リサイクル率には、民間回収ルートで資源化された量（民間回収量）を考慮した場合についても予測を行っています。

表 6-4 リサイクル率の将来予測

項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和11	令和16
ごみ総排出量（対策後）	t/年	14,035	14,199	13,089	13,031	12,230	12,630	11,706	10,776
総資源化量（対策後）	t/年	3,392	3,403	3,311	3,268	3,099	3,241	3,857	3,999
資源化量（行政回収量）	t/年	2,580	2,590	2,499	2,458	2,287	2,407	3,010	3,140
不燃ごみ（金属製品・家電製品）	t/年	213	234	235	211	161	195	178	166
資源物（資源ごみから選別）	t/年	1,004	1,265	1,205	1,125	1,078	1,112	1,763	1,940
草・剪定枝	t/年	115	207	254	250	272	294	340	368
有害ごみ	t/年	14	15	13	8	7	10	10	9
焼却処理によるスラグ量	t/年	591	627	586	590	526	547	478	424
焼却処理によるメタル量	t/年	6	0	0	6	0	2	2	2
資源集団回収	t/年	637	242	206	268	243	247	239	231
民間回収量（民間回収ルートの資源化量）	t/年	812	813	812	810	812	834	847	859
リサイクル率（対策前）行政回収のみ	%	18.4	18.2	19.1	18.9	18.7	19.1	19.3	19.5
リサイクル率（対策後）行政回収のみ	%	18.4	18.2	19.1	18.9	18.7	19.1	25.7	29.1
リサイクル率（対策前）民間回収含む	%	22.8	22.7	23.8	23.6	23.8	24.1	24.6	25.0
リサイクル率（対策後）民間回収含む	%	22.8	22.7	23.8	23.6	23.8	24.1	30.7	34.4

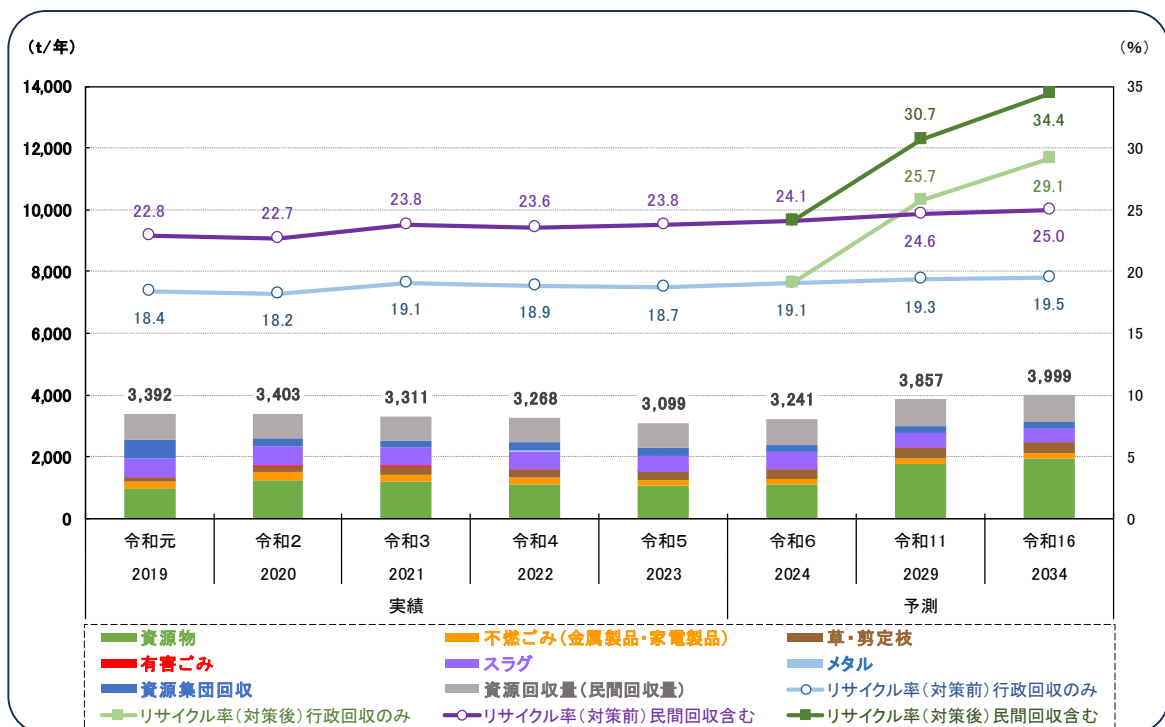


図 6-6 リサイクル率の将来予測

(5) 最終処分量の将来予測

最終処分量の将来予測は、表 6-5 及び図 6-7 に示すとおりです。

表 6-5 最終処分量の将来予測

項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和11	令和16
ごみ総排出量（対策後）	t / 年	14,035	14,199	13,089	13,031	12,230	12,630	11,706	10,776
最終処分量（対策後）	t / 年	1,915	2,291	1,368	1,591	1,495	1,691	1,245	1,033
飛灰（可燃物焼却施設）	t / 年	334	327	311	334	301	301	263	233
家庭系不燃ごみ	t / 年	410	517	415	404	273	384	358	324
事業系不燃ごみ	t / 年	1,171	1,447	642	853	921	1,006	624	476
最終処分量（対策前）	t / 年	1,915	2,291	1,368	1,591	1,495	1,691	1,649	1,618
最終処分量（対策後）	t / 年	—	—	—	—	—	1,691	1,245	1,033
最終処分率（対策前）	%	13.6	16.1	10.5	12.2	12.2	13.4	13.6	13.9
最終処分率（対策後）	%	—	—	—	—	—	13.4	10.6	9.6
平成30年度比	%	111.8	132.3	85.7	100.1	100.2	109.7	87.2	78.6

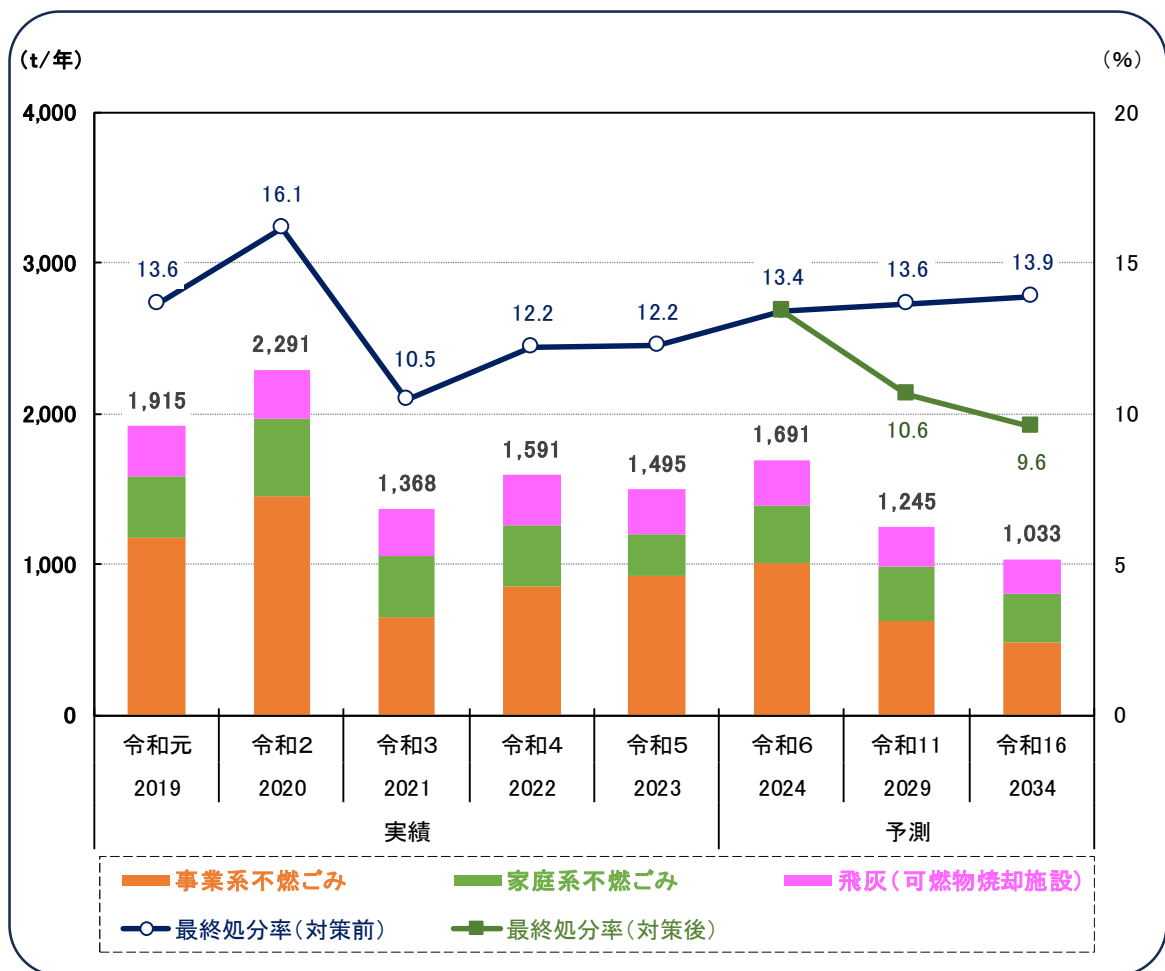


図 6-7 最終処分量の将来予測

4. ごみ処理に関する基本的事項

(1) 分別区分

本市における令和 16 年度の家庭ごみの分別区分は、表 6-6 に示すとおりです。

表 6-6 瑞浪市の分別区分（令和 16 年度）

ごみの種類		内 容
可燃ごみ		台所のごみ(食品くず、残飯など)、プラスチックビニール製品、発泡スチロール類、木くず、履き物・ゴム・皮革製品、剪定枝・葉・草、その他資源にならない衣類など(下着、くつ下、汚れた衣類など)など
不燃ごみ		金属製品、陶器・ガラス類、家電製品、ライター、その他収集シールを貼って出すもの(スーツケース、ゴルフバッグ、スキー板など)など
可燃性粗大ごみ		タンス、洋服ダンス、本棚、ソファ、こたつ(外枠)、ベッド(木製)、スプリングマットレス、テーブル、学習机、いす(木製)、ふとんなど
不燃性粗大ごみ		パイプベッド、マッサージチェア、物干し台、さお、ピアノ、エレクトーン、一輪車(荷物運搬用)、脚立など
資源ごみ	缶類	アルミ缶、スチール缶
	ペットボトル	ペットボトル(飲料、酒類、調味料の容器など) ※ふたをとって軽くすすぎ、つぶさずにラベルをつけたまま出す。
	食品トレイ	食品トレイ(無地で白色のみ) ※洗って乾かして、小さく割って出す。
	ガラスびん	無色透明、茶色、その他の色、リターナブルびん ※金属製のふた、汚れのひどいびん、コップ、化粧水や香水のびん、ほ乳びんなどは不燃物に出す。
	食用缶	菓子缶、缶詰、粉ミルクの缶、ペットフードの缶など
	古紙類	新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等、その他の紙(雑紙)
	古着類	衣類(普段身に着けている衣類、セーター、着物、帯など)、シーツ、タオルケット、毛布
	自転車・電動自転車・ 車イス 、ストーブ・ファンヒーター	自転車・電動自転車(壊れた自転車も出すことができる)・ 車イス 、ストーブ・ファンヒーター(灯油、乾電池は抜いて出す)
	陶磁器(個人の食器のみ)	皿やマグカップ、湯飲みなど ※洗って紐などで縛らずにそのまま出す。割れていても可
	廃食用油	廃食用油(植物性油のみ) ※ペットボトルに入れて出す。
有害ごみ		蛍光管、電球、水銀体温計、電池、スプレー缶類(令和元年度からスプレー缶の穴開けは不要) ※処理後は資源化

(2) 目標年次のごみ処理フロー

目標年次である令和 16 年度のごみ処理フローは、図 6-8 に示すとおりです。

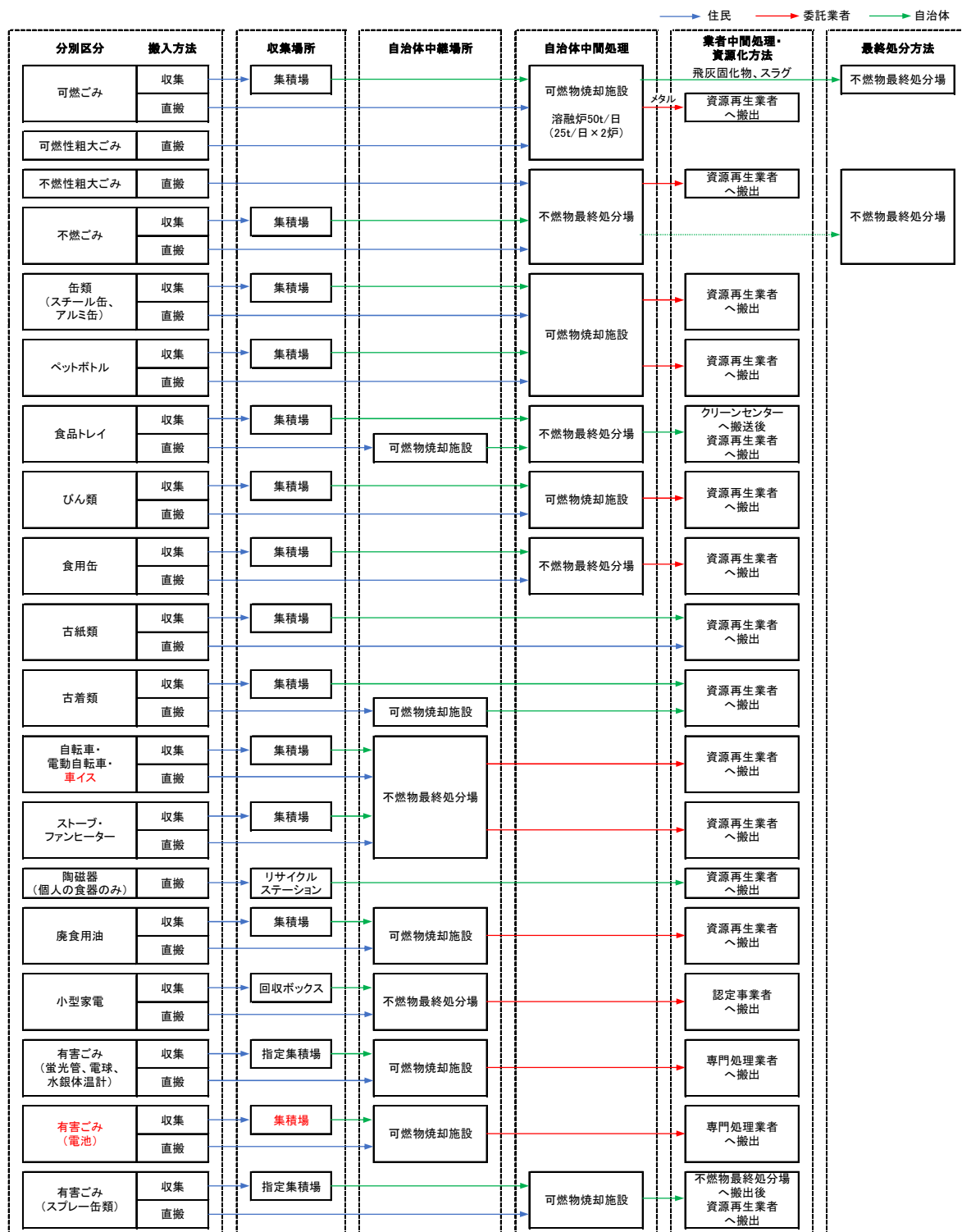


図 6-8 目標年次（令和 16 年度）のごみ処理フロー

(3) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理において市民と直接関わる場所であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

市民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へより効率的な運搬ができるよう努めます。

①収集形態・収集回数

令和 16 年度における家庭系ごみの収集は、表 6-7 に示すとおりです。

なお、事業系ごみについては、現状と同様に自己搬入または許可業者による随時収集とします。

②収集・運搬体制

収集運搬体制は、現状の体制を維持し、今後も直営による収集運搬と委託業者による収集運搬の併用で実施する予定です。

表 6-7 (1) 収集・運搬体制（令和 16 年度）

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
可燃ごみ		委託	集積場	週 2 回	指定ごみ袋	有料
			直接搬入	可燃物焼却施設開放日	—	有料
不燃ごみ		直営	集積場	月 1 回	指定ごみ袋 指定シール	有料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	有料
可燃性粗大ごみ		委託	戸別収集 (高齢者世帯のみ)	電話受付(8:30~17:15)	—	有料
			直接搬入	可燃物焼却施設開放日	—	有料
不燃性粗大ごみ		委託	戸別収集 (高齢者世帯のみ)	電話受付(8:30~17:15)	—	有料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	有料
資源	缶類 (アルミ、スチール)	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	ペットボトル	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	食品トレイ	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	ガラスびん (透明、茶、その他)	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	食用缶	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	古紙類	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	古着類	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		

表 6-7 (2) 収集・運搬体制 (令和 16 年度)

項目		収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	処理手数料
資源 ごみ	自転車・ 電動自転車・車イス	直営	集積場	月 1 回	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
	ストーブ・ ファンヒーター	直営	集積場	月 1 回	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
	陶磁器 (個人 の食器のみ)	直営	直接搬入 (リサイクルステーション)	随時	専用容器	無料
	廃食用油	直営	集積場	月 1 回	専用容器	無料
			直接搬入	随時		
	小型家電	直営	回収 BOX	設置施設開放日	—	無料
			直接搬入	不燃物最終処分場開放日	—	
有害 ごみ	蛍光管・ 電球	直営	指定 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	水銀体温計	直営	指定 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	電池	直営	集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			
	スプレー缶	直営	指定 集積場	随時	専用容器	無料
			直接搬入			

(4) 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表 6-8 に示すものを排出禁止物とします。

表 6-8 持出禁止物

項 目	内 容
爆発・引火性のあるごみ	プロパンガスなどのガスボンベ類、ガソリン、灯油、シンナー、ペンキなどの油類など
毒性・感染性のあるごみ	農薬、殺虫剤などの薬品類、特殊薬品等の容器、注射器など
処理が困難なごみ	自動車やバイクの部品、タイヤ、バッテリー、ホイール、バイク本体、農機具（草刈機、チェーンソーなど）、消火器など
その他のごみ	耐火金庫、石、土、粘土、粉状のもの、建物の解体に伴って搬出されたもの ^注 （瓦、断熱材、スレート、アスベスト含有材、コンクリート、タイルなど）
事業活動に伴って出るごみ	事業活動（事務所・商店・飲食店・工場などにおける業務）に伴うごみ

注：事業系ごみの場合。

家庭系ごみについても、建設リサイクル法等により処分できない場合があります。

(5) 中間処理の計画

目標年次である令和 16 年度における中間処理の方法は、以下に示すとおりです。

①可燃ごみ

可燃ごみは、可燃物焼却施設で焼却処理します。

可燃物焼却施設については、稼働開始後 22 年経過していることから施設整備計画を策定し施設を改修します。

②不燃ごみ

収集もしくは市民により不燃物最終処分場に持ち込まれた不燃ごみは、有価物については民間再生業者へ搬出し、それ以外は埋立処分を行います。

③粗大ごみ

収集もしくは市民により可燃物焼却施設に持ち込まれた可燃性粗大ごみは、焼却処理を行います。また、不燃物最終処分場に持ち込まれた不燃性粗大ごみは、有価物と不燃物に分類し、有価物については民間再生業者へ搬出し、不燃物は埋立処分を行います。

④缶類（資源ごみ）

収集もしくは市民により可燃物焼却施設に持ち込まれた缶類は、圧縮後に資源再生業者に引き渡します。

⑤ペットボトル（資源ごみ）

収集もしくは可燃物焼却施設に持ち込まれたペットボトルは、圧縮・梱包後、資源再生業者に引き渡します。

⑥食品トレイ（資源ごみ）

収集もしくは市民により不燃物最終処分場に持ち込まれた食品トレイは、圧縮・成型後、資源再生業者に引き渡します。

⑦びん類（資源ごみ）

収集もしくは市民により可燃物焼却施設に持ち込まれたびん類は、資源再生業者に引き渡します。

⑧食用缶（資源ごみ）

収集もしくは市民により不燃物最終処分場に持ち込まれた食用缶は、資源再生業者に引き渡します。

⑨古紙類（資源ごみ）

収集もしくは市民により可燃物焼却施設に持ち込まれた古紙類は、資源再生業者に引き渡します。

⑩古着類（資源ごみ）

収集もしくは市民により可燃物焼却施設に持ち込まれた古着類は、資源再生業者に引き渡します。

⑪自転車・電動自転車・車イス（資源ごみ）

収集もしくは市民により不燃物最終処分場に持ち込まれた自転車・電動自転車・車イスは、資源再生業者に引き渡します。

⑫ストーブ・ファンヒーター（資源ごみ）

収集もしくは市民により不燃物最終処分場に持ち込まれたストーブ・ファンヒーターは、資源再生業者に引き渡します。

⑬陶磁器（個人の食器のみ）

市民によりリサイクルステーションに持ち込まれた陶磁器（個人の食器のみ）は、資源再生業者に引き渡します。

⑭廃食用油（資源ごみ）

収集もしくは市民により可燃物焼却施設に持ち込まれた廃食用油は、資源再生業者に引き渡します。

⑮小型家電（資源ごみ）

収集もしくは市民により不燃物最終処分場に持ち込まれた小型家電は、資源再生業者に引き渡します。

⑯有害ごみ

収集もしくは市民により可燃物焼却施設に持ち込まれた有害ごみは、専門の処理業者で処理を行った後、資源化されます。

（６）最終処分の計画

可燃ごみを焼却した焼却灰及び不燃物は、不燃物最終処分場にて処分します。

残余容量は約 20,571 m³（令和 6 年 3 月 7 日現在）となっており、現行の処理体制を継続した場合、残余年数は約 16 年間となります。

5. 目標達成のための施策

(1) 施策と取組内容

前述した目標を達成するために実施する 18 の施策・取組内容は、表 6-9 に示すとおりです。

表 6-9 (1) 施策一覧

施策・取組内容		
基本方針 1 ごみの排出抑制		
施策	ごみ処理手数料の適正化	平成 19 年度の手数料改定以降における消費税の増税等の影響を考慮し、手数料の最適化を図ります。特に事業系ごみに対して見直しを行います。
	環境出前講座（ごみの分け方・出し方）の実施	自治会をはじめ、各種団体の要望に応じ、環境出前講座を実施します。
	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進について広報誌・ホームページなどにより PR します。
	分かりやすいごみカレンダー、ごみ分別冊子の作成	毎年、ごみカレンダー、家庭ごみの分け方・出し方便利帳を作成し、ごみの減量化・資源化について啓発します。
	市の処理する産業廃棄物の見直し	現在、市が処理している産業廃棄物の種類の見直しを行います。
	食品ロスの削減	賞味期限（おいしく食べることができる期限）と消費期限（期限を過ぎたら食べない方がよい年月日）の違い等について啓発し、食品ロスを削減します。
	生ごみ処理機等の購入費用助成の検討	生ごみの発生量を抑制するため、生ごみ処理機等の購入費用に対する助成を検討します。

表 6-9 (2) 施策一覧

施策・取組内容		
基本方針 2 資源化の促進		
施策	資源集団回収の促進	小中学校 PTA 等が実施する資源集団回収について、促進を図るための検討を行います。
	資源ごみリサイクル率の向上	資源ごみの分別について、広報誌・ホームページ等により更なる啓発を行い、リサイクル率の向上を図ります。特に古紙類の資源化を積極的に推進します。
	使用済小型家電回収品目の適正化	使用済小型家電の収集品目を見直し、適正な再資源化、及び処理を推進します。
	刈草や樹木の剪定枝等の堆肥化による農業等への還元・利用	刈草や樹木の剪定枝等について、堆肥化による農業等への還元を行い、利用促進を図ります。
	再使用できる廃棄物の再利用の促進	再使用できる廃棄物について、民間企業等と連携することでリユースの推進を図ります。

表 6-9 (3) 施策一覧

施策・取組内容		
基本方針 3 廃棄物の適正処理		
施策	ごみ処理施設の適切な運営	可燃物焼却施設から排出されるガスなどについて排出基準を遵守します。 エネルギーを効率的に利用し、適切に運転管理します。
	ごみ処理施設の長寿命化	不燃物最終処分場の延命化を図ります。
	廃棄物の減量化	産業廃棄物の搬入量を制限する総量規制を実施することで、減量化を図ります。
	廃棄物減量等推進審議会の継続	廃棄物減量等推進審議会を定期的を開催し、ごみの減量化・資源化を推進します。
	野焼きに対する指導	野焼きについて、違法行為であることを啓発するとともに、指導を行います。
	不法投棄防止のパトロールの実施と監視の強化	環境パトロールを実施し、不法投棄されやすい場所に啓発看板を設置するなど対策を検討します。 各自治会に、ポイ捨て禁止などの看板を配布します。 また、広報誌、ホームページなどによりポイ捨て、不法投棄防止について啓発を行います。

(2) 施策のスケジュール

施策のスケジュールは、表 6-10 に示すとおりです。

表 6-10 (1) 施策のスケジュール

No.	取り組み	年 度										
		R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
1-1	ごみ処理手数料の適正化	評価（第一次目標年次）	見直し	実施			評価（第二次目標年次）	見直し	実施			評価（目標年次）
1-2	環境出前講座の実施		継続					継続				
1-3	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進		継続					継続				
1-4	分かりやすいごみカレンダー、ごみ分別冊子の作成		継続					継続				
1-5	市の処理する産業廃棄物の見直し ^{（注）}		検討					継続				
1-6	食品ロスの削減 （期限表示の理解の促進）		検討	実施				継続				
1-7	生ごみ処理機等の購入費用助成の検討		検討	実施				継続				

注：「1-5 市の処理する産業廃棄物の見直し」の実施時期は、検討結果によります。

表 6-10 (2) 施策のスケジュール

No.	取り組み	年 度										
		R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
2-1	資源集団回収の促進	評価（第一次目標年次）	見直し	実施			評価（第二次目標年次）	見直し	実施			評価（目標年次）
2-2	資源ごみリサイクル率の向上		継続					継続				
2-3	使用済小型家電回収品目の適正化		見直し	実施				見直し	実施			
2-4	刈草や樹木の剪定枝等の堆肥化による農業等への還元・利用		継続					継続				
2-5	再使用できる廃棄物の再利用の促進		継続					継続				

表 6-10 (3) 施策のスケジュール

No.	取り組み	年 度										
		R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
3-1	ごみ処理施設の適切な運営	評価 (第一次目標年次)	継続				評価 (第二次目標年次)	継続				評価 (目標年次)
3-2	ごみ処理施設の長寿命化		継続					継続				
3-3	廃棄物の減量化 ^(注) (産業廃棄物の受入規制)		検討					継続				
3-4	廃棄物減量等推進審議会の継続		継続					継続				
3-5	野焼きに対する指導		継続					継続				
3-6	不法投棄防止のパトロールの実施と監視の強化		継続					継続				

注：「3-3 産業廃棄物の減量化（産業廃棄物の受入規制）」の実施時期は、検討結果によります。

6. ごみ処理施設の整備に関する事項

焼却施設については、稼働開始後 22 年経過していることから老朽化が懸念されます。当面は、現施設（可燃物焼却施設）の施設整備計画に沿って施設を改修します。

今後は、さらに広域での処理について検討します。

また、不燃物最終処分場については、盛土堰堤を設置しながら埋め立てを進め、延命化を図ります。

7. その他ごみ処理に関して必要な事項

（１）瑞浪市廃棄物減量等推進審議会

瑞浪市廃棄物減量等推進審議会を定期的開催し、廃棄物の減量等の対策を推進します。

（２）災害対策

今後、想定される各種自然災害（地震、津波、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）によって発生する災害廃棄物の処理については、防災的観点から「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月）に基づき、令和 3 年 6 月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」が改定されたことを受け、大幅な見直しを行った「瑞浪市災害廃棄物処理計画」（令和 4 年 3 月改訂）により実施します。

また、近隣市等との協力体制を構築します。

（３）不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールが浸透していないことにより発生するため、ごみの適正排出に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄防止に向けた活動や指導をさらに推進します。

第7章 生活排水処理基本計画の進捗状況

1. 目標進捗状況

本計画（第1目標年度：令和6年度、第2目標年度：令和11年度、最終目標年度：令和16年度）で数値目標を定めた生活排水処理率は、表7-1及び図7-1に示すとおりです。

単独処理浄化槽及びくみ取りから下水道接続及び合併処理浄化槽への転換が進み、生活排水処理率は上昇しています。

表7-1 生活排水処理率の目標値と実績

項 目	単位	現 状					目 標		
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和11	令和16
生活排水処理率（実績）	%	82.7	82.7	82.8	83.0	83.1	—	—	—
生活排水処理率（目標値）	%	83.2	83.7	84.3	84.9	85.5	86.0	90.6	95.8
実績と目標値の差	—	-0.5	-1.0	-1.5	-1.9	-2.4	—	—	—

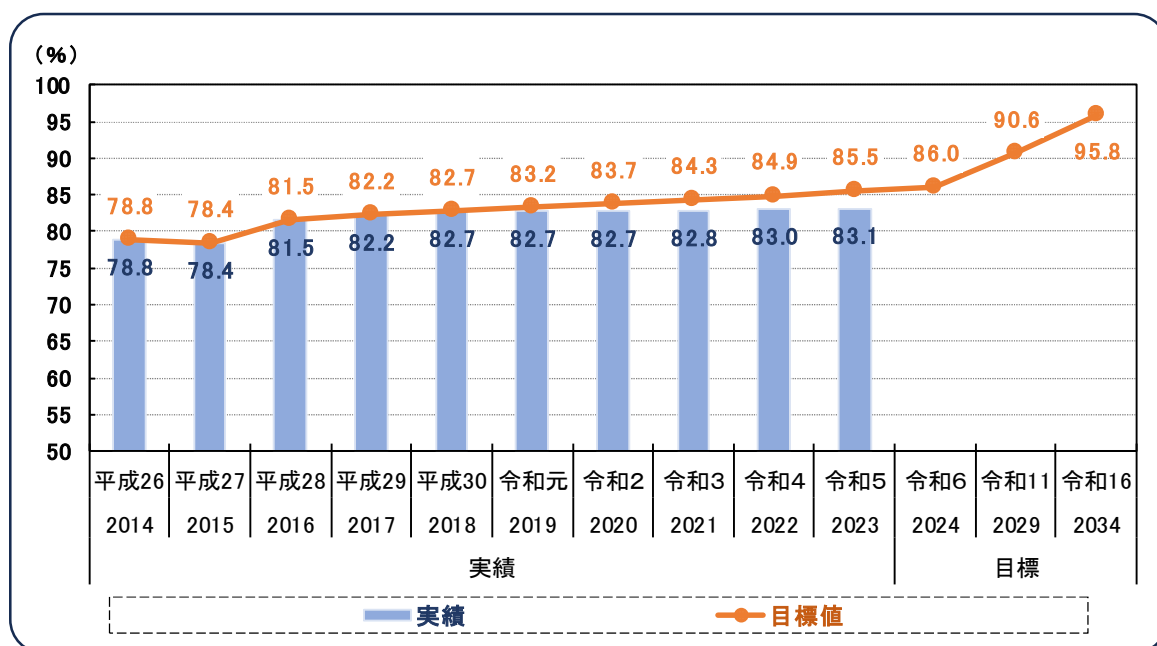


図7-1 生活排水処理率の目標値と実績

2. 施策の実施状況

前計画で示された施策の実施状況は、表 7-2 に示すとおりです。

表 7-2 施策の実施状況

基本方針	施策		令和 5 年度までの実施状況	評価
接続率の向上	下水道等への接続	処理区域となった日から 3 年以内に接続する場合は、改造資金の融資あっせんや利子補給制度等の支援を行っていますが、処理区となって 3 年を超えた区域がほとんどとなったことから、3 年以内の要件を撤廃した接続支援を行います。	令和 2 年 4 月 1 日より 3 年以内の要件を撤廃しました。また、市の広報誌やホームページにより制度を周知するとともに、対象世帯へチラシを配布し下水道への接続を促しました。	○
浄化槽の転換	合併処理浄化槽への転換	合併処理浄化槽の設置費用に対し、経済的支援により転換を進めてきました。補助制度は、平成 30 年度に改定したもので、期間が令和 2 年度までとなっているため、補助制度の効果を検証し、制度見直しを行ったうえで、効率的な制度運用を図ることさらなる合併処理浄化槽への転換を進めます。	補助制度を見直し、くみ取り槽撤去や合併処理浄化槽への転換の際の宅内配管工事に対しても補助金を交付すると改正しました。また、単独処理浄化槽及び汲み取り世帯に合併処理浄化槽への転換を促すため、市の広報誌やホームページにより制度を周知するとともに、対象世帯へチラシを配布し転換を促しました。	○
老朽化対策	下水道施設の老朽化対策	下水道事業は、老朽化対策を進めていますが、一時的に建設改良費が増加しないよう年度毎の平準化を図るとともに、財政計画とも整合性を図り、改築・更新に際しては併せて耐震化を前提に工事を実施します。 また、国の交付金事業を最大限に活用するとともに、新技術の導入検討などコスト削減に努め、安定的かつ継続的な下水道事業経営を進めます。	令和 5 年度 4 月にストックマネジメント計画を改定し、この計画に基づき計画的に老朽化対策を進めています。 管路施設では、汚水管の管更生や制御盤の改築を行いました。また、土岐汚水中継ポンプ場では電気設備の改築を行いました。 なお、これらの事業は国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金である社会資本整備総合交付金を活用しました。	○

※「評価」…「○」：概ね実施できた、「△」：実施したが十分とはいえない、「×」：未実施

第 8 章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理（公共下水道、農業集落排水等）及び個別処理（浄化槽等）の 2 つがあります。

本市の下水道は、岐阜県内で 3 番目となる昭和 37 年に事業に着手し、土岐川及び小里川流域の比較的平坦な人口密集地を中心に事業を進めてきました。令和 5 年度の整備済面積は 1,142ha となり、事業は概成に近づいています。

農業集落排水は、平成 10 年に月吉地区、平成 14 年に日吉南部地区、平成 17 年に大湫地区が供用開始しました。しかし、人口減少等の要因により計画処理人口に対して実際の処理人口は低い割合にとどまっており、厳しい経営状況となっています。このことから、下水道区域に比較的近い距離にある月吉地区及び日吉南部地区については、令和 3 年 4 月に公共下水道の瑞浪処理区に統合しました。

合併処理浄化槽の設置については、平成 9 年 6 月に国が単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、それ以降、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。既設の単独処理浄化槽については、平成 13 年 4 月の浄化槽法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすものとされていますが、既設の単独処理浄化槽を使用するものは、原則として合併処理浄化槽への設置替え、または構造変更に努めなければならないこととされています。本市においては、公共下水道及び農業集落排水区域外での合併処理浄化槽の設置を、補助金を交付することにより積極的に推進しています。

本市のし尿の収集・運搬については本市が委託した業者が、浄化槽の清掃は本市が許可した業者が行っています。し尿・浄化槽汚泥の処理は、昭和 56 年 4 月から日吉町北部にある衛生センターで処理していましたが、老朽化が進んだため、平成 30 年 4 月から瑞浪市浄化センターで下水道汚泥と混合して共同処理しています。

(2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1 生活排水の処理主体

区域	処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理	公共下水道	し尿・生活雑排水	瑞浪市
	農業集落排水	し尿・生活雑排水	瑞浪市
個別処理	合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人など
	単独処理浄化槽	し尿	個人など
	共同処理施設※	し尿・浄化槽汚泥	瑞浪市(下水道事業)

※本市のし尿処理は、下水道事業において瑞浪市浄化センターで共同処理しています。

（３）生活排水処理区域の概要

本市における生活排水処理区域の概要は、図 8-1 に示すとおりです。

当初、農業集落排水施設として整備された月吉地区と日吉南部地区は、令和 3 年 4 月に公共下水道の瑞浪処理区に統合しました。

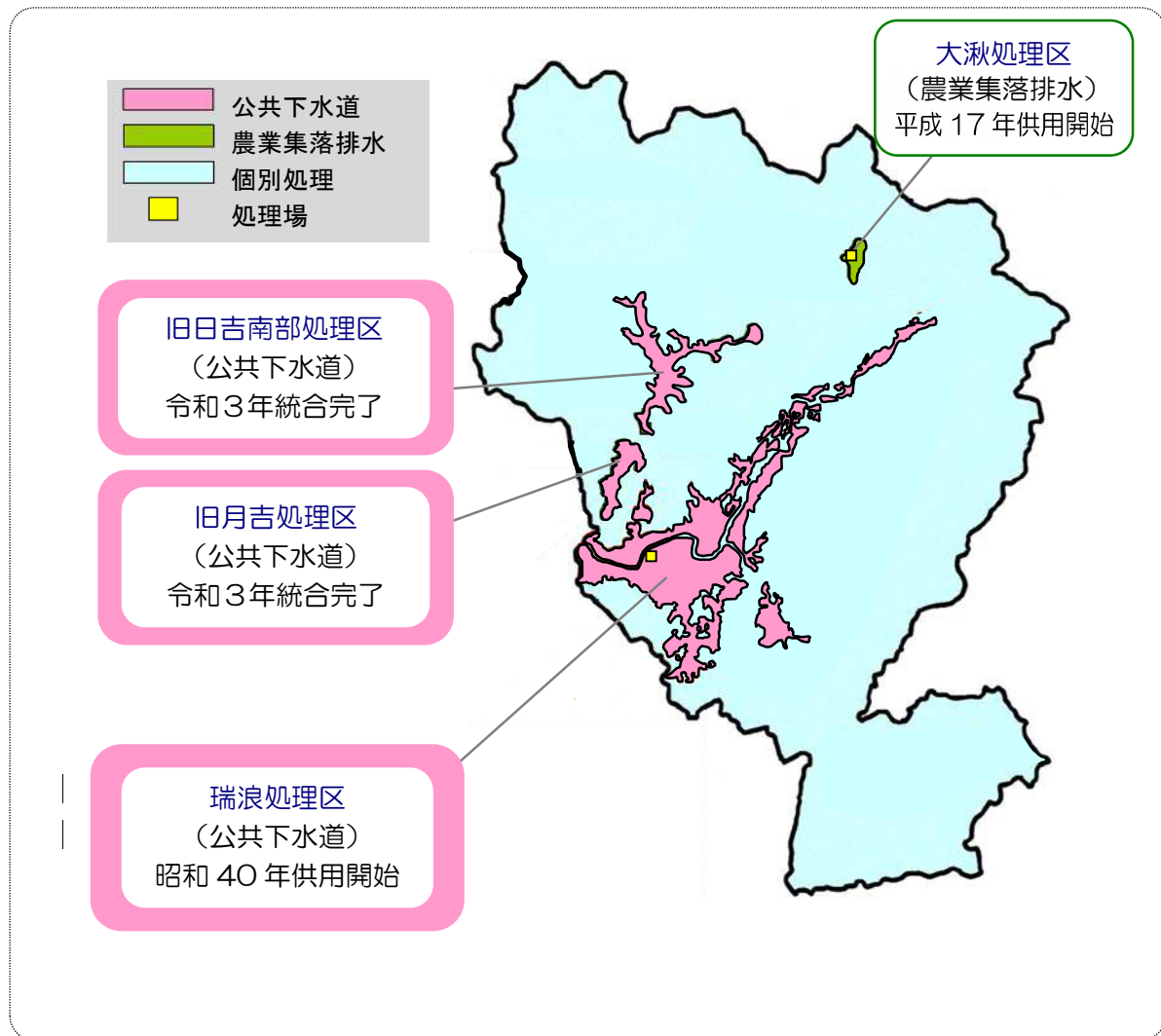


図 8-1 生活排水処理区域の概要

注) 以下文中で、公共下水道を「下水道」、農業集落排水を「農集」、と略す場合があります。

（４）生活排水処理体系の現状

本市における生活排水の処理フローは、図 8-2 に示すとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合せて処理している施設は、集合処理型の公共下水道と農業集落排水、個別処理型の合併処理浄化槽です。

これらの施設で処理している人口は、令和 5 年度で 83.1%となっており、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

農業集落排水、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生した浄化槽汚泥とくみ取り便槽のし尿は、下水道処理場の「瑞浪市浄化センター」で下水道汚泥と混合して共同処理されます。処理後の脱水汚泥は、民間委託により肥料等に 100%再利用しています。

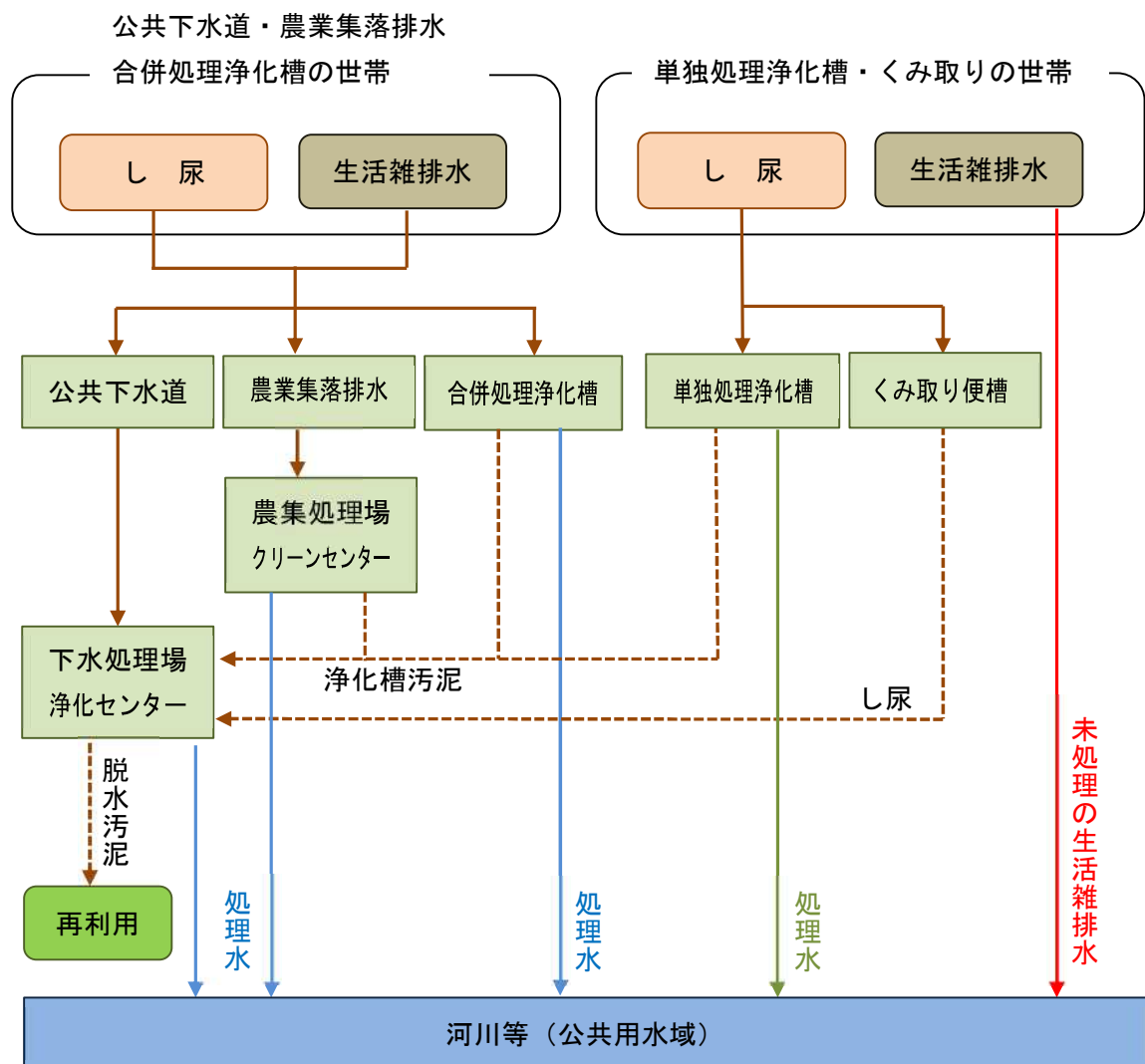


図 8-2 生活排水処理の流れ

(5) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における過去5年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表8-2及び図8-3に示すとおりです。

令和5年度における生活排水処理率は83.1%です。

表8-2 生活排水処理形態別人口の推移

項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
計画処理区域内人口（行政人口）	人	37,036	36,817	36,355	35,928	35,519
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,646	30,436	30,114	29,817	29,521
公共下水道人口	人	24,893	24,695	25,688	25,380	25,075
農業集落排水人口	人	1,423	1,373	109	106	107
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	4,330	4,368	4,317	4,331	4,339
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,238	2,037	1,985	1,947	1,891
単独処理浄化槽人口	人	2,238	2,037	1,985	1,947	1,891
非水洗化人口	人	4,152	4,344	4,256	4,164	4,107
くみ取り人口	人	4,152	4,344	4,256	4,164	4,107
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	82.7	82.7	82.8	83.0	83.1

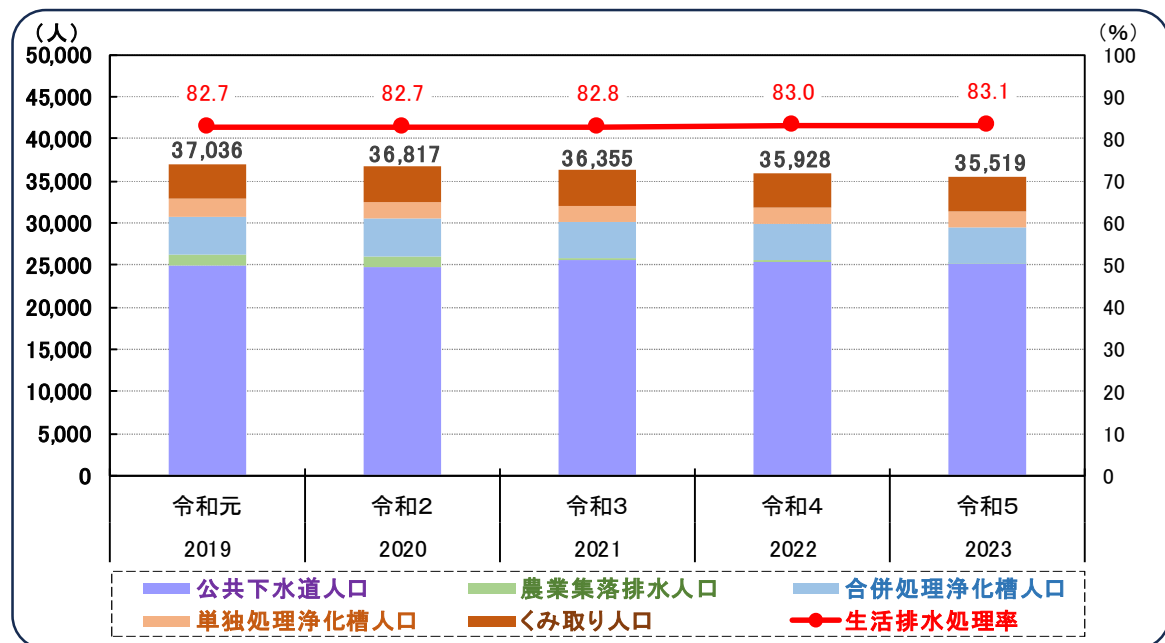


図8-3 生活排水処理形態別人口の推移

注：生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

(6) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市における過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥排出量の推移は、表8-3及び図8-4に示すとおりです。

表8-3 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

区 分	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
し 尿	kℓ/年	2,787	2,709	2,667	2,501	2,419
浄化槽汚泥	kℓ/年	9,393	9,421	8,947	9,022	9,112
合 計	kℓ/年	12,180	12,130	11,613	11,522	11,531
1日平均排出量	kℓ/日	33.3	33.2	31.8	31.6	31.5

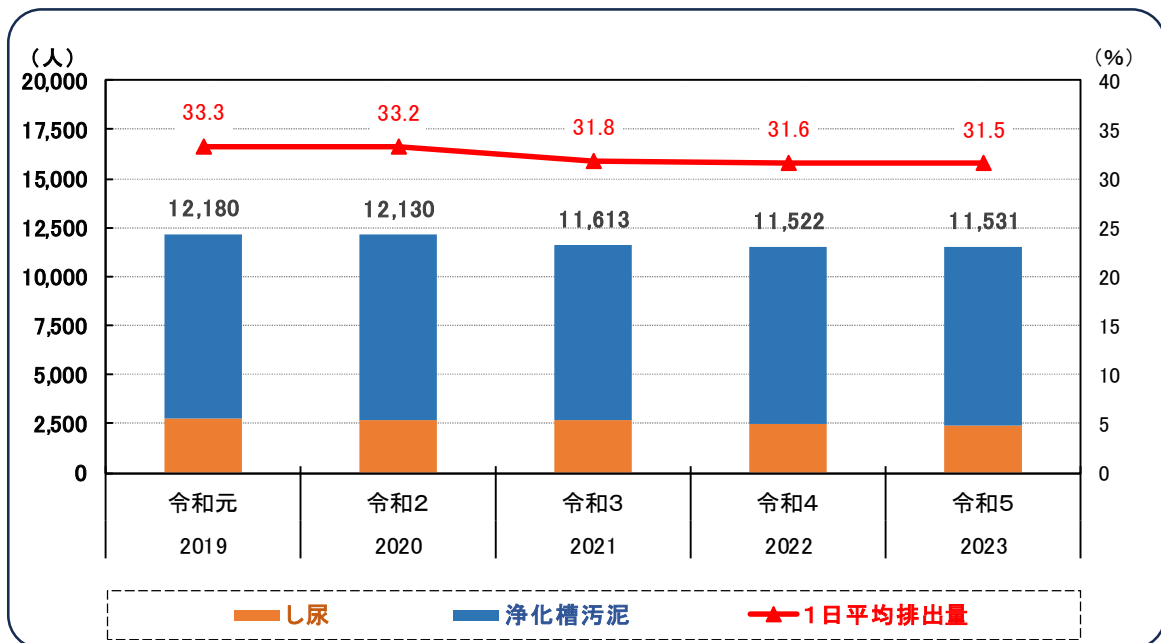


図8-4 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

(7) 収集・運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法等は、表8-4に示すとおりです。

表8-4 収集運搬方法など

区 分	収集運搬	業者数	収集回数	収集方法
し 尿	委託業者	1 社	月 1 回	バキューム式衛生車による個別収集
浄化槽汚泥	許可業者	2 社	年 1 回以上	バキューム式衛生車による個別収集
農業集落排水汚泥	委託業者	1 社	随時	大型バキューム式衛生車による個別収集

出典：瑞浪市

(8) 生活排水処理施設の現状

①下水道

本市における下水道計画の概要及び下水道施設の概要は、表 8-5 及び表 8-6 のとおりです。また、雨水管路を除く下水道管路延長の推移は、図 8-5 に示すとおりです。

なお、農業集落排水の月吉地区及び日吉南部地区は、令和 3 年 4 月に下水道へ統合しました。

本市は、日本三大湾の一つである閉鎖性水域の伊勢湾流域圏に属するため、汚水の高度処理による汚濁負荷の総量削減計画を積極的に推進してきました。瑞浪市浄化センターの標準法による水処理施設を高度処理法へ改築を進め、平成 25 年に高度処理率 100% を達成しています。

表 8-5 下水道計画の概要

事業主体		瑞浪市	
下水道種別		公共下水道	
処理区		瑞浪処理区	
事業着手		昭和37年10月6日	
供用開始		昭和40年1月1日	
都市計画決定		平成30年4月27日	
下水道法協議終了		平成30年10月1日	
都市計画法認可		平成30年11月9日	
計画区分		全体計画	事業計画
計画目標年度		令和7年度	令和6年度
処理区域面積 (ha)		1, 200	1, 146
計画人口 (水洗化考慮) (人)		26, 531	24, 561
計画生活污水量(ℓ/人・日平均)		250	249
計画工場汚水量(m ³ /日平均)		1, 030	1, 030
計画汚水量(m ³ /日)	日平均	11, 510	10, 658
	日最大	13, 631	12, 598
	時間最大	19, 968	18, 516

出典) 瑞浪市

表 8-6 下水道施設の概要

下水処理場	名 称	瑞浪市浄化センター
	所在地	下沖町2-1
	敷地面積	15,900m ²
	処理能力	14,000m ³ /日
	処理方式	凝集剤添加担体投入嫌気無酸素好気法※
	放流先河川	土岐川
管路	総延長	245,651m
	中継ポンプ場	益見・小田・土岐

※窒素、リンの除去効率の高い高度処理法

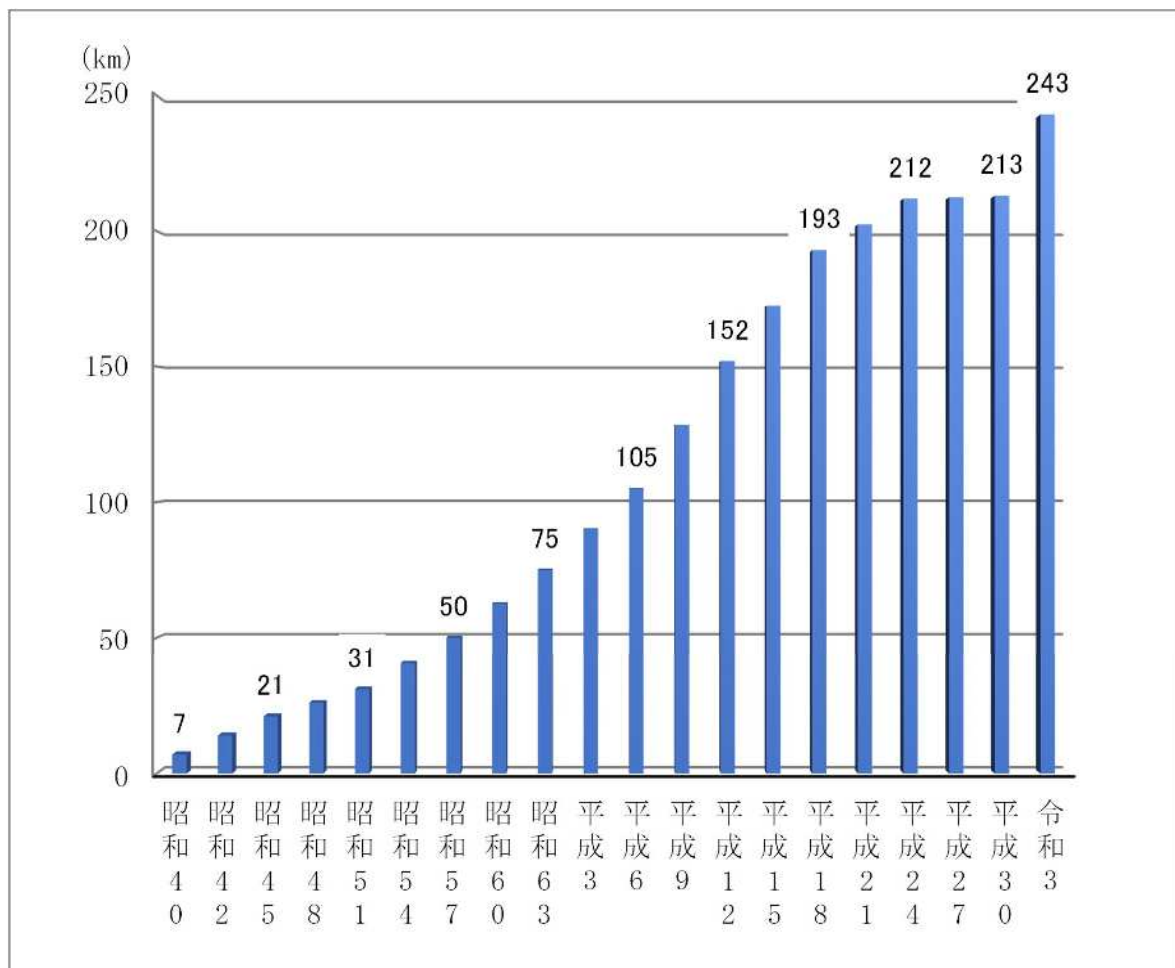


図 8-5 下水道管路延長の推移

②農業集落排水

本市の農業集落排水は、大湫地区の1地区となっており、処理施設を有しています。
処理地区の概要は、表8-7のとおりです。

なお、公共下水道に統合した月吉地区及び日吉南部地区は、処理施設は廃止しましたが、管路施設は現在も利用しています。

表8-7 農業集落排水処理施設の概要

項目	大湫処理区
供用開始	平成17年4月
処理区域面積 (ha)	8
計画処理人口 (人)	300
処理施設名称	大湫クリーンセンター
所在地	大湫町345-1
敷地面積 (m ²)	987
計画水量 (m ³ /日平均)	81
処理方式	鉄溶液注入連続流入 間欠ばっ気方式
放流先河川	御湯川
管路総延長 (m)	1,529

出典) 瑞浪市

③合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽

本市における合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の設置基数は、表8-8に示すとおりです。

合併処理浄化槽は、補助制度を拡充して設置を推進していることから増加傾向にあります。一方、単独処理浄化槽は、平成12年の浄化槽法の改正(平成13年施行)により、単独処理浄化槽の新設が原則禁止されたことに加え、下水道や合併処理浄化槽などへの転換が進み、減少傾向にあります。

表8-8 浄化槽設置基数の推移

区 分	単位	実 績				
		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
浄化槽設置基数	基	2,670	2,728	2,741	2,747	2,765
合併処理浄化槽基数	基	1,721	1,780	1,799	1,822	1,849
単独処理浄化槽基数	基	949	948	942	925	916

④し尿処理関連施設

本市におけるし尿処理は、下水道施設である浄化センターで下水道汚泥と混合して共同処理しているため、一般廃棄物処理施設に位置付けられるし尿処理施設はありません。

収集したし尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を除く）は、一旦、し尿中継施設に投入した後、大型バキューム式衛生車で浄化センターへ運搬しています。

し尿中継施設の概要は、表 8-9 のとおりです。

表 8-9 し尿中継施設の概要

名 称	所在地	容 量
中尾し尿中継施設	土岐町2087-15	120kℓ
川折し尿中継施設	稲津町小里1-8	40kℓ



平成 30 年 4 月に供用開始した共同処理施設

2. 生活排水処理事業の課題

本市における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると次のとおりです。

(1) 接続率の向上

下水道及び農業集落排水を供用開始した処理区域内人口に対する接続した人口の割合を接続率といいます。接続率の状況は、表 8-10 のとおりです。

本市の接続率は、下水道が 92.5%、農業集落排水が 89.8%と県内では高い水準となっています。

下水道及び農業集落排水では、供用開始の告示後 3 年以内に接続することが規定されているものの、接続していない単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の世帯が多く存在し、未処理の生活雑排水が公共用水域へ流されています。

このことは、生活環境や水質保全に悪い影響を及ぼすことは無論ですが、下水道事業経営にも影響を及ぼします。

表 8-10 接続率の状況

区 分			単位	令和 4 年度※
下水道処理区域内人口			人	27,433
	下水道接続人口		人	25,380
接 続 率	接	瑞浪市	%	92.5
	続	岐阜県平均	%	86.1
	率	全国平均	%	96.2
農業集落排水処理区域内人口			人	118
	農業集落排水接続人口		人	106
接 続 率	接	瑞浪市	%	89.8
	続	岐阜県平均	%	71.1
	率	全国平均	%	78.5

※県及び全国の R5 データが公表されていないため

(2) 合併処理浄化槽の普及

本市では、コスト的に合併処理浄化槽を設置することが有利な区域を、合併処理浄化槽の設置を推進する個別処理区域としています。下水道及び農業集落排水の面的な整備は概成に近づいており、これからの生活排水処理率の向上のカギは、合併処理浄化槽の普及といえます。

個別処理区域における生活排水処理の状況は、表 8-11 のとおりです。

表 8-11 個別処理区域における生活排水処理の状況

項 目	単位	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
個別処理区域内人口	人	8,647	8,621	8,460	8,377	8,281
合併処理浄化槽人口	人	4,330	4,368	4,317	4,331	4,339
単独処理浄化槽人口	人	2,238	2,037	1,985	1,947	1,891
くみ取り人口	人	2,079	2,216	2,158	2,099	2,051
自家処理人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	50.1	50.7	51.0	51.7	52.4

(3) 下水道施設の老朽化対策

本市の下水道事業の着手は、昭和 37 年と県内では 3 番目に早く先進的な取り組みを実施してきましたが、事業着手が早かったことで施設の老朽化が進んでいます。

下水道管路の法定耐用年数は 50 年ですが、改築を全く実施しないと仮定した場合は、図 6-6 に示すとおり老朽管の割合が高くなって行きます。老朽化が進むと地下水の浸入が多くなり、浄化センターの維持管理が難しくなることや、本市での発生事例はありませんが、道路陥没による二次被害の発生も懸念されます。

特に、初期に布設した陶管やコンクリート製のヒューム管は耐震性がなく、計画的な改築を実施する必要があります。

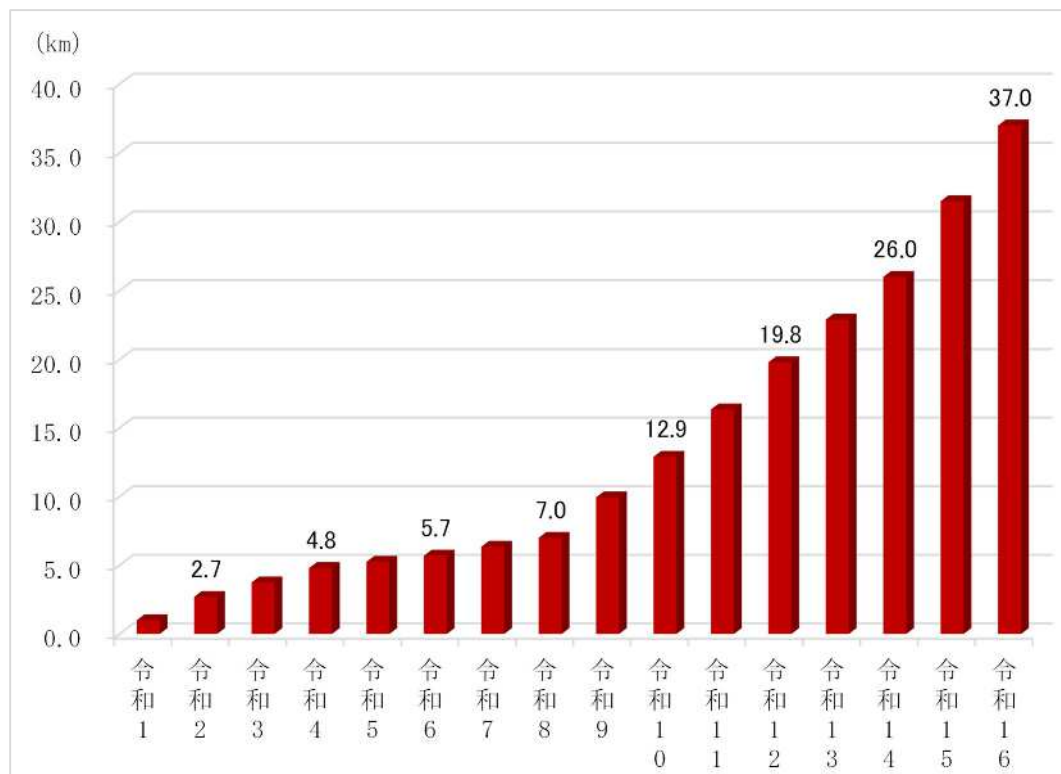


図 8-6 法定耐用年数を超える管路延長

第9章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理基本計画の経緯

本市では、平成9年度に目標年度を平成24年度とする、第Ⅰ期の「生活排水処理基本計画」を策定しました。基本方針の一つに「全県域下水道化構想等の着実な整備・推進」を掲げ、公共下水道の陶処理区や農業集落排水を9処理区で実施することなど、集合処理を中心に生活排水処理を進めようとしてきました。

平成13年度に改定した第Ⅱ期計画は、目標年度を平成22年とし、集合処理を縮小し合併処理浄化槽による個別処理への転換が計られました。

平成22年度に策定した第Ⅲ期計画では、目標年度を平成32年度とし、第Ⅱ期計画の考え方を引き継ぎましたが、初めて人口減少への見直しを計りました。

その後、令和2年3月に策定した「瑞浪市一般廃棄物処理基本計画」において、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」を統合し、ごみと生活排水を含めた一般廃棄物全般の計画としました。

これらの計画を実施することにより、平成8年度には46.7%であった生活排水処理率は、令和5年度に83.1%と大きく改善しました。

2. 持続可能なまちづくり

第7次瑞浪市総合計画“基本計画”は、令和15年度を目標とした、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、自治体運営における最上位の計画となるものです。

生活排水処理基本計画においても、瑞浪市総合計画と共通の理念をもってあたることが望ましく、第7次瑞浪市総合計画“基本計画”を踏襲し、持続可能なまちづくりを目指すための方針及び課題・方向性を次のとおりとし、適切な生活排水処理を進めていきます。

下水道施設の計画的な更新

- スtockマネジメント計画に基づき、管路施設の長寿命化や浄化センター及び中継ポンプ場の改築を計画的に進めます。
- マンホールからの溢水や浄化センターの浄化能力低下の原因となる降雨時の不明浸入水調査を実施し、原因の特定と必要な修繕を行います。

計画的な水洗化の促進

- 公共下水道及び農業集落排水事業の処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽への転換を積極的に推進し、市内全域の水洗化を目指します。
- 一般住宅の合併処理浄化槽への転換については、設置費に加え、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去工事や宅内配管工事に要する費用を補助することで推進を図ります。

経営の健全化

- 既存の下水道施設について、老朽化施設の長寿命化や更新のみならず、人口減少を踏まえた統廃合や合理化についての検討を進めます。

3. 生活排水処理の数値目標

平成 30 年 3 月に岐阜県が策定した「岐阜県汚水処理施設整備構想」に関連して策定した、「瑞浪市汚水処理施設整備構想」において、本市の汚水処理人口普及率※を令和 7 年度に 90.8%（令和 17 年度 100%）とする計画としました。平成 30 年 10 月に策定した瑞浪市公共下水道事業計画にも反映しています。

このことから、本計画の数値目標は汚水処理人口普及率に接続率を考慮し、令和 16 年度の生活排水処理率を 98.7%とします。

生活排水処理率を、

令和 6 年度に 87.0%

令和 11 年度に 92.5%

令和 16 年度に 98.7% とします。

※汚水処理人口普及率=（下水道及び農集処理区域内人口＋合併処理浄化槽人口）
÷計画人口

4. 目標達成のための取り組み

早期の汚水処理人口普及率 100%を目指し、下水道及び農業集落排水（以下、「下水道等」という。）への接続率の向上と合併処理浄化槽への転換を進めます。また、下水道施設の老朽化対策に併せ、耐震化を計画的に進めます。

（１）接続率の向上

下水道等の整備を行っても、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から下水道等に接続しないと生活雑排水は処理されません。

下水道等への接続には、トイレ・台所などの水回りの改造費が嵩むことから、接続の最大の阻害要因となっていると考えられます。このような理由でお困りの方に対しては、下水道等への接続工事資金の融資あっせん及び利子補給制度により経済的な支援を行います。

また、市の広報誌やホームページにより制度を周知するとともに、対象世帯へチラシを配布し下水道への接続を促します。

（２）合併処理浄化槽への転換

本市では、合併処理浄化槽の設置のみならず、設置に伴う単独処理浄化槽やくみ取り槽の撤去や、増築を伴わない既設住宅で単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換する際の宅内配管工事に対しても補助金を交付することで転換を進めてきました。この結果、合併処理浄化槽の設置基数は増加したとともに、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の設置基数は減少し、生活排水処理率は上昇しました。

今後も必要に応じた制度見直しと効率的な制度運用を図ることで、合併処理浄化槽への転換を促します。

（３）下水道施設の老朽化対策

下水道事業では、ストックマネジメント計画※に基づき老朽化対策を進めています。一時的に建設改良費が増加しないよう年度毎の平準化を図るとともに、財政計画とも整合性を図り改築・更新を進めます。改築・更新に際しては併せて耐震化を前提に工事を実施します。

また、国の交付金事業を最大限に活用するとともに、新技術の導入検討などコスト削減に努め、安定的かつ継続的な下水道事業経営を進めます。

※施設状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら施設を計画的かつ効率的に維持管理及び改築・更新すること。

5. 生活排水処理の将来予測

将来予測に使用する人口は、ごみ処理基本計画の人口の将来予測（表 5-1）を使用します。

（1）処理形態別人口の将来予測

「瑞浪市汚水処理施設整備構想」における汚水処理人口普及率に接続率を考慮した処理形態別人口の将来予測は、表 9-1 及び図 9-1 に示すとおりです。

表 9-1 生活排水処理形態別人口の将来予測

項 目	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和11	令和16
計画処理区域内人口（行政人口）	人	37,036	36,817	36,355	35,928	35,519	35,642	33,772	31,862
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,646	30,436	30,114	29,817	29,521	30,997	31,221	31,435
公共下水道人口	人	24,893	24,695	25,688	25,380	25,075	25,586	25,416	25,246
農業集落排水人口	人	1,423	1,373	109	106	107	114	114	116
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	4,330	4,368	4,317	4,331	4,339	5,297	5,691	6,073
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,238	2,037	1,985	1,947	1,891	1,464	804	135
単独処理浄化槽人口	人	2,238	2,037	1,985	1,947	1,891	1,464	804	135
非水洗化人口	人	4,152	4,344	4,256	4,164	4,107	3,181	1,747	292
くみ取り人口	人	4,152	4,344	4,256	4,164	4,107	3,181	1,747	292
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	82.7	82.7	82.8	83.0	83.1	87.0	92.4	98.7

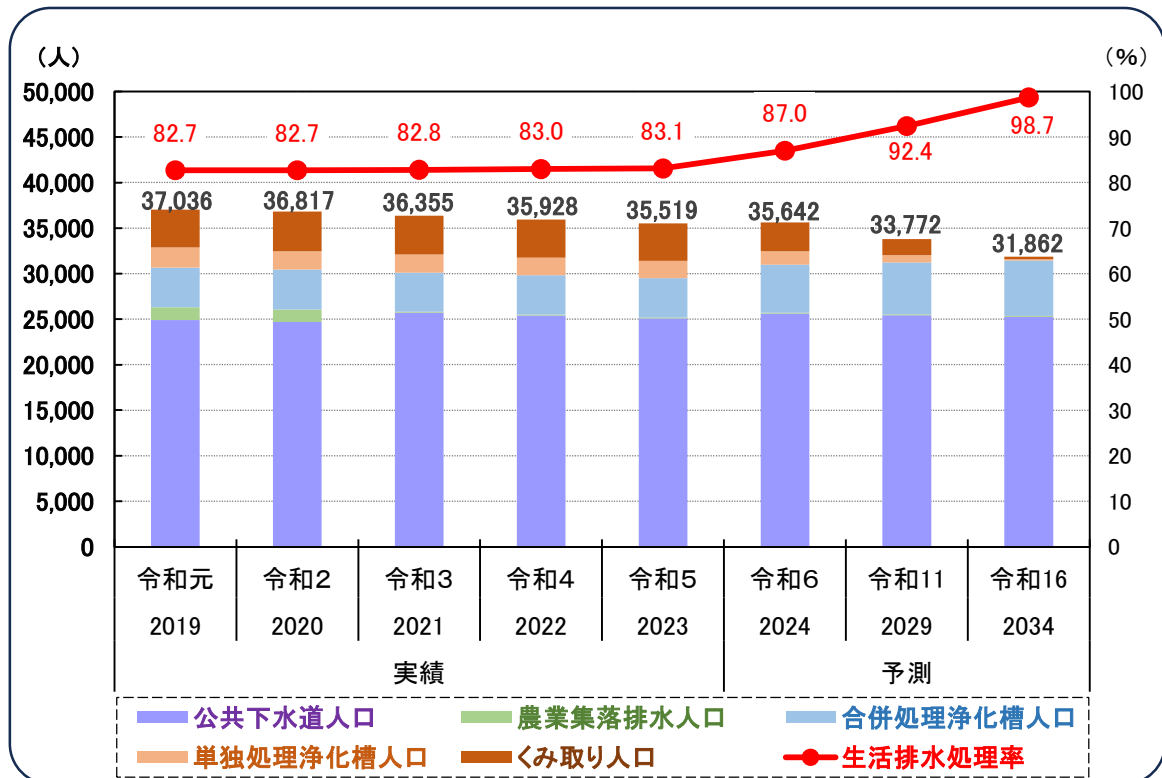


図 9-1 生活排水処理形態別人口の将来予測

(2) し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測結果は、表 9-2 及び図 9-2 に示すとおりです。し尿量は、くみ取り人口の減少により減少していきます。浄化槽汚泥量は、合併処理浄化槽汚泥が増加する一方で単独浄化槽汚泥が減少するため横ばいとなります。総発生量としては緩やかな減少が見込まれます。

なお、農業集落排水汚泥量が大きく減少した理由は、令和 3 年 4 月に月吉地区及び日吉南部地区の農業集落排水を公共下水道に統合し、農業集落排水は大湊地区のみとなったためです。

表 9-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測

区 分	単位	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和11	令和16
し 尿	kℓ/年	2,787	2,709	2,667	2,501	2,419	1,977	1,086	181
浄化槽汚泥	kℓ/年	9,393	9,421	8,947	9,022	9,112	9,049	9,220	9,369
合併処理浄化槽汚泥	kℓ/年	7,311	7,474	7,612	7,711	7,834	8,049	8,647	9,228
単独処理浄化槽汚泥	kℓ/年	1,451	1,317	1,284	1,259	1,226	947	520	87
農業集落排水汚泥	kℓ/年	631	630	51	51	52	53	53	54
合 計	kℓ/年	12,180	12,130	11,613	11,522	11,531	11,026	10,306	9,550
1 日平均排出量	kℓ/日	33.3	33.2	31.8	31.6	31.5	30.2	28.2	26.2

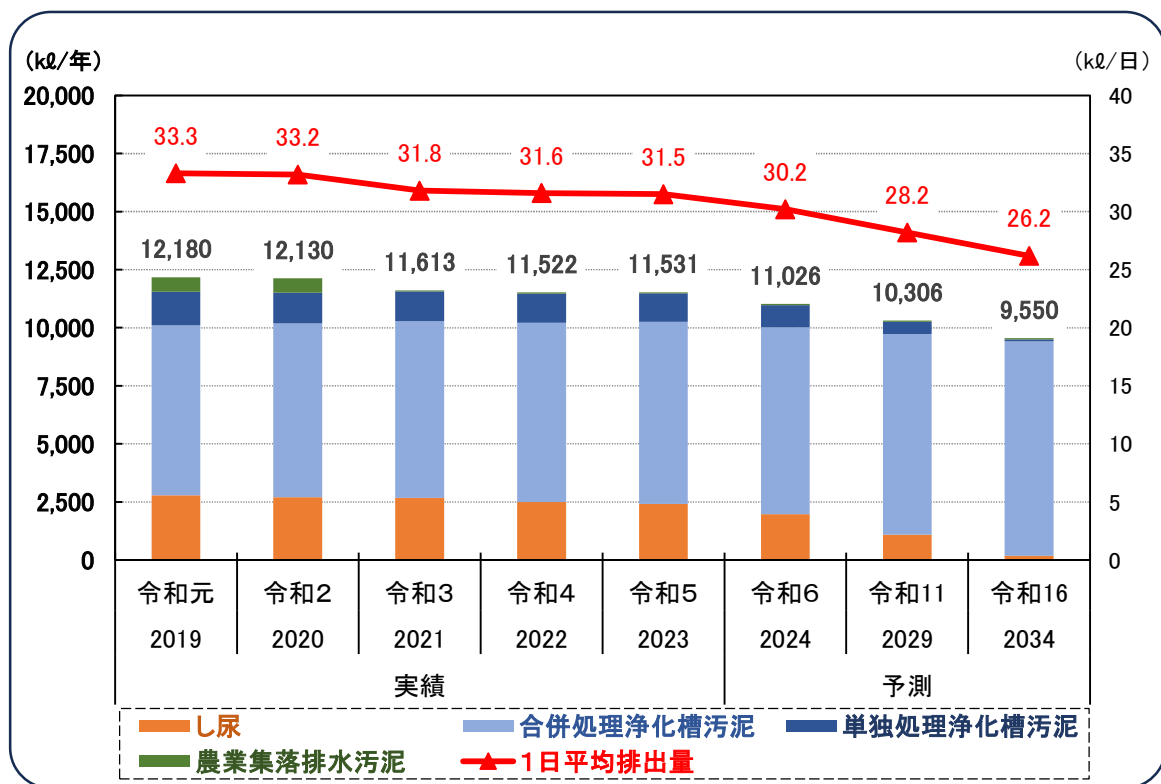


図 9-2 し尿及び浄化槽汚泥発生量の将来予測

6. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿の収集運搬は、業者に委託して実施しています。

浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃の許可及び浄化槽汚泥の収集運搬の許可を合せて持つ業者が、バキューム式衛生車で行っています。

今後も、この体制を維持していくとともに、収集量の変化への対応、計画的な収集作業の指導により、安定的な収集運搬を行います。

(2) 中間処理・再利用計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、瑞浪市浄化センター内の共同処理施設で、下水道汚泥と混合して中間処理します。計画期間中は適正な維持管理や施設修繕等を実施することで、安定的な処理が可能です。発生する脱水汚泥は、産業廃棄物として扱われますが、引き続き民間業者に処理委託して、肥料等に100%再利用していきます。

7. 施設整備計画

下水道整備は、現行の公共下水道事業計画に基づき進めます。

農業集落排水については、新たな整備計画はありません。生活排水処理基本計画の計画期間中は、個別処理区域での合併処理浄化槽への転換を軸に整備を進めます。

8. 広報・支援活動

生活排水対策を推進していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で水洗化の促進に取り組み、家庭等からの雑排水流出の削減に努めることが大切です。具体的な取り組みを表9-3に示します。

本市では、表9-4に示す広報・支援活動を今後も継続して実施していきます。

表9-3 具体的な取り組み

市民	団体・事業者など	行政
河川の水質浄化のため、積極的な水洗化に努めます。	排出する処理水の適切な管理に努めます。	水洗化のPRと支援を積極的に行います。

表 9-4 広報・支援活動

項 目		内 容
広報活動	広報紙・ホームページ	広報紙やホームページを通じて、水洗化の必要性や支援情報などを発信します。
	環境学習	水環境の維持・生活環境の改善についての出前講座の開催と、浄化センターでは施設見学を受け入れます。
支援活動	融資あっせん・利子補給	下水道及び農業集落排水への接続を支援するため、接続工事に必要な資金の融資あっせん及び利子補給を行います。
	合併処理浄化槽の設置費補助	単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換を支援するため、補助金を交付します。



第 10 章 計画の推進

1. 瑞浪市廃棄物減量等推進審議会

本市における廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する施策を推進するため、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の進行管理に努めます。

2. 地球温暖化防止への配慮

2015（平成 27）年 11 月 30 日から 12 月 13 日まで、フランス・パリ郊外で国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、世界の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

このパリ協定は、すべての国に適用される枠組みであること、緩和、適応、資金など各要素をバランスよく扱っていること、長期の取組を視野に入れた永続的な枠組みであること、取組を前進・向上させる仕組みになっていることの 4 つが特徴として挙げられます。

その後、2021（令和 3）年 11 月に英国・グラスゴーで開催された COP26（国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議）において、「グラスゴー気候合意」が採択され、2100 年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑える努力を追求していくことなどが盛り込まれました。

我が国では、1997（平成 9）年に京都で開催された COP3（国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議）での京都議定書の採択を受け、地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法：平成 10 年法律第 107 号）が施行されました。その後、パリ協定を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）や、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）及び同法に基づく「気候変動適応計画」（平成 30 年 11 月策定）等を基盤に、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこととなっています。

本市としても、化石燃料を原料としているペットボトルや食品トレイのリサイクルや、ごみの発生抑制を進めることで、今後より一層の「循環型社会形成」を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

3. 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・行政の三者が一体となった取組が必要となります。このため、市民・事業者・行政が本計画のごみの現状、基本理念、基本方針、数値目標、ごみ排出抑制のための施策等を共有し、それぞれ連携を図りながら役割と責任を果たすことが重要となります。また、計画を推進するに当たって環境面と経済面などに配慮し、施策の展開と達成状況を毎年点検・評価し、公表することが必要となります。

このようなことから、本計画を効率的に推進していくため、図 10-1 のとおり「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルの考え方を導入し、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会等において、計画実施における結果を十分に検証して業務改善を行うとともに、新たな施策を検討して実行していきます。

また、本計画を広く周知するため、広報誌やホームページなどで公開し、市民や事業者に対して情報提供を行います。

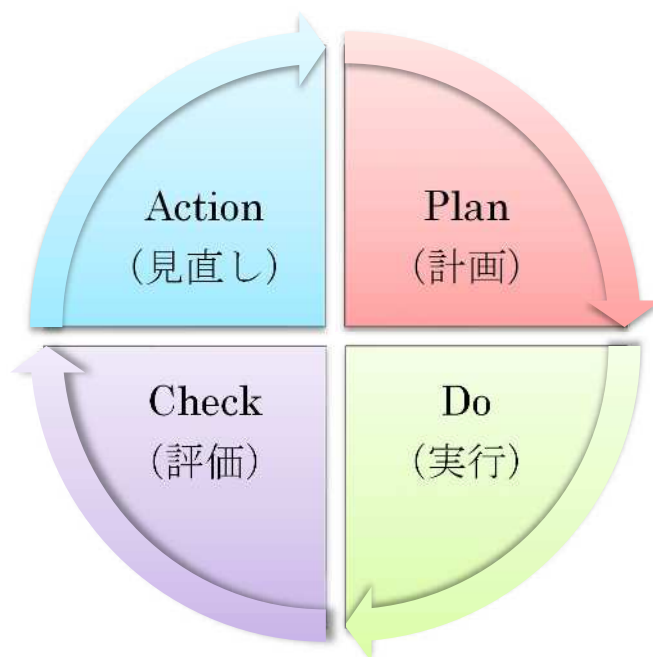


図 10-1 PDCA サイクル